

令和2年 第4回定例会

# 美深町議会議録

令和2年12月15日 開会

令和2年12月18日 閉会

美深町議会

令和 2 年第 4 回定例会  
美深町議会会議録

第 1 号 (令和 2 年 1 月 15 日)

---

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 52 号の提案説明
- 第 7 議案第 53 号の提案説明
- 第 8 議案第 54 号の提案説明
- 第 9 議案第 55 号の提案説明
- 第 10 議案第 56 号の提案説明
- 第 11 議案第 57 号の提案説明
- 第 12 議案第 58 号の提案説明
- 第 13 議案第 59 号の提案説明
- 第 14 議案第 60 号乃至議案第 66 号の提案説明
- 第 15 報告第 7 号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告  
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 16 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番 名 取 明 美 君	2 番 田 中 真奈美 君
3 番 和 田 健 君	4 番 五 十 巖 庄 作 君
5 番 岩 崎 泰 好 君	6 番 藤 原 芳 幸 君
7 番 小 口 英 治 君	8 番 中 野 勇 治 君
9 番 荒 川 賢 一 君	10 番 齊 藤 和 信 君
11 番 南 和 博 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	望月清貴君
教育グループ主幹	大堀裕康君	教育グループ主幹	和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	玉置一広君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	玉置一広君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和2年第4回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において1番名取議員、2番田中議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から18日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から18日までの4日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。美深町商工会に対する令和3年度市町村補助金についての要望、他2件は議会側議案に写しを添付しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例改正2件、構想策定1件、指定3件、協定締結1件、規約変更1件、補正予算7件です。議会側提出のものは、委員会報告1件です。次に、一般質問について申し上げます。一般質問通告者は小口議員、他3名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に会期中について、新型コロナウイルス感染予防対策として議場内換気のため、一部ドアを開け、更に空間除菌脱臭機を設置しています。また傍聴席で座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは行政報告を申し上げます。1点目として、まず瀬尾医院の閉院についてあります。2点目として、11月の大雪災害についてあります。以上、2点について行政報告を申し上げますのでよろしくお願ひします。まず瀬尾医院の閉院についてありますけれども、平成元年5月の開業以来地域の医療を支えて頂きました瀬尾医院でありますけれども、ご自身の年齢が非常に高くなってきたと。79歳と聞いておりますけれども。ことに加えまして平成29年ごろから経営状況が悪化したことによりまして閉院を検討された経過があるわけでございます。町と致しましては地域医療を確保するため議会へのご理解を得ながら財政支援などの対策を講じて医院の継続をお願いしてきたところでございます。しかしながら先般、先生ご自身から自身の年齢のこと、更に家族の意向などもあり令和3年3月末をもって閉院をする意向であると改めて報告を受けたところでございます。これ以上引き留めることが難しい状況でありますので先生の考え方を受け止めざるを得ないなと思っている訳でございます。ただ恩根内診療所につきましては現在週1回の診療を行っておりますけれども、4月以降の診療については先生と協議する中で、診療回数を見直すことなどして令和3年8月まで診療を継続して頂くことでご理解を頂いているところでございます。閉院については非常に残念なことでありますけれども、これまで住民の医療と健康を支えてこられたことに感謝を申し上げながら1点目の報告とさせて頂きます。

次に、11月に発生した大雪災害についてご報告を申し上げます。11月19日から20日にかけて前線を伴った低気圧が北海道を南北に通過し、24時間雨量が美深観測所で90.5mm、小車観測所で96mmを観測し11月としては観測史上最大の雨量となつたところであります。一方、名寄・士別の天塩川上流の雨量は50mmから60mm程度にあったにも関わらず天塩川では美深橋の水位が最大70.9mに達し、恩根内大橋では57mとなり非常に高い水位を観測致しました。一時的に緊張が高まったもののこれをピークに降雨や水位が減少に転じたため避難勧告等の発令や避難所の設営には至っておりません。この増水の要因は降雪期を控えて樹木が活動を停止し、森林が持つ保水力が低下する時期に入ったことによって降雨量と比較して出水が多くなったものと推測をいたしております。

ます。災害対応としては20日、深夜2時30分から職員を出動させると共に、同日午前には災害対策本部を設置し作業班と災害調査班に分かれて災害対応と情報収集に当たっております。この大雨による被災状況についてご報告を申し上げます。1点目として町道オテレコッペ道路において国道40号から約1.8kmの地点で路肩法面が崩落し、埋設されていた北部簡易水道の配水本管が25mにわたって崩落し、酪農16戸、畜産2戸を含む北部簡易水道全域区域の約180戸が断水となりました。この給水対応では消防タンク車で70t、ポリタンク等で175個、ペットボトルで1,126本を各戸に配布しております。この崩落箇所及び水道管の復旧には札幌から資材を搬送する間に法面復旧を行い、断水から約20時間後の23時に完全通水となったところであります。この他、道路については町道オテレコッペ道路他、4路線で延長約3キロに渡って路肩欠損や砂利流出、法面崩落などが発生し、普通河川では報徳沢川他、1カ所が被災した他、天塩川の増水に伴って低い土地の農地等が冠水する被害も発生しております。この内水排除対策として紋穂内排水機場や9線救急内排水機場など全5カ所のポンプ所等を稼働して対応致したところでございます。これらの復旧にかかる経費については早期に復旧が必要な箇所は本定例会の一般会計補正予算（第6号）で追加補正させて頂き、その他は来春の融雪後の復旧となることから令和3年度当初予算で復旧費を計上させて頂いております。以上の2点の行政報告とさせて頂きます。以上で終わります。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しあ尋ねの向きがありましたら発言願います。

5番岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 11月大雨災害について、今行政報告を頂いたところですが、天塩川の水位が美深橋で最大70.9m、恩根内大橋で57mの高い水位ということなのですが、避難勧告やあるいは避難所の設置については至らなかったということなのですが、ここでいう避難勧告にあたる水位というのはどの程度であって、それについてそこに至らなかったという解釈だと思いますが、その避難勧告を進める上でその水位というのは今こここの現状ではどのようにになっているのか、その1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 河川の水位につきましては、それぞれその観測場の場所において例えば水防団の待機水位ですとか、氾濫注意水位、基準が決まっております。それで美深橋につきましては、水防団待機水位が70.9mですね。これが一番最初にその警戒すべき水位です。これを超えて71.7mになると氾濫注意水位ということになって参ります。例えば美深橋の場合は避難判断水位というのも設定されておりまして、これが72.6mということでありまして、これに近づいた場合は他の河川だとか降雨の状況

だとか判断しながら早めに避難勧告を出したいということになりますけれども、今回はこの水防団待機水位、こういった部分で留まったということと恩根内は氾濫注意水位ぎりぎり達する直前までいったのですけれども、これを境に下降したということもあってそういった避難の判断には至っておりませんけれども、これが雨が続いたりした場合はそういう判断が必要になることとなっております。

○議長（南 和博君） よろしいですか。別段なければ本件報告済みといたします。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

7番小口議員。

○7番（小口英治君） それでは一般質問を始めたいと思います。項目は1 行政。件名 美深町総合計画に関わる第5次の総括と第6次の重点施策についてお伺いします。質問の要旨 第5次美深町総合計画の総括及び第6次美深町総合計画におけるこの町の目指すべき姿と重点施策について町長にお伺い致します。この内、教育行政については教育長にお伺いするものです。何卒よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から第6次の総合計画についてのご質問であります。5次の総括更には今言いました6次の美深町総合計画のご質問であります。全体的な部分でのご質問ですので、本議会に提案している内容と若干異なる、重なる部分も多いのでありますけれども考え方について答弁をさせて頂きたいと思います。始めに第5次総合計画の総括についてでありますけれども、第5次では平成23年からの10年間に渡る計画推進において行政評価を取り入れており毎年担当者段階における事務事業の評価、主幹・課長段階における主要施策の評価、住民の代表16人で構成する行政評価町民委員会による政策の評価というように段階的に行っているものであります。その町民委員会による評価を受ける中で政策に対する課題などが一定程度整理されております。また議会における予算決算等でも総合計画の行政評価に基づいて審査される中で、みんなで築く輝くまち「美深」の基本的な考え方に基づいてまちづくりが進められてきたものであります。第5次総合計画の総括としてその達成度をABC方式に評価をした結果、議会の特別委員会の中で報告いたしましたけれどもA目標を達成している、B目標を概ね達成しているが全体の9割以上を占めておりまして事業は順調に進捗したと総括をしているところであります。

但しすべてが100点満点ではなく、積み残した課題も当然あるわけで、これらも含めて今後の方向性を整理して第6次総合計画の掲げる施策の検討を進めてきたところであります。

また第6次総合計画に向けてまちづくりの考え方や活かすべき町の特性などについて整理するため町民の意識調査を始め町民の意見収集などを行い、各種団体の代表者等町民27人の委員による総合計画策定審議会において協議を重ねて頂きながら計画策定を務めて参ったところであります。第6次総合計画では人口減少や少子高齢化は避けられない状況の中で豊かな自然環境を大切にし、これまで町民みんなで培ってきた文化や歴史を大切に守りながら、新たな町の魅力や活力ある産業の振興を図るとともに引き続き町民の対話により将来に渡って誰もが安心して快適に暮らすことが出来る明るい健康な町を目指すことをしております。今議会に基本構想を提案させて頂き、議会のご理解を得ながら全町民が一丸となって実現に向けたまちづくりを推進して参りたいと考えているところであります。この他、課題等について少し触れるならば町民参画の推進による持続可能なまちづくりの推進、それぞれの産業や地域における担い手の確保、チョウザメをはじめとする新たな産業への挑戦、子どもたちの健やかな成長、自然との調和どれもが重要な施策と考えております。こうした施策の実行には財政的な負担も伴いますが、少子高齢化と人口減少の進行などこれから先の社会経済情勢の変化はこれまで以上に厳しい行財政運営が求められると考えており、どう優先順位を付けていくかのバランスをとるのが非常に難しい面がありますけれども、国の制度・施策をしっかりと活用しながら推進して参ります。いずれに致しましても総合計画を指標とし目指す姿を意識し、町民と共に情報を共有しながらまちづくりを推進して参りますので議会を始め町民の皆様のご指導とご理解をお願い致しましたく思っております。以上を申し上げ私の説明と致します。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 小口議員から私に対しても美深町総合計画についてのご質問を頂きました。只今、町長から総体的、全体的な答弁がございましたが、私から教育分野についてご答弁を申し上げます。始めに、第5次美深町総合計画の総括について申し上げます。第5次総合計画におきましては、次代を創る人を育てるまち「美深」を教育分野における基本目標として教育行政が着実に前進した期間であったと考えております。町議会第6次美深町総合計画調査特別委員会から6月には中間評価のご報告を頂いたところですが、町がまとめた第5次総合計画の総括では教育、文化、スポーツ分野における20施策の達成状況については、A目標を達成しているが11施策。B目標を概ね達成しているが9施策でハード事業などほぼ計画通り順調に推進されたものと評価をしたところでございます。

ただ先程町長から答弁があったように積み残した課題もあり、事業継承中で更なる推進を必要とするものや、内容を検証して再構築が求められている事務事業もございました。第5次総合計画期間中における特に大きな事業実績を挙げるとすれば、美深小学校と美深中学校の校舎改築、学校給食センター整備と給食のスタート、幼児センターの大規模改修、そして今年度は仁宇布小中学校校舎の建替え工事を進めており、教育関係施設の環境整備が進み将来に渡る子どもたちへの教育の基盤が整えられた総合計画期間であったと考えてございます。更に山村留学や英語教育の推進といった特色ある教育の推進と共に美深高等学校、美深高等養護学校での高等教育の振興など第6次総合計画期間にも引き継ぐべき施策が推し進められたものと考えております。社会教育、芸術・文化、そしてスポーツの分野についてもCOM100文化ホール自主事業を始め、フリースタイルスキー競技エアリアル種目など冬季スポーツの推進、こどもスポーツ未来基金の創設などが特筆され、幅広い町民の学習やスポーツに親しめる環境整備が進められたものと考えております。次に第6次美深町総合計画におけるこの町の目指すべき姿と重点施策、教育関係について申し上げます。第6次総合計画においては、教育行政の基本目標を、次代を生き抜く力と豊かな心を育む町とし幼児教育、学校教育、社会教育、芸術・文化そしてスポーツと5つの施策項目を掲げてございます。今の子どもたちが大人になるころには今よりもっと予測が難しい変化の激しい社会が待ち受けております。これまで体験したブラックアウトやウイルス感染症の問題ばかりではなく、局地的な豪雨被害、また地球環境の変化などに加えてグローバル化や情報化が更に一層進むものと考えられます。子どもたち一人ひとりに対し予測困難な社会の中で主体的に向き合い自ら未来を切り拓くための生きる力と故郷を想う心や人を思いやる心を大切に育む教育を推進すると共に、自然体験学習や山村留学の他、英語教育やICT教育など特色ある教育に取り組んでいかなければならないと考えております。また、町民一人ひとりが心豊かに生活を送れるよう生涯学習、芸術文化活動の推進に努めると共に誰もがスポーツに親しめる環境の充実により健やかで潤いのある生活を目指していく事としています。さらにこのような将来に向けた教育行政を持続して推進していく為には、老朽化する施設の維持・改修等をはじめ特に担い手となる人材の育成、次代を担うリーダーの養成が重要になるとを考えているものでございます。町の将来像として今議会で提案申し上げます。未来へ続く笑顔溢れるまち「美深」の主人公として子どもたちを育て、そして町民誰もが豊かに生活出来るよう教育行政を進めて参りたいと考えております。第5次総合計画期間同様に議員各位、そして町民の皆様のご理解とご指導をお願いするものでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 総括ですから本来でしたら質問は出来ないのかもしれません、私はですね、達成状況Cの部分のピックアップをさせてもらいました。それで第5次の結果を基に第6次に向けての考え方をお聞きしたいと思います。簡略で結構でございますので、これからでしたらこれから審議でも結構だと私は思っています。まず第1章から入りますと地方公共交通運行事業というのがありますて、これはフレンドバス、仁宇布デマンドバス、これは利用減少があって効率の検証も必要だというような報告があるのですが、これに対してお答えいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 第1章の交通関係というかフレンドバス等についてお話を今承ったところでございますけれども、C評価ということのようでありますけれども、この中でフレンドバス等を今具体的に挙げて頂いたのかなと思っておりますけれども、第5次で大体整理を付けて来たつもりではありますけれども、6次として地域要望含めてどの辺にあるのか、ただ財政的な面等々も考えながらどこまでやり切れるのかということも十分考えていかなければならぬ課題があるのではないのかなと思っているところです。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと種類が多いので端的にいきますけれども、申し訳ありませんが、それと14線道路舗装改修という事で、これも報告書によりますと踏切改修を越えると町道としての事業が4.4億円だかになるというようなことが想定されるので、これは道道に昇格すべく交渉していくというような報告書になっていますが、この6次に向けた見通しといつぐらいにそのような道道になるのかならないのかわかりませんが、どのような計画を持って進んでいくのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 目標としては道道昇格という事もあるわけでありますけれども、中々道道昇格というのは具体的には非常に厳しいものがあると。道の考え方もあるわけでありますけれども、中々町が考えるようなことには向かうのは厳しいな。しかしながら果敢に挑戦をしていかなければならないとこのように思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） どんどん行って申し訳ありませんが、他の6次についてもちょっと聞きたいことがありますので、3節に入りますが、これ移住住宅の推進という事がありまして、移住住宅として紹介出来る空き家の確保が重要ですというような報告にあります。この件に関しては私も度々ですねそういう空き家ですとか、そういうような空き地ですかそのようなところはちゃんと役場で押さえて、他所から来た人には直ぐに紹介

出来るようなシステムが必要だよというようなことは申し上げたつもりでおりますが、中々それが出来ていなかったという課題があるのですが、このことに対しては6次に向けてどのような方策で考えておられるかお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 移住住宅の件でありますけれども、移住住宅として来る人の立場というものも考えていかなければならないと思っております。しかしながら移住住宅で今、十分足りているのか、足りていないのか、その辺も1つの判断材料になってくるなど。どんなケースを想定しているか今ちょっと分からぬ部分もあるのですけれども、考えていかなければならぬという課題としては残っているとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これ同じですけれども市街地の整備という項目もありまして、危険な家屋や今言った管理のされていない土地、メイン通りでも草、雑草等が結構生い茂っている場所もありますけれども、そこら辺は町としてどのように取り組むかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 市街地の整備等ということでありますけれども、あちこち草が生えているという話も今頂いたところでございますけれども、しかしまちづくりの観点に立てばその空き家対策、更には廃屋等の整備これをどう進めていくか。それと同時に道路整備もあるわけでありますけれども例えばかつては道路整備した時代には積極的に街路樹等々も造ったことがあるわけでありますけれども非常に町の人方、特に商店街含めてでありますけれども葉っぱが落ちるとかそういうことで嫌われているなという部分もないわけではありません。しかしそういうことを加味しながらどう調整してまちづくりを進めていくか。ただ非常に町の中が空き家が目立つようになってきてるというこういう部分については率直に考えながら対応していくかなければならない。ただまちづくり総体ではバランスの良い町が出来ているというように考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 大いに6次に向けて施策しっかりやって頂きたいと思います。バランス良いという町長の認識と私は相当ズレがありますけれども、そう思っております。それでは2章の農業の振興についてお伺いしますが、野菜振興事業の中で平成18年から21年までハウスの助成事業がリースがありました。それは終了しまして、現状では種子ですとか苗の購入支援をやっていますが、資材の高騰ですとか労働力不足、初期投資の不安等で中々野菜振興が滞っているという表現が適切かどうかはわかりませんが、そういう

状況だと私は思っていますのでこの野菜振興に対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 野菜振興という観点だけを持ってはいないのですけれども、その農業の中に野菜の占める割合が非常に高くなっているのも事実。野菜と言えば春のアスパラから入るのかもしれないけれども、そういうことも踏まえながら徐々に野菜的な考え方を入れていかなければならない。ちょっと質問の趣旨がわからなかった部分があるのですけれども、どのようなことかちょっとお聞きできればいいなと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 農業全般だと思うのですが、労働力の不足ですね。これが第1番かと思われますが、ハウス野菜の場合ですね、やはり初期投資が高くなると。それで二の足を踏んでいるのではないかと。私はそう思っているので、今やっているのは先程も言いましたが種子と苗の購入補助のみですので、これから気候も変わりどんどん寒冷地でも出来るような作物も恐らく出てくるのではなかろうかと思っていますので、そこら辺のその野菜栽培に対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まだまだうちは野菜の産地と言える部分ではないのかなと思っております。しかしながらハウス栽培を含めてそういう方向に少し向かいつつあるな。そしてそれを奨励していかなければならないなという観点には、わかりますけれども、しかしながら過去やってきたハウスの設置補助だとかそういうものもあるわけでありますけれども、例えば、いちごが野菜に入るかどうかわかりませんけれども、そのある程度奨励策としてやってきた部分が消えてなくなる部分もあるわけでありまして、そういうことも加味しながらどうするかと。それと誰でもかれでも野菜というかハウス栽培が出来る状況にはございません。そしてまた手が上がる状況でもありません。かと言ってしかしながら野菜というかハウス栽培を推奨していくそういう立場は堅持していかなければならないなと思っているわけであります。そういうことを参酌しながらどうこれから行政を進めていくかということにかかってくるのかなと。ただ問題は農業者全体そうでありますけれども、積極的なご意見なり、意見が届かないという部分があるわけでありますのでそういう部分が、どちらかというと小口議員も商工議員の1人かなと思いますけれども、農業者からそういう意見が出てくることを期待したいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 林業のことで、これは達成状況等の評価ではありませんが気になるものですから、ちょっとお聞きしますが木質バイオなのですが、今は美深振興公社のボ

イラーに使用されているだけだと私も認識なのですがけれども、これから先ですね。木質バイオに関してはどのような取り組みをなされるのか。発電、他にも色々発電はありますけれども我が町美深町はどのような省電力といいますか、化石燃料から脱却したものを目指しているのか。6次総計に関してそこら辺の考え方ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 木質バイオの関係でありますけれども、非常に木材業界といいますか、チップになるバイオになる木材、こういうものが低迷しているところで非常に苦しんでいるわけであります。従って、将来の見通し等が今中々つかない。売電も含めてでありますけれども、例えば発電にバイオを使うとかそういうこともあるようでありますけれども、中々厳しい状況にあると。我が町にあっては美深温泉等でバイオを使って頂いているわけですけれども、そういうものも含めて非常に経営が厳しいのだという事であります。しかしながら次代の方向を見ながら、やっぱり1つの木質を使っていくという観点に立たなければならない、立っていきたいと思っているわけでありまして、非常に今時代的に悪いのでありますし、特にコロナ禍がありますから非常に厳しい状況にあるのだと、そのようなことをご理解頂いて答弁としては不十分かもしれませんけれどもご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） あと4項目ぐらいありますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと、企業誘致の推進という項目もあるのですが、これは中々厳しい状況はわかりますが、これからどのように企業誘致に関わっていくのか。報告書では継続的なPR活動が課題と挙がっていますけれども、PRをどのようにするのか。人脈の広い町長ですから上手くいくのではないかと期待はしていますけれども、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 企業誘致もご案内の通りでございますけれども、ご理解を頂きながらご質問されているのかなと思っておりますけれども、非常に厳しい状況があるのだということもご理解を頂いておかなければならぬ。私達もPR含めて各企業等々にアタックをしていかなければならぬと思っておりますけれども、しかしながら条件的には非常に厳しいものがあるのだということもご理解をしておいて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 中々特効薬がないような答弁だったと思いますけれども、この中で起業家育成支援事業というのもありますし、平成24年度以降事業実績はなし。という

報告になってますが、町の役割としてはどのような方策が考えられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） もう1回、小口さん。

○7番（小口英治君） 起業家育成支援事業というのがあるのですが、24年度以降事業の実績はないという報告になっています。意欲のある起業家を育成する方策等はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これまた非常に難しい質問を頂いたなと思っていますけれども、行政としては起業家の育成、いってみれば法人の育成等でありますけれども、これは積極的にしなければならんと思っております。そしてそういう個人で何でも個人完結側だけではなくて、やっぱり法人化というものか、企業化と言いますかそういう方向で物事を追求していく時代に入っているのではないのかな。中々個人完結にはいかないのかなと思っているわけであります。従いまして起業家と言われる方がなるべく我が町にも既存の我が町にもそういう人がおられるかもしれませんけれども、外からも入ってきて頂くという育成の方法をとりたい。そういう中であっては町としては企業誘致条例だとかそういうものも持っておりますので、こういう部分について応援といいますかお手伝いもしていければいいなと考えているわけであります。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） もう1つですね。産業活動支援事業というのもありますし、現状ではカボチャどぶろく、チーズ等がありますが新作の開発が課題と報告には挙がっているのですが、これは民間でやっておられるのですがそれはそれで何も問題はないのですが、役場の果たす役割と言いましょうか、アドバイスと言いましょうか。そこら辺のプロもいるのかどうか農業振興センターしか私は思いつかないのですが。そこら辺の役場の関わり方ですね。この支援事業の中でどのように関わって新製品ですかそれを作り上げていくと。町とそのやる方がお互いにアドバイスを受けながらでも何とか新しいものを開発する必要もチョウザメも含めてですけれども段々そのようなことも当然出てくると思いますので、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役場というか、行政というか職員の関わり方の問題でありますけれども研修等にでの場合、特產品の開発とかに出る場合、私になって役場の職員と民間の方と一緒にになって研修に出るとか、そういう視察するとかそういう方向も一部出しているわけでありまして、そういうものも評価する方向で参りたいと思っているわけでございま

す。しかし中々時代、出来ているものもありますけれども中々そのように役場がリードするということではなくて、民間がリードをする。それをお手伝いする。応援する。位置づけをする。そういう形になると思いますので、ご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） チョウザメの話も聞こうかと思ったのですが6次の方でまたお聞きしたいと思います。次は教育長への質問になろうかと思うのですが、第3章の学校教育の充実の中で山村留学制度推進事業、これはコミュニティ・スクール等が実現できましたが、特認校の実現のための方策といいますか、その動きというか、これからやるのか、やらないのかを含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 山村留学の関係でございますけれども、今年度と来年度仁宇布小中学校の懸案でございましたけれども学校改築が進んでおりまして、普通学級というか小学校4学級、中学校2学級を基本に何とか新年度の始業式から新しい校舎で授業出来るようについて工事が進められているところでございます。本当に皆様方に色々ご指導頂いていることに感謝申し上げたいと思います。基本的に仁宇布小中学校の山村留学こちらの方でございますけれども、この学校改築と合わせて1つはコミュニティ・スクール、こちらの制度化導入、もう2つ目に義務教育学校の導入、そして3つ目に特認校の関係についてということで3つの取り組む課題についてこれまで進めてきたところでございます。コミュニティ・スクールにつきましては、私が昨年教育長に就いてすぐにコミュニティ・スクール制度導入してきたわけでございますけれども、中々このコロナ禍にあって集まりが制限される中、何とかスタートしているというような状況でございます。2つ目の義務教育学校、他につきましては、児童生徒数の増減によって教員の配置数、また義務教育学校化することによって逆に養護教諭ですとか、事務職員これらが配置されないというような取り扱いがございまして、現在の小中併置校これ合わせた児童生徒という形で現在配置されてございますけれども義務教育学校になると、前もご説明したと思いますけれども、小学校は小学校の配置基準、中学校は中学校の配置基準というようなことになって、中々思い通りにならないとそういったことで、学校また道教委上川教育局と調整しながら義務教育学校と同様の学校経営が出来るようになっていきます。小中学校の先生それぞれ兼任発令してスムーズに今学校経営が回っているというような状況になっていまして、義務教育学校と何ら遜色ない制度上の取り扱いを行っているところでございます。最後の特認校の関係でございますけれども、これにつきましても現在お陰様で山村留学の留学希望が定員といいますか親子住宅、ホスターホームこれそれぞれ6軒と6戸あるわけでありますけ

れども、これを上回る希望がございまして、実質学校の見学頂いて面接等を経て入学者を実際選抜しているというようなそういった状況になってございます。これが今後地元の児童生徒これが5名を切るような状況になると親子住宅とホスターホーム、これ合わせて12人となりますので何とか地元が3人を切ってしまって全部で15人以下になってしまふと教員の配置が削られると。引き上げられるということになっていますので、この15人を維持できるような最低の体制を組んでいかなければならないかなと思います。その1つの方法として、特認校ですか。こちらの方の対応をしていく必要も出てくるかなということで、学校また山村留学の関係者等も含めて引き続き協議を行っている状況にございます。今後の地元生の減少によっては、これは合わせて対応していかなければならないかなと考えてございまして、来年早々に導入というようなことはならないかな。段階的には今年学校改築、そして新年度学校外構、そして山村留学をさらに軌道に乗せて次のステップとして研究、また導入に向けて相談して参りたいなと考えているところでございます。少し長くなりまして申し訳ございません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これ6次に絡むことかもしれないですけれども、教育環境整備事業というのがありますけれども、これは先般の予算でコンピューター、タブレット等ですか。これが配備になったと思いますけれども、今ちょっと考えるには、コロナ禍の内特殊な学校形態ですが、これは仁宇布に限ってかもしれないですけれども、あとリモート授業等ですね。そこら辺の心配もすごく私はしているのですが、現状どのようになってもそのようなことが出来るのか。それともそういう指導する方もちゃんとおられるのか、それらをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 全小中学校関係するかなと思いますけれども、1人一台のタブレット化につきましては、このコロナの対応と合わせて追加補正組みまして、本年度今納品待ちというような状況になっております。それで何とか1月中に納品されるだろうというような見込みとなってございます。こここの部分についてはリモートと言いますか、オンラインと言いますか。それらについてはまずはこの機械を子どもたち、そして学校で授業の中で起動させていくと。まずは使いこなせる状況にしていくというのが最優先かなと思います。それらと合わせて非常事態、そういった万一臨時休業等々なった場合、その端末を活用していくと。そういう部分については一定程度その規定等を整備しながら子どもたちに貸与できるような形をとっていく必要があるかなと思いますけれども、オンラインばかりではなくてその端末の中に、例えば宿題等のデータを入れるですか、授業の内容

のデータを入れて持ち帰って授業をしてもらうというようなそういうことも可能かなと思います。また今後、そういうオンラインなりリモート授業が必要な場合、中学生等については何とか貸与可能かなと思うのですけれども、小学生の低学年そういう部分については、その子どもだけの保護者がついて一定程度指導しないと使いこなせないというような現実もございますので、これらについては色々検討が必要かなと思います。まだ導入されてございませんけれども、先に導入された自治体等もございますので、そういう部分を先進事例等を基に対応を考えていかなければならぬかなと思いますけれども、オンライン・リモートがなくても色々な手段を使って、端末の活用方法を有効に使えるように研究、検討をしていきたいなと考えてございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） もう1点だけお聞きします。青少年自然体験事業です。これは現状のアウトドア事業は継続になるのかどうなのか。これはちょっとなるのかどうなのか。それと、社会教育指導体制の整備、これはどのようになるのか。また専門性の高い人材の育成等の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 沢山あったので後ろの方をちょっと聞き逃したところもございましたけれども、青少年の自然体験事業これにつきましては、アウトドア事業の継続ということで謳ってございまして、今フロンティアアドベンチャーの発展的に、今、びふかスポートクラブNPO法人こちらの中で通年シリーズ化してアウトドア事業を継続してございます。これら結構、特に今年中々外で遊んだりという機会が少なかったということで子どもたちに人気のプログラムでもございますので、これにつきましては引き続き継続、拡充等を考えていきたいなと考えてございます。あと社会教育指導体制の整備ということでございますけれども、現在生涯学習の推進等含めて社会教育主事、教育グループに1名、有資格者について発令をしてございます。これらを引き続き継続していくとそういった考えでございますし、また社会教育担当の職員につきましても、社会教育主事会等の中で研鑽等を積んで、それぞれ人材を継続して育成していきたいなと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今の青少年のことに関して、もう1点だけお聞きしますけれども、このアウトドアというのは色々報告を見てわかりますけれども、昔やっていたアドベンチャー事業は自然体験という事で、子どもたちが夜も恐ろしくて涙を流したりそういうような恐怖心というのですか。それをやれとは言いませんけれども現状のアウトドア事業というの

は何も町で音頭をとってやるべき課題なのかなというのもありますので、完全に今の説明ではアウトドアの方にシフトを引いているような印象は受けるのですが、6次に向けての考えをもう1点だけ、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 町が率先して云々というお話がございましたけれども、先程ご答弁申し上げました通りNPO法人びふかスポーツクラブこちらが子どもたちのアウトドア事業という形で中心になって推進しているという部分でこれらを支援していくと。場合によっては拡充していくとそういった考え方でございます。やはり専門的な知識を持ったスタッフの下、やはり安全安心な中でこの事業に参画して頂けるということが大事かなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） もう一言言いたいところはNPO法人だろうと何であろうと町でお金を出しているわけですから、支出をしているわけですから、やっぱり町も考えは事業投げやりではなくて、やっぱり教育委員会としての指針も大事だと思いますので、そこら辺の考えもちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） どっちも大事かなと私は思っているところです。投げやりというわけでは決してございません。やはり子どもたち、自然体験、この美深の自然を肌で感じってもらうと。これは逞しい子どもたちをつくっていく一つの学びの場かなと思っておりますので、NPO法人びふかスポーツクラブに丸投げを決しているわけではございませんけれども、教育委員会も一体となってこの事業に取り組んでいるということを再度ご理解頂ければなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君

○7番（小口英治君） それではこれから6次の総合計画のあくまでもこれは素案であります、そちらのほうに移りたいと思います。まずは観光の方からこの観光の振興の中で観光で稼ぐという意識を広く浸透させるのだというようなことが書かれております。それで5節にちょっと飛びますけれども、やっぱりチョウザメですね。今美深町でどのようにするべきかと。上手くいけばいいなと。町民みんなが願っているところですけれども、この5次の報告書では放流水、発電所から放流水のため中々同様な飼育方法をやっているところがないので参考にできるようなところもないというような報告になっているようですが、それとランニングコストの圧縮の検討をしていくのだというようなことも述べられていますけれども、人材もたまたま専門家と言いますか、そういう方もお辞めになっ

て、その後の補充もされていない状況でどのようにしてこれから販路拡大と地域ブランドを作っていくか、商品拡大課題は結構あると思いますけれどもそのチョウザメの資源の有効利用に対してちょっと町長にお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 新しい産業と言いますかチョウザメを含めてのお話を伺ったところでございますけれども、6次として新しい産業チョウザメ育成等々を仕上げていかなければならぬと思っております。ただ人材を含めて色々課題があるというご指摘ございましたけれども、その通りかなと思っておりますけれども、これから大きく投資はそんなに6次として出来ないのかな。5次のように大きな投資をしていける状況にはないのかなと思っております。しかしながら果敢に挑戦をしながら大学との協定だとかそういうものを活かしながら人材の育成もしていかなければいけないし、餌と言いますかそういう部分の開発もしていかなければならぬしという部分があると。更に魚肉の販売なり魚卵の販売等も繋いでいかなければならぬ。過去大きなホテル等々と取引等々も今模索している。一部繋がっているということも申し上げた時期もありますけれども、そのようなことで挑戦をしていかなければならぬと思っております。いずれにしても新しい産業でありますから息の長い、あまり大きな投資は出来ませんけれども息の長い挑戦をしていかなければならぬ、そのように思っているわけであります。色々ご指導を受けながら果敢にこれらに向けて挑戦をしていかなければとこのように思っておりますので、今回のところは6次産業に向けての具体的なこれからの項目でありますからご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 申し訳ありませんが、想定では一番初めの初期の頃のチョウザメの施設の整備事業の予算化になる時に、想定ではシミュレーションとしては来年度くらいにはもう黒字がわずかですが黒字が出るという計画の発表があったと思います。それでやっぱり議員達は、それならばということで手を挙げたのは私の他にもきっといると思います。それがズレズレになってきている現状で、まだブランド化も出来ていないと、これはやっぱりまだまだ重点施策として、しっかりやってもらわないと困りますので、そこをもう1回だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 5次で仕上がるというように聞こえた部分もあるのかもしれませんけれども、しかしながらいずれにしても息の長い新しい産業をつくっていく。チョウザメをつくっていくそういう形になろうかと思います。先程申し上げたように投資という部

分では大きな投資は中々できないのかなと思っておりますけれども、しかしながらそうは言っても一定程度の投資といいますか、そういうものも考えていかなければならない。ブランド化という話も今ありましたけれども、現状としてはそんなに他の町村から見れば、美深チョウザメやっているんだね。頑張っているんだねという話は聞くのですけれども、本当の意味のブランド化というのは、まだ時間がかかるのかなと思っております。これからなるべく早くするということも意識しながらこの事業の挑戦をしていきたいと思っておりますので、町の人も期待している、議会も期待しているということだろうと思いますので我々もその意向に沿って頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 健康づくりと医療の充実についてお聞きしたいと思います。これは定住自立構想の中に、過去にも同様の質問を私はしたと思いますけれども、圏域で中心都市の名寄・士別の役割分担として美深町は医師の交流とかそういうこともありますよというような取り決めになっていると思いますけれども、先程の行政報告にもありました通り個人病院ですが廃業になるというようなことで、医療体制が縮小していくのだなというような感想は持っていますけれども、この広域での取り組み役割分担ですね。これは中々民間と市だとかそういうので経営で中々難しいのだという町長の答弁も私は覚えていましたけれども、今はそれの垣根を越えて取り組んでいかないと大変な事態になるのではないかと。やっぱりそのような厚生連と民間とその違いはありますけれども、それの垣根を超えるような努力をしていって頂かないと、やっぱり住民が安心できる医療体制にはなっていかないのではないかと思っておりますので、その考え方をお聞かせください。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 広域行政と言いますか、中心市街地の推進、広域行政の話が今ご質問で出たわけでありますけれども、ご案内のようにゴミの問題だと診療所の問題だと消防の問題だとそういうものについては具体的に今進めているし、議会側からも議員がそれぞれの議会に出席を参加させて頂いて、まちづくりを中心市街地のまちづくりを広域で取り組んでおられる。この通りだろと思っています。しかしこれからはやっぱり病院だとかそういうものが中心になってくるではないのかな。段々だんだん人口も少なくなつて過疎にもなってくる高齢者にもなってくるということありますから中心市街地、言ってみれば広域的には士別も含めて士別・名寄が市でありまして、これが2つの目玉という形になっておりますけれども、士別はどちらかというと名寄に1つの方向が向いているのかなとそのように考えられる向きもありますので、しかしながら我が町としては病院問題等々も含めて広域行政に向かっていかなければならない部分があるのではないのかな。こ

のように見ているわけでございます。ごみだとか診療の問題についても大分時間が経っておりますので今後更に広域という部分で投資もしていかなければならないという部分もあるわけでございます。ご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 住民参画のまちづくりの推進というところでお聞きしたいと思いますけれども、広聴活動に力を入れていく必要があると、そして地域の中心となる人材の育成とまちづくりの参画できる環境の整備を推進しますとあるのですが、今までみんなで築く輝くまち「美深」でしたか。その総括としては、私はあまりそこら辺の部門は上手くいかなかったのではないかと言うような意識が個人的には持っておりますが、今住民参加の促進を目指しているというようなこの第6次の基本計画ですが、私はそのように受け取っていますので、どのようにこれから情報発信、また住民の参画の考えですね。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 第5次でどちらかというと住民の参加だと住民の参加としてのまちづくりだとかいうのはいかがだったのかなというご意見も今頂いたのかなと思っております。しかしながら現状としてどこの町村もそうでありますけれども、非常にまちづくりそのものが難しくなっているのだということもご理解を頂きたいと思っております。そして20年前30年前と比較すると一家の世帯で4・5人といいますか。5人以上家族が一家の中に構成されていたよと。今、一世帯と言われる部分については二人ちょっとと、こういう状況になってきているのかなと思っております。そういう中にあって、今の自治会だとかそういうものを含めて考える時に例えば町内は6自治会。農村部といいますか地域にあっても14ですから後の残りの。そういう中にあって非常に難しくなっていると。果たしてそこで言う、先程教育長も答弁しておりますけれども人材をどう育てて行くかという問題、課題もあるわけでありまして、子ども会も含めてどうしていくかという課題を自治会なり社会福祉協議会なりそういうところに投げかけておりますけれども、中々そういうところも含めて住民参加というところでご案内のように議会もそうだと思思いますけれども、協議会なりまちづくり委員会等々を開いていても出席率といいますか参加率といいますか非常に思わしくないというところもあるわけでございますので、その辺のところをどうやっていくか。そしてどう誘導していくか。非常に課題は重いわけでありますけれども、その部分に挑戦をしていかなければならない。更にはそういう部分について町としても一定の考え方を申し上げていかなければならないとこのように考えておりまして、いずれにしてもこの部分については避けて通れないまちづくりの方向性を引っ張って、

言ってみれば行政として金の掛からない方向でやっぱり持っていかなければならぬといふ部分もあるうかと思います。そんなことも含めて色々考へてある最中でありますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 最後になりますけれども、提案として受け止めて頂きたいと思うのですけれども、まず1つ目は今の項目にもあります広報誌やホームページ、防災情報端末機などを活用しという文言があるのですけれども、聞くところによると来年の新年の交差点も中止になったというような話、議員の控室でそのような話も出ていましたけれども、この防災情報端末機を有効利用というとやっぱりこれも過去に言ったことがあるような気もするのですが、町長自らその防災に出てやっぱり年頭のご挨拶等を発表するですか、何か問題があった時はメッセージを送るですか、これはやっぱり有効活用になりますし、今のコロナ禍においては最良の方法で経費も掛かりませんので、これは是非やって頂きたいと思っていますのでそこもちょっとお聞きしたいと思います。それとあわせてですね。常々思っていたのですけれども自分の軽自動車には皆で輝くまち「美深」というようなシールをペラっと貼っているのですけれども、町民で少しでも分かって頂きたいなという気持ちからなのですけれども、町の公用車も100何台ある中で、やっぱり何か何かをそうやって貼って町内に出た時にはこの方が来ているのだということが一目瞭然ですから、車から降りて来てお話をすれば分かるのかもしれないのですけれども、責任を持った対応といいますか公用車ですから、何だかの担当だということが直ぐに分かるようにそんな高額なお金も掛かりませんので、そういうような方法も予々良いなと思っていたので、そこら辺も合わせてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つの提案というように聞かされましたので、それぞれ検討と言いますかご意見を聞かせて頂いたなと思っております。ただ私自身広報広聴、今コロナ禍の時代で、テレビ電話等々の話も伺ったところでございますけれども、それをやるとかやらないとかということではなくて、今答弁することではなくて色々提案を頂いたなというように受け止めながら担当も聞いておりますので相談をして参りたいとこのように思っておりますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 早足で申し訳なかったですけれども以上で一般質問を終了します。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 7番小口議員の質問は以上で終わります。

次、5番 岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めたいと存じます。質問にあたりまして議長にお願いがございます。この質問に関する資料の配布を許可願いたいと思いますが、あとですね。ちょっと私、肺のかつて色々手術をした経緯もございまして、息苦しいということでマスクを外しての質問をさせて頂いてもよろしいか、その2点について許可を頂ければと思いますが。

○議長（南 和博君） はい、一般質問の理解が深まるのであれば資料配布は許します。マスクは極力して頂きたいですが、そういう事情であるならば許可したいと思います。

○7番（岩崎泰好君） あの、途中で外すということもある。今のところはまだあれだけれども。よろしくお願いします。資料配布をお願いします。

（資料配付）

○7番（岩崎泰好君） それでは質問に入ります。私、議員になりましたから今回54回目の一般質問に立ちます。項目は100項目を超える質問をさせて頂きました。やはり行政と議会という2つの立場からですね、様々な点について議論を交わしながらより良いまちづくり、あるいは住民が本当に幸せを感じるそんなまちづくりのために一般質問を続けて頂いています。今回は行政のことについてお聞きしたいと思います。町民の信託に応え健全な自治体経営推進は町長の大きな仕事であります。これについて今までの様々な課題がございますが、この解決の姿勢を問うものであります。2007年4月から4度の町長選挙を制して、4期目の中間点に立たれている山口町長。今日まで自治体経営の先頭に立ち町民の信託に応えてこられた努力は町民の認めるところです。また一方では、未だ解決されない課題も多くみられ、その手腕に期待するところですが、4期目を山口町政仕上げの年としたい意向であるならばその努力を加速して課題解決に邁進してほしいと願うのは多くの町民の願いであります。とりわけ次の3点の課題について考え方とその手法について伺うものであります。1点目は、地域医療の課題であります。美深町の地域医療の現状は、2つの民間医療病院が大きな役割を果たして参りました。今その1つが廃院の方向にあり、今後の地域医療に大きな課題が浮上して参りました。この課題をどう捉えるのか。そしてその解決にどう取り組もうとしているのか伺うものであります。2点目については、第3セクターによる行政運営の課題についてであります。株式会社美深振興公社と株式会社アウルによる2つの事業運営に様々な問題が浮上してきておりますが、それらの現状をどのように捉えているのか、現状分析の中から今後の課題はどこにあるのか。課題解決の方策はどう進めていくかとしておられるのか伺うものであります。3点目は、核のごみ（高レベル放射性廃棄物）最終処分場を選定に向けた調査への対応についてであり

ます。既に北海道内 2 つの自治体が文献調査に同意し、動きを始めております。また同様の動きを進める自治体も出始めるというような現況にございます。美深町の住民の不安にどう対処するのか。美深町の対応を明確にすべきと思いますが、その考え方を伺うものであります。以上 3 点について考え方を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政について町民の付託を受けて町政を執行しているわけでありますけれども、大きく分けて 3 点程についてご質疑を頂いたところでございます。1 つ目の地域医療の課題についてのご質問でありますけれども、行政報告で申し上げました通り平成元年 5 月から美深町の地域医療を支えて頂いた瀬尾医院が令和 3 年 3 月を待って閉院するという報告を受けたところでございます。瀬尾医院は長年町民の健康を支え本町の医療に貢献して頂きその功績は大きく瀬尾医院の閉院は町としても重く受け止めているところでございます。ただ恩根内診療所については嘱託医師として診療を行って頂いておりますけれども令和 3 月 4 月から診療回数を見直したいという方向でありますけれども可能な限り、続けて頂くという方向でということで話し合いを進めておりますのでご理解を頂きたいと思っております。今後は美深町厚生病院が町内唯一の医療機関となることから今まで以上に町民が安心して受診できる医療機関となるように厚生連とも協議を進めていく。更には近隣の医療機関との連携も含めて一次医療を支えて頂きたいと考えているところでございます。開業医につきましては、これまで同様に取り組んで参りたいと思っております。更に 2 つ目の課題として第 3 セクターに係る運営の課題について現状分析なり課題解決をどのように進めるのかというご質問も頂いたところでございます。ご質問にある通り本町の第 3 セクターについては、びふか温泉の運営主体を主体とした株式会社美深振興公社と物産展示館双子座館の運営を主体とした株式会社アウルの 2 つがあるわけであります。それぞれの施設が開設した当初から運営を担っているものであります。開設当初からしばらくの間は来場者も非常に多く安定的な経営が続いておりましたけれども、びふか温泉については平成 17 年ころから物産展示館双子座館については平成 23 年から赤字経営に転ずる状況が発生しており経営努力を重ねるもその後も収益が上がっていない、下がってきている状況であるというように言えると思います。これらの原因として 1 つは、入込客数の減少が大きな原因となっているわけでございます。近隣を含めて道北地域の人口減少と比例して、特にびふか温泉では日帰り入浴やレストラン会食等の利用が大きく減少しているわけであります。また物産展示館においては時代の変化と共に道北観光のスタイルも当時の観光バスによる団体客ツアーカラ家族単位や少人数などのグループ単位に変わってきてているという面もあるかと思います。また高速道路の整備によりまし

て移動時間の短縮によって目的地への早期到着型の旅行形態に変わってきている他、近隣市町村においても新しい環境の良い施設が開設されていることもあります利用者の減少に繋がっていると、色々な要因があるわけありますけれども、そのような分析をしているところであります。更に外的要因の他、それぞれの組織において体制的な問題があったのも要因の1つと考えているわけでございます。それぞれの施設は町民にとって大事な施設であると考えておりますが、施設の建設からしばらく経過しており新しく建てられた近隣の施設と比べても古さは否めないといいますか、ちょっとそのような状況になってきています。ロケーションや地理的条件なども含めて美深町の観光施設の拠点の1つであると考えております。また町民の健康増進に評する施設でもあるわけであります、そういう意味では憩いの場ということも言えると思っております。びふか温泉では団体などの多人数の宿泊が可能でバスの送迎サービスも可能な町内唯一の施設でもあり、町内における各種の大会だとか合宿だとかイベントの誘致による地元経済活動の波及効果があると考えております。また地域雇用の場でもあるわけであります。物産展示館についても美深の特産品の販売の他、ファーストフードの提供だとか、更には町内観光情報の提供、何よりも道の駅としての知名度など他にはない魅力を持った施設であります。全道・全国に美深アイランドというブランドが確立していると考えております美深町には不可欠な施設であると言え続けているわけであります。こうしたことから町としては、両施設を存続させるために課題解決に向けてこれまでと大きく取り組みを変える時期にきているのではないかとこう判断しているわけであります。またびふか温泉については、町民の健康増進と憩いの場としての公共性を有する施設でもあり、社会情勢の変化によっては経営努力だけでは対応しきれない問題もあるなど見ているわけであります。本来、経営の悪化に対しては企業の経営努力により回避すべきものでありますけれども、こうした公共的施設として運営している部分においては情勢の変化により避けられないであろう減収部分については、今後一定程度の公費負担も検討していくかなければならないと考えているわけであります。更にそれぞれの第3セクターがこれまでと同じような経営体系や経営方針では改善が期待できないと考えているわけでございます。そういう意味では経営の効率化を進め営業面の強化やサービスの向上、新たな集客の実現を図る為、2つの第3セクターの統合を検討し新たな経営体制として再構築することもあわせて進めていく必要があるのではないかと考えております。いずれに致しましても2つの第3セクターの経営改善を図る為には、これまでの形を変えまして早い段階での改善が図られるよう行政も深く関わり指導して参りたいと考えておりますのでご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思っております。それと最後に高レベル放射性の最終処分場に向けて調査や対応についてのご質問を頂いたところでござ

います。これは住民の不安にどう対処するのかということが言われるわけでありますけれども、当町では海岸線もありません。港もありません。したがって言ってみれば内陸地でありますから調査の適地だとかとはならない、なっていない現状であります。また北海道には1つの条例もありまして知事は今表明しているところであり、町の考え方を示すことが必要かどうか。こう考えているわけであります。あえて町の中にこの表明をすることによって波風が立つというか、そういう部分もあるのかな。こう思っています。従って表明しないということが良いのではないかと私は考えており、この考え方は北海道等々との聞き取り調査もあるわけでありますのでそう答えていいるところでございます。ただ町長としては町を常に心配して色々なことを考えているだけでありますけれども、伝えたいことは伝わっている。伝えているというように考えている訳です。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） では最初に今最後にお答え頂いた核のごみの最終処分場の選定に向かた対応についてからお聞きしたいと存じます。町長の方では適地ではないという判断の下答弁をされたところでございますけれども、国が示した地図では適地の2番目に匹敵する場所ということですよね。それは適地ではないということではないと思います。今、私の方で質問しますが国や関係機関からそれらについての打診等について、あるいは要望等について、それらが町の方に具体的にあったのか、なかったのかまずそこからお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ありません。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今はそういったところを明確にしないことが波風を興さない大きな主張だというような方の認識だと思っておりますが、しかし北海道内では寿都の動きにけん制する形で黒松内、蘭越、それから島牧、積丹、この後古平等も出すような予定も聞いておりますが、いわゆる核抜きの条例。私達はこういう核の扱いは致しませんというような条例を具体的に制定をしようとする市町村が出てきております。私もちょっと調べさせてもらったのですが、全国には今30カ所くらい、既にこれらの条例制定を行っている市町村がございます。今これは寿都が手を挙げたことによって周りの市町村が動きを始めたところですが、実は北海道には美瑛町にあっては平成30年の3月にもう既にこういう条例を制定しております。あるいは浦河町も同じ30年6月に同じような中身の条例制定を既に行っています。あるいは、これは厚岸ですが核廃棄物最終処分場はいらない宣言という宣言を発している町村もございます。こういう時期ですから波風が立たないようにと

いうのは分からぬでもないですが、しかし我が町は平和宣言を持っています。これはかつてのような戦争の参加を再び繰り返さないというような意味で、この平和宣言が制定されたと思います。そういう意味では、今様々な未来の子どもたちに負荷を与えるようなことのことについては、やはり町として十分町民の理解を得ながら、そして宣言なり条例化なりそういったことを進める必要があるのではないかと思いますが、その点について改めて考え方をお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 改めて聞くということでございますけれども、色々北海道の各町村の動き等についても勉強されて、今お話をされたのかな。質問されたのかなと思っておりますけれども、私としては各町村の動きが気にならないと言ったら嘘でありますけれども、気にはなりますけれどもそういうことについては、良いとか悪いとか賛成だと反対だとかそういうことを一切表明しないつもりであります。従って町内においてもそれぞれの、しないつもりでいるわけでありますけれども、それが町村長としての見識かなと私は思っているわけであります。北海道知事は明確に条例があるものですから、今表明している。それはそれで理解はしているのですけれども、町としてどうなのかということでありますけれども冒頭申し上げましたように、やはり表明しないのが良いのではないか。表明、賛成だと反対だとそういうことを言わないと。だけでも1つの気運として町の中にそういうことが起きてくる、起こってくる。そうしたらそういう判断もしなければならない時期があるかもしれませんけれども、今の段階ではそういうことには表明するのはいかがなものかなというように考えておるわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） わかりました。そういう議論が沸き起こってくる時点には、是非十分なる検討を加えて宣言なり条例についてご検討いただきたいと思いますが、2つ目に地域医療の課題について更にお聞きしたいと存じます。先程の答弁の中では、今瀬尾医院の廃院によって厚生病院が唯一の病院になるというような見解を述べられました。果たしてそれで良いのでしょうかかということをお聞きしたいと思います。廃院に変わる新たな診療所の必要性の認識というのは、先程の答弁では持ておられないというように受け止めたのですが、その辺のことはどうなのでしょうか。今ある厚生病院で任せると。1つあれば十分だという認識でおられるのか。いや、やっぱり民間にもう1つ必要として探すそういう努力をするのか、そのどちらなのでしょうね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どちらかというとベストではないかも知れないけれども、ベター

な考え方として厚生病院が唯一の病院になっていかざるを得ないという判断もしていかないとならないということは、瀬尾医院の後釜と言いますかそういう部分も非常に努力した経過があるわけありますけれども、現実として中々そうはいけてない。そういう側面もあるわけであります。厚生病院も充実する方向で努力はすると言っておりますけれども、どこまでやれるか。そういうようなこともあるわけあります。先程申し上げましたように広域行政の中でも色々考えていかなければならない部分等があるわけでありますので、国の考え方、道の考え方等々を参酌しながら、そして厚生連の考え方はもちろんでありますけれどもそういうことも考えながら、かつてのように1万4・5千のいた人口から今4千人の人口になっているわけであります。そういうことも参酌しながらどう判断していくか。従ってベストではないけれどもベターな考え方として今は申し上げている状況でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長としてベストな方向に向かうのが1つの町長の在り方ではないかと思うのですよね。ベターな方向で仕方ないから今の現状で満足してもらうような方向で町民に話すということは、町長のあるべき姿ではないと私は思います。きついかもしれないけれども。私が聞きたいのは誘致活動を盛んにされたのでしょうか。町長は。その実態がどうなのか。それも是非聞いておきたい。どの程度のどういう形で誘致活動をしたのか。その辺のところを町民に説明が出来なかったらやったことにはなりませんよね。ましてや議会では本当に全国に先駆けてと言いますか、本当に素晴らしい誘致条例を作っているのにも関わらず、そこにお医者さんが来ないという現実問題。色々町長は理由を言われましたが、しかし今日の北都新聞では、士別市は誘致条例を基に既に4件の医療機関を実現していますよ。今度は歯医者さんが開院するようですよ。そういう町民の立場に立って、やっぱり人口が減であろうとも充実した医療体制というのは必要なものではないですか。そこを聞きたい。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 従いまして、色々お叱りを受ける、そして色々考え方も違う部分もあるのかもしれませんけれども、色々私も申し上げておりますけれどもベストではないかもしれないけれどもベターな選択もせざるを得ない時もあるのだということもご理解を頂いておきたい。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長ね。瀬尾医院に外来の人が、この町の中でどの程度行っておられたか把握しておられますか。

- 議長（南 和博君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） しているつもりであります。
- 議長（南 和博君） 5番 岩崎君。
- 5番（岩崎泰好君） それではですね。次は唯一の厚生病院にという話ですが、本当に下駄ばきで行けるそんな地元のかかりつけ医のところに多くの方、とりわけ子どももそうですよ。老人もそうですよ。みんな、沢山の方が行って診療を受けている。その人たちは、ではどこに行けばいいのですか。厚生病院なのですか。厚生病院に行けない部分が瀬尾医院が抱え込んで頂いていたのではないですか。全町民の正確な数は今は言いませんが、概ね4割近い方が外来で瀬尾医院に行っていたのではないですか。それが今なくなるということに対して、やはり瀬尾医院の方からもう何年も前からその話が来ている段階からですね、次のしっかり開業して頂くことを見つける努力をこの美深の町の町長室に座ってないで365日歩いてでも医者を見つけるのだというような気概とそういう努力というのがあって初めて町長として評価されるのではないですか。それをやってきましたか。それを聞きたい。
- 議長（南 和博君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） 365日歩いたかと言われば、歩いていないかもしれませんけれども、常に頭の中にそういうことも置きながら行動してきたつもりであります。またそういう運動も展開してきたつもりでありますのでご理解を賜りたいと思います。
- 議長（南 和博君） 5番 岩崎君。
- 5番（岩崎泰好君） 答弁してほしいところは、やっぱりみんな瀬尾医院に行くと親切、丁寧に見てくれると。自分の症状についてやっぱり懇切丁寧に見て頂いて、見て頂いてよかったですなというのが瀬尾医院がそれだけの多くの外来を迎えていた現実ですよね。それが今度は1つしかなくなった時に、厚生病院が果たしてその役割を果たせますか。そういう人達は、ではどこに行ったらいいのですか。名寄まで行けと言うのですか。そういうことをやっぱりしっかり町民側に立って考えなければいけないのは今じゃないですかね。具体的にも来年の3月という期限が決まったのなら、この3ヶ月でも4ヶ月そういうお医者になる人のところに行って、お願して回るというのがそれが町長の姿じゃないですか。私はそういう努力といいますか、そういうことに本当に課題解決の姿勢を見せてほしいのですよ。それで初めて山口町長はこういう時でもこうやてくれたというように後世に評価される町長には是非なってほしいのですよ。是非厚生病院、ベストではないけどベターだというようなそんな切り捨てるようなことではなくて、具体的に医療で困っている人達がいるのですよ。その人をどうやって救うかということにどうして奔走できないのですか。今、

それに気づいたなら改めて奔走してくださいよ。その結果を議会に報告してくださいよ。  
そういう姿勢というのは大事なのですか。改めて聞きます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 改めて聞きますということありますけれども、答弁として改めて追加することはございませんのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは2番目に挙げました、第3セクターによる行政運営の課題についてお聞きしたいと存じます。縷々これからどのような形で進めて行くかということについてはお聞きしました。2つの3セクを1つにするという話もお聞きしました。まずはそれで問題は解決するのかということの認識ですね。課題の認識。それをまずお聞きしたいと思います。私は経営の健全化とこの生き残りの視点から私は発言したいと思います。決してやめろとか解散しろとかそういう視点ではないことだけご承知おき下さい。実はですね。前にも何らかの機会にお話をさせて頂いた件もありますが、これは令和元年の7月23日に総務省の自治財政局公営企業課長から各都道府県のいわゆる市町村第3セクター等の担当課の扱いとして出された文章です。第3セクター等の経営健全化方針の策定と取り組み状況の講評についてという文章です。これは直接、我が町もらった文章ないですからあれですけれども、北海道を通してこれらの第3セクターの経営健全化方針の策定について打診あるいは問い合わせ等はあったのかどうか。その点からまずはお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 打診等はございません。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 時間がないからあれですけれども、ちょっと読みますね。公共性と企業性を兼ね合わせ持つ第3セクターは地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されますという書き出し分の中で始まって、実はこれらの推進については平成26年の8月5日付、更には同じ26年の8月5日付のこれは財務大臣、それから総務省の自治財政局によってまず出されました。そして更にはですね。これは平成30年の2月にも第3セクター等の経営健全化方針の策定についてということで折り返しこの問題を道の方に出していると思います。北海道ですね。その北海道から地方公共団体が抱える第3セクターとして我が町のセクターは、挙がっていないという認識でいいのですか。来ていないということは。来ているはずなのですよね。来なかったらおかしいのですよ。国

がこういう文章を2度も3度も4度も出しているのですが、それらについては一切来ていないのか。来ていたとしたら、それらの検討等加えているのかないのか、その辺についてお聞きしたいと思いますが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 国が第3セクターの経営健全化に対する指針ですか。今議員から頂いた別紙資料2に戻ると思いますけれども、そしてそれを通して更に道におりているのだと。そして検討するというようなことが町におりていなかということあります。私の認識としては、こういう抜本的に改革を含む経営健全化取り組みに関する返答のフローチャートと言いますか。考え方等々について打診があるのかということありますけれども、私の知っている範囲ではこういうものは、うちとしては頂いていないのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） その辺の経緯、来ていないというはずがないのですが、何故でしょうね。その中で総務省の経営健全化方針の策定と取り組み状況の公表についてという元年の時の文章がございますが、その中に経営健全化方針を策定する必要がある地方公共団体という書き出しがございます。第3セクター等の内、当該地方公共団体の出資割合が25%以上である法人、これは当てはまりますね。あるいは当該地方公共団体が損失補償等（損失補償、債務保証、短期貸付及び長期貸付をいう）と書いてありますが、行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人。これも該当しますね。そこについては、当該法人に関わる経営健全化方針を策定するものとするとなっています。その策定はこの通知によって、北海道を通してきているはずなのですね。来てないとしても国がこういう方針を立てて第3セクターの健全化を進めたいと何年もかかっていますよね。そんな中でこのように来ているし、途中ではこれらについての債権処理についても既に前にも話したように債権処理も是非資金をお貸ししますという制度もやってきたはずですよ。それらについて、やっぱりこれから3セクを考える時には、このような形で今フローチャート図を資料として出しましたけれども事業そのものの意義があるのか、ないのか。あるとしたならば採算性の問題があるのかないのか。そして採算性がないとした場合に事業手法の選択として完全民営化、民間への売却、あるいは上下分離方式。債務調整を実施した上で第3セクターに引き続き積極的な経営改革を実施するというような形で、最後は地方公共団体の直営のという話も出ています。これらの検討を是非加えるべきだと思いますが、現状こういう検討を加えたのでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） このフローチャートを見ると、第3セクターのことをもちろん第3セクターの経営健全化に関する指針という打ち出しありますから、1つのフローチャートとして参考になるというか検討しなければならないなとは思いますけれども、しかしながら国における第3セクターは、前にも一回答弁したのではないかと思いますけれども、色々な第3セクターが国にはあります。そして道段階というか県レベルでも相当な数があるのだと思います。町村レベルでも然りだというように言えると思います。ただその中で我が町のようにどうしようもならなくなつたという報告を常に道なり国なり挙げている状況では、今までないわけあります。そういうことでこういうフローチャート等々が果たして届いているのかどうか。私の段階ではちょっと抑えきれていた部分があるのですけれども、したがってちょっと来ていないと申し上げたのですけれども、こういうものがあるのだとすれば1つの検討材料にはなるのかなと思いますけれども、しかしこういうことを持って我が町の第3セクターが改善されるというのは思っておりません。今、先程から答弁しているように色々な角度から検討しながら、そして内部努力もしながらやっている最中でありますので、ご理解を頂きたい。これは1つの参考になるのは確かになるのではなかろうかというようにフローチャートでありますから見ている段階。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） こういったものが国か道を通して出していないのか、改めて是非確認をして下さい。これらについて国は全第3セクターを対象にしています。大きいとか小さいとかそういう問題ではない。要するに地方の財政の健全化の為にこれらについてしっかりと調査を進めて具体的に健全経営がなされるような方策を作つてこれらを出してきていると思います。今、資料としてお渡ししたのは、これは平成30年2月20日の通知の一番最後のフローチャートです。他の文章もあるのですから後程またお渡しますけれども、是非こういう手法で進めて頂きたいと思っていますが、その中でとりわけ法人が行う事業の公共性、広域性、採算性及び将来見通しについて、その評価について、先程町長がこういった立場にあるのだと、うちの第3セクターはということでおっしゃいました。しかし町長は一方ではそこの経営者の責任者もありますよね。そういう形の評価の仕方というものについて、いわゆる外部の専門家などを入れた、しっかりとした構成される委員会等でこれらは検討されるべきだと国は言っているのですね。それらのその現在あるその2つの3セクの現状と今後の在り方について今は町の立場で、行政の立場で色々な解釈をしていますが、第三者の目でしっかりとこれについて検討を加えるということはされませんか。そういうことが必要なのではと思いますが、その考え方はいかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つの考え方として、今岩崎さんからご指摘の話があったわけでありますけれども、1つの話として聞き留めますけれども、今まで我々は我々として行政的判断といいますか、そういう中で進めて来ている部分もありますから、それはそれとして考えていきたいとこのように思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私、一個人、一議員の考え方ではありません。国の考え方なのです。国の考え方に基づいてそういういた進め方をするのが市町村の1つの方向性ではないですか。それを言っているのですよ。是非進めてほしいと思いますが、考えを変えることはしませんか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 考え方を変えれとか、変わるとかそういうことではなくて、先程申し上げているように私自身もこういうものが果たして我が町も該当してくるのかなというような観点に立っておりますので、この辺のこととも含めて参酌していきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 更にですね、この文章の中にはこのようなことが書いてあります。議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について理解を得ることが必要というように書いています。前にも私、色々資料を請求等した折にも、民間企業の法人の中身については資料として提出できないという方もございました。しかし今情勢は、やはり半分以上の出資をしている町の財政の悪化に繋がるような中身については、これについてはしっかりと議会への説明と住民への情報公開が必要だというように国としては、そういう進め方をするべきだというようにここで述べております。その観点について、今までのことは今までで結構ですが、これから在り方についてはどうお考えになりますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議会への報告だとか、それぞれについてはその決められた1つの方法を持って、各議会に第3セクターの経営状況等について報告をし決算等も出してきたつもりであります。そして更には分かりにくい部分等々があるので、赤字対策もあるわけでありますけれども、経営の改善等をしていかなければならないという中で、会社は会社として、法人は法人としての考え方も常に進めておりますけれども、本会議だけではなくて全員協議会なり勉強会なりそういう方法を使いながら今まで努力したつもりでもおりますので、ご理解を賜っておきたいと思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○ 5番（岩崎泰好君） ちょっとここまで踏み込みたくはなかったのですが、具体的に町長が答弁されておりますから、ちょっと1点だけ聞きます。早い段階の対応、対処が必要だということも言わされました。そして経営が赤字になった原因についても入込客の減少が大きな原因だという話もされました。また魅力ある施設にするということも大事なのだがというようなお話をされたと思いますが、要するに入込客の減少にあたっては、それにしっかりと対応、対処するのが行政の役割だと思っていますね。それは間違いないと思うのですが、ただそれについてここ何年間もある意味そのままにしてきたのが現状で、ここに来て累積赤字が六千何百万で来年度の令和2年度の計画書にあっても損金は2千5・600万であるというような、そのような状態になってきたのではないかと私は思いますが、遅きに失したという言葉がありますが、もう既に遅いのではないかと思います。本当にだから抜本的にこの経営の中身を変えていかなければ、この体質は例え2人入れようが、3人町職員を入れようが変わりっこない。だって入る人が経営者じゃないもん。行政には得意だけれども経営者ではないですね。経営感覚で言えば入込客の減少にあたっては、具体的に何があればこの減少を抑えて増加に向かわせるのかと経営者なら考えますよ。そうでない人達は経営の中に入っていったって変わりっこない。私は断言してもいい。そういうことも含めて抜本的にどうすればこの2つの公社が、1つにするという方針もありますが、しかし生き残りという観点から考えると可能なのかということをやっぱりもっと真剣に中身を精査する必要があるのではないか。そのためには外部の専門的な見識を持った方々をしっかりと入れて経営分析をして何が足りないのか、何をすればこれが好転に向かうのか、あるいはこれは駄目なのか。どう清算するのか、そのようなことも含めて、やっぱりしっかりしたものを作つてということが大事だと、それが健全化の大きな施策になる。それをしないで単純に行政側の分析だけで前に進んでは、また同じ様なことが繰り返すと私は考えます。それは私個人の意見ですから、どう捉えようと結構ですが。しかしやっぱりそこにもっと真剣に生き残りをかけた戦術戦略をたてていくという事を何故しないのか。今する必要に気づいたら、やっぱりそれはやってくださいよ。そういう方向性で物事を進めていく。そういう町長としての決意を聞きたい。後、残された期間2年ですね。4期目。5期目についてはわかりませんが、4期目の総仕上げでしっかりとそれらの責任を果たすと。この公社の問題だけではなくて、医療の問題もそれから先程の小口議員から様々なことが6次総計のことで語られました。課題が多い。大変なんだよな。それは大変なのはわかりますよ。大変なのをどうクリアしていくかというのがトップに立った人の役割ではないですか。その決意を聞かせて下さい。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 決意ということありますから、決意を申し上げる訳でありますけれども、第3セクターのこれらの問題等々についてどうも少し真剣みが足りないのではないかというご指摘、お叱りを受けたところでありますけれども、草鞋として、2足の草鞋、社長と町長という2足の草鞋を履いているような形があるものですから、それぞれ議会に報告しながら、そして真剣な努力をしながら進めてきた部分、しかしながら法人として法人の役員は別ですけれども、従業員としてそこまでやりきっていたのかなというところを反省しているわけであります。ただそこで真剣であったか、なかったのかと。社長なり町長と言う責任もあるのかもしれませんけれども、しかしながら真剣な努力はしてきたつもりでおります。そういう中で今後色々な課題に向かってもう少し頑張れと言う激が入ったなと思って受け止めているわけであります。そのようなことでいざれにしてもこれらの問題等については今、課題解決に向けて努力をしている最中でありますので、もう少し時間が欲しいというか、相手のあることでもありますし、そして今コロナ禍でもありますから非常に難しいのでありますけれども、真剣に努力をしているのだということだけはお認めを頂きたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 真摯な答弁わかりました。ただもう1つは、社長としての責任の取り方。振興公社の社長としての責任のとり方。旧来全員協議会ですかね、あるいは議会の場でもお聞きしました。昨年の9月の議会ですかね。その時にもお話を聞きしました。責任を感じているのですかという話もしました。その時に町長は責任の所在、とり方についてはどうするのですかと聞いた時に、会社の経営に関してはこれを代表する社長にあると。経営改善に向けた目下努力しているところであり、今責任云々に言及はできないというような話をされました。民間の団体法人にあっては、つい最近も1日全体の何かインターネット上の何かあったのでしょうか。それが業務が株の関係ですかね。止まることによって責任をとって辞めた社長もいますよね。たった1日のことです。

○議長（南 和博君） 岩崎議員、質問時間オーバーしました。

○5番（岩崎泰好君） はい。町長の責任の在り方と取り方について、最後質問して終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（岩崎泰好君） 前回もそうありましたけれども、責任の在り方等々についてご質問が出るわけでありますけれども、町長としてどうするかということについては、法人等々を指導していく、そして改善を図っていくという努力を一生懸命やっていると。認めてもらえるからもらえないかは分かりませんけれども、その辺についてはご理解を頂いてお

かないとならないと。ただ公社の社長としての責任といいますかそういうものもあるうかと思います。私としては公社から報酬等を頂いているとかそういう観点はございません。

ただ、町長として出資している企業、法人、第3セクターの退職金等々については経営が黒字の時であった前任町長等々についても何ぼか退職金にお礼みたいのが払ったような経過があるようありますけれども、そのような程度でありますて、そのようなものも受け取るつもりはございませんので。従って責任のとり方と言っても具体的にどういう求められ方をするのか。ちょっと今は持ち合わせていないというか、いかがなものかなと思っているわけであります。法人でありますから法人の中で改善をしていかなければならぬ。そこに第一の問題があるのかなと思っております。辞めてしまえというような聞こえ方もするわけでありますけれども、それはそれとして受け止めているのですけれども、出来る事ならなるべく辞める方向で努力したいと思いますけれども、しかしながらそれを引き受けてくれる人がいなければ、辞めるわけにも簡単に辞めたというわけにもいきませんので、その辺の時はご理解を頂いておかなければならぬなと思っております。

○議長（南 和博君） 以上で岩崎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時15分。13時15分と致します。

---

休憩 午後1時17分

再開 午後 1時13分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

2番田中議員。

○2番（田中真奈美君） それでは一般質問を行います。項目は行政。件名 子育て世代の農業者に対する支援について。美深町の基幹産業である農業について高齢化と後継者不足が農業の抱える問題の1つであると考えています。今後、美深町での就農を目指そうとする担い手確保のためにも新たな支援策を考えいくべきだと思います。農業を営む家族の悩みの1つとして、子どもが図書館などに行く場合、交通の不便さなどがあり容易に移動することが出来ない現状にあります。特に、新規就農で美深に来られた家族では、農作業の忙しさにより子どもの送迎が出来ず、公共交通機関を利用するにしても便数が少なく利用料金は高いなどの問題があります。美深町での「自然豊かな農業生活」に憧れ就農したけれども、日々の生活において「子育ての不自由さ」を感じているという話も聞いております。10年後、20年後の美深町の農業を維持していくためにも、子育て世代の農業者が働きやすい環境をどのように整えていくのか町長の所見を伺います。1、子どもを抱

える農業者の働きやすい環境づくりに向け、新たな支援策の必要性をどのように認識しているか。2、スクールバスやデマンドタクシーについて、子どもが利用しやすい運行の見直しは出来ないか。3、子どもが公共交通機関を利用する場合、利用料金を補助するなどの支援策は考えられないか。よろしくお願ひ致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、田中議員の方から子育て世代の農業者に対する支援についてのご質問を頂きました。始めに子どもを抱える農業者の働きやすい環境づくりに向けた新たな施策についての質問でありますけれども、農業者が働きやすい環境を作る為に、これまで労働力確保支援対策事業、更には酪農ヘルパー確保事業、そしてがんばる美深農業支援事業など各事業により支援をし、本年度新たにICT農業推進事業を加えて支援を拡充してきたところでもあります。また子育て世代に関しては、医療費助成などの経済的支援の他、各種補助制度を利用することで効率的な働きやすい環境づくりや生産性の向上にも繋がっていると考えておりますので、現段階では新たな支援策の考え方は持っていない訳であります。具体的にスクールバスやデマンドバスについての子どもが利用しない運行の見直しはできないかということでありますけれども、現在スクールバスは通学専用の恩根内・美中線の1路線の他、一般の町民も混乗出来る斑渓・吉野線、玉川線、楠・清水線の3路線、合計4でありますけれどもこれを運行しております。スクールバスは学校の登下校に合わせて運行しており、楠・清水地区、玉川地区、斑渓・吉野地区の地域住民の交通確保を図る為、それぞれ1日3便運行しておりますがスクールバスの車両を使用したことからその運行に限界があり運行の拡大は困難でありますのでご理解を頂ければと思っております。またデマンド型乗合タクシーは交通空白地帯において身近な移動手段を確保し、日常生活の利便性の向上を図ることを目的とした事業であり、事業の実施以降は一定の成果をあげていると考えております。このデマンド型乗合タクシーのエリア拡大や増便などについては財政的な面や運行を委託している美深ハイヤーの車両台数や人員といった資産的な面を考慮し、事業内容の見直しについては現時点では考えておりませんけれども、どういう方向があるのか。以上が、更には3点目の質問として、子どもが公共交通機関を利用した場合の利用料金の補助をするなどの支援策についてのご質問でありますけれども、学校へはスクールバスを用意しておりますが、通学以外習い事や少年団活動など様々な活動については公共交通機関の利用、または保護者の送迎が行われていることでもあります。ご質問にあります子どもが公共交通機関を利用しての補助については現段階通学以外の日常の利用に対する支援についての考えはありませんけれども、現在実施している高齢者への支援を含め公共交通機関の利用実態を精査し、町民が利用しやすい支援策を検討し

ていくことも必要かなと考えているわけでございます。以上、田中議員の質問に対する子育て世代の農業者に対する支援の答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 町長の今の答弁を聞いていると、どれもこれも検討の余地はないようなお話がある中で、3番目の高齢者の利用策もあるので検討をという言葉にちょっと安心したところではありますが、ただ先程その3番の公共交通機関を利用する場合についてから再質問させて頂きます。通学以外のスクールバスで保護者の送迎でということであったのですけれども、美深町では色々な教育の場面がありまして、スポーツクラブだったりとか子ども学習の教育だったりとかそういう場面があります。その他にですね、スポーツクラブだったりとか夜間の活動が結構あるのです。そういう子どもたちが、地方にいる農業している保護者が送り迎えが出来ないので諦めているという話を何回か聞いたことがあります。本当に保護者の方が送迎しているのですけれども、それが可能でない場合やっぱり公共交通機関を利用しなければいけない。確かにそうなのですけれども、先程高齢者の今実際に高齢バスの料金助成が年間に2千円で無料。名士バスに乗る場合は無料。それからスクールバス、デマンドタクシーに乗る場合も無料になっているのですよね。子どもが利用する場合は無料にしてくれとは言わないのですけれども、ある程度の助成を検討頂く必要があるというお答えだったのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 3番目に公共交通を利用する場合に料金を補助するなどの支援策は考えられないかという質問で高齢者の部分について若干触れた部分はあるのですけれども、それ以外の今言われた子どもさん方の更にはそれぞれ農業者等が新規就農等で入っているのはわかっております。ただそれぞれスクールバスだとかそういう部分ではそれぞれの目的があってスクールバスを運行している関係で、例えばスポーツクラブだとかそういうものの場合で帰りが8時になるとか9時になるとかそう言わされた場合に果たしてスクールバス等を運行するかどうか、可能かどうか。これは今の段階では不可能ですよと言わざるを得ないと答弁を申し上げているところでありますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） その不可能を何とか少しづつ可能に近づけていって頂きたいと言いたいところではあるのですが、ちょっと話を変えていきます。先程、農業者の働きやすい環境づくりに向けて色々もう支援はしておりますと。労働者確保の対策、ヘルパーなどと新しい農業の部分での支援はしておりますという事で、本当にそういう部分に関して

は新規就農だったりとか農業に対する支援は本当に充実しているのは私もわかっています。ですが、ただ日々の小さな暮らしのそういう小さな細かなことで苦労している方々が沢山いるというところはご理解頂きたいのです。新規就農だけではなく子どもを抱える農業者さんの皆様全てだと思うのですけれども、必ず町まで迎えに来なければいけないとなってくる時に農業の手を止めなければならないということが本当に多いです。恩根内だったりその玉川の方、吉野の方もそうなのですけれども酪農をやって経営されている方が本当に多いというように私見受けております。そんな中で酪農の作業が終わるのが8時くらいとなってしまうとその時の足というのはもう搾乳している途中でも子どもを迎えていかなければならなくなる。そういう部分をもう少し町として理解をして頂けたら良いなと思っております。なぜ今回このような話があったのかというと、総計の方の意見の方にもちょっと話がありました。公共交通についてということで、交通格差を減らすためにという話が少しあったように見受けられます。私自身ですね、紋穂内の片田舎で暮らしておりまして、ただその時は子どもたちがまだ沢山いました。厚生小学校もありました。恩根内の小学校もありました。子どもたちがそんな中、沢山いたのです。遊ぶ子どもたちもいたのですが、今は恩根内から玉川、あと東、南の方まで小学校が1つ、あと仁宇布に小学校が1つ。子どもたち同士で交流しようとしても中々難しいというのが現状なのです。その中で、ちょっとまた元に戻るのですけれども、公共交通機関を少し利用させてもらったりとか、あと先程いったデマンドタクシーだったり、スクールバスも専用になっている時間があるのですけれども、そういう走っている時間の専用時間というものを料金を払ってでも利用できるような考え方がないのか、ちょっと話が1番と2番が一緒になってしまったのですが。考え方をお聞かせ頂きたいです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 何というか田中議員のおっしゃられる気持ちといいますか、そういう立場といいますか、そういうものはひしひしと私自身も感ずるものがあります。しかしながら具体的にスクールバスだとデマンドバスをどうやって走らすか、利用するか。それぞれの目的なり何かがあるわけでありますから非常に難しいことを言われているなと思っております。そこで先程答弁致しました時に、出来ないのですよということをはっきり申し上げてきたわけでありますけれども、しかし議員さんがおっしゃられるその子育て、特に農業の部分の新規就農、紋穂内だと恩根内だとそういう部分、JRが廃止になるとかそういう部分も含めてでありますけれども、出来ることと言いますか出来ることというものは例えば紋穂内とか恩根内の部分のバスをどう利用するかとか。そういう部分についての話は一方では内部協議もしておりますけれども、今こうバクっと言われるスクールバ

スだとかデマンドバスのことがちょっと答えきれないというかそういう部分があるわけであります。それぞれ目的があって具体的にどうして欲しいのだと、ただ気持ちはわかるわけでありますけれども、具体的にどうするのだと、どうしたら、これは一般質問でありますからね。中々難しい話でありますので、先程申し上げたように中々出来ないということを申し上げているつもりでありますのでご理解を頂きたいです。ただ廃止になる駅舎だとかそういう部分の子どもたちをどうするかと。そういう部分はスクールバスだとかそういうものでどう運んでいくかということについて、そして補助していくかという部分については色々検討を加えているところでありますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） ちょっと色々資料を調べてみました。平成22年に美深地域公共交通総合連携計画というのを立てていて、平成30年に見直しされているのですけれども、見直し30年からのものが資料ではなかったので平成22年のものを見ているのですが、ちょっと便数が減っているのかもしれないでちょっと何とも言えないのですけれども、斑渓・吉野線で6便、玉川線で全5便、こちらは一般の方も乗れるようになっているのですが、下校専用の不定期便というのがあります。先程、バスの利用などでちょっと話し合いをしているよということがあったので、これはちょっと提案になってしまふのかもしれないで、この場でいうのもどうかなとは思うのですけれども、もしその専用不定期便というのを予約可、フレンドバスやデマンドタクシーのように予約などで料金を払って乗せていくける方法も考え方としてはあるのではないかと思います。同じく楠・清水線、あと仁宇布線に関して言えばデマンドバスになっているので、ちょっとこちらは考え方が違うのかなとは思うのですけれども、その辺りの見直しだったりとかも考えられるのではないかと思います。更にいうならばデマンドタクシーについては8時出発11時帰りの1本しかありません。これを例えば時間を変則で子どもも乗車出来るようなものになっているのであれば、恐らくこの8時出発11時帰りというのは、ちょっとどういう決まりでこの時間にしたのかがちょっとよくわからないのですけれども、時間帯を見直したりする必要があるのではないかと思うのですよね。更にいうならば予約がない場合については運休というように書かれています。ということは、実際に利用数も沢山利用させてくれる人達が増えてきているという話も聞いているのですが、実際に子どもが利用しているところがあるのかという確認をしたいことと、もし子どもが利用したいというものがなければ、もう少しリサーチしていく必要があるのだと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 時間帯だとかはちょっと一般質問でありますから細かいところは私が答弁するのもいかがなものかなと思っておりますけれども、手元にスクールバスの乗車実績等々はありますので、少しお答えをしたいと思っております。まずスクールバスの関係でありますけれども、斑渓・吉野線、一般と言われる方が56人程乗っておられます。更に高齢者と言われる部分が45人程。玉川線については一般の方は151人でありますけれども高齢者は532人というようにこれは日曜日の運行が中心だろうかと思いますけれども、更に楠・清水線でありますけれども一般の方はゼロなのだと。高齢者については113人程と。恩根内・美中線については、スクールバスでありますから混乗という形はないのだという形であります。更に便数の関係も言われましたけれども、斑渓・吉野線については2便、4便、5便が走っておりますけれどもこれは行きのバスですね。交通ターミナル。吉野を経由して交通ターミナルに戻るという形でありますけれども2便、4便、8時20分、15時05分、16時25分というサイクルになるのだろうと。更に帰りと言いますか1便、3便、6便は通学専用という形になっているわけであります。玉川線はふれあいステーションから2便、4便、今1便はふれあいステーションに寄らないわけであります。体育館前から出るわけでありますけど6時54分発で中学校には8時5分に着くという事。2便、4便についても13時23分、16時02分ふれあいステーション発でありますからそれぞれ14時35分、17時14分という形になって、楠・清水線等についても1便、2便の関係でありますけれども、その他、臨時便もないわけではありませんけれども、1便、2便、3便ですね。それ走っている関係で朝は7時から楠・清水には7時19分によって、恩根内のセンタープラザから出発ですけれどもセンタープラザに7時41分に戻るとそういう形です。更に臨時便として月曜日と木曜日は8時24分から9時5分にこういう細かなことはあるのですけれども一般質問でありますから、これを議論していく仕方ないのかなと思っております。ただこれをどうやって詰めていくかという場合は、それなりに詰める場所が議員の立場としても我々の担当の方もお互いに詰める場所があるのだと。そしてどういう支障があるのだということをやっぱり議論していかなければならぬのではないのかなと思っております。そして混乗の場合、更にはこの時間帯にクラブ等で果たして乗れるのか乗れないのかそういう議論もしなければならない。ただスクールバス等が中心でありますから一般に便数を増やすだとか、今人口減、段々下がってきてますからそういうことを考えていくと便数を増やすとかバスを増やすとか乗員を確保するとか非常に課題があるのだということを申し上げてさっきからいるわけでありますからね。その辺のところをもう少しお互いに詰め寄ないと一般質問としては中々いかないのかなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） ちょっと質問させてください。ちなみに、このような今回のスクールバスを利用させて欲しいんだとか、公共の交通の補助をして欲しいという今回挙がってきたのもあるのですけれども、今までその話を町長は聞いたことがありましたか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一般論としては、もちろん聞いております。ただその具体例として、こうして欲しいのだと、こうなるべきだという部分については詰めた話は聞いておりません。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） そういう話があって、今はこのバス事業を美深は一生懸命頑張っている方だと私は努力を認めるのですけれども、その部分についてアンケートを取りましたか、話を聞きに行ったりするとかということは今後は考えていきますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々考えたいと思うのですけれども、今言われたアンケートというのは僕もどういうことを言ってアンケートと言っているのか、ちょっとわからない部分もあるのですけれどもね。どういう人を対象にしてアンケートと言っているのかちょっと理解できないのですけれども。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） アンケートについては実際に今子どもがいる人たちの家庭にお話されていいのではないかとは思うのですけれども、もう実はこの話は7・8年前から出ている話でして、もしその時も声が出ていない、中身がわかっていない。恐らくスクールバスを利用して欲しいのだという話は、だいぶ前から私は耳にしています。それを結局規則があるから駄目なんですという話で全部覆されてしまっている部分があるということも聞いているのです。恐らくもう皆、声を聞いているのであれば、それを実際に取り上げていって頂きたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） かなり具体的に話でありますから、その具体的な話を整理しまして、誰が何処からどういうバスに乗るのだということになってくれば、これは聞く耳をちゃんと持って整理して、果たしてそれに乗って頂くことができるかどうか。また支援することが出来るかどうか、それは検討しなければならない。当然のことだと思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 今、町長から出た検討していくという言葉を信じていきたいと

思います。先程、人口減少があるので子どもがどんどん少なくなるという話もありました。ただ先程、私も10年後20年後、美深町の農業を維持していくためにというように申し上げております。美深町が本当に基幹産業で農業を頑張っていきたい町。本当に支援も沢山しているのです。その中で美深にどれだけの新しい新規就農だったりとか、あと自分の家庭が農業をしていてそれを継いでくれる人達がどれだけ、後継者ですね。後継者がどれだけいるかということを戻って来てくれるかということを考えた時に、今土台を作つておく必要もあるのではないかと思うのです。少なくなってくる、便数がなくなる、わかります。けれどもそこの前の段階でこういう支援がありますよというのは、考えていくのは大事だと思うのですがどう思いますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どう思いますかと尋ねられたら、そうですねと言わざるを得ないのですけれども、その具体性、例えばスクールバスならスクールバスにね。スクールバスにはスクールバスの目的があるわけですからね。それに混乗できるかできないかのそういう判断をしていかなければならない。そして例えば美中線を玉川までと行けど、こんな事を言われても現実は不可能なんだから。そういうことではなくて、やっぱり現実味のある話を具体的にどうだということを言ってもらわないと、担当の段階でも詰まっていかないのではないかと思っているのですよ。私に言われるのは結構なのですけれどもね。そういうものであるのだということもご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） では、ここでその話をしてもということですので、担当の方もきっとこここの場所にいらっしゃると思うので、その辺りを聞いて頂きたいと思います。因みに先程スクールバスには、その利用規則があるというようにあって、それは私も重々承知しております。ただ今回美深町のスクールバスというのは町営バスという名前になっておりまして、先程も申し上げましたが専用のスクールバスということもあるのですよね。考え方を変えてみれば町営バスならば、全て町営バスにできるのではないかと私も思っているのですが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 物事ですから、何が駄目だかにが駄目だ、出来ないと言い切るのは簡単ではありますけれども、そうではないような気は致します。ただその例えばスクールバスの話になりましたけれども、例えばスクールバス入れる時には入れる時の条件があるのですよ。財政的な条件だとか。補助だとか。裏付けだとか。そういうものがあるわけでありまして、そういうところに違反しないようにするのも1つの違反しない、させない

これも1つの行政でありますのでご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 今、色々質問させて頂いた中で、今の現在の状況がベストではないということは、町長の方もご理解して下さっていると私は感じています。先程申し上げました総合計画の方でも意見の方が寄せられていたり、地域を回ると必ず少ないのでけれども、困っている方々はいっぱいいます。本当に町民の声を聞いて、私個人の意見ではないのですね。今回のこれも。町民の方々からのお話があって今後工夫や研究や検討を重ねて頂いて、美深の町の中を良くしていって頂けたらいいかなと私は思っているのです。今回の6次総合計画の方の中にも町民の日常生活や道路交通網が快適な住環境の整備だったりとか、基幹産業が農林業の強化、こちらについては支援策沢山して頂いているのは重々承知であります。町民一人ひとりが心豊かに生活を送れるようにとか、安心して子育てできる環境の充実を図るなどの基本目標があげられています。町民一人ひとりなんですよ。なので遠くに住んで交通の便がないから諦めなければいけない子どもたちも見逃してはいけないと私は考えています。子どもが地元に帰ってくる時に子どもの時の思い出が良ければ帰ってきたい町に繋がるという話を聞いたことがありますね。美深は本当に自然もあって、様々な学べる環境も作ってくれています。スポーツクラブがあったり、本当に教育委員会の方で色々な学びの場を作ってくれているのを私は知っているつもりでいます。友達も町の中にいれば遊べる、交流がとれるのですよね。図書館も町の中です。でも帰る手段がないから諦めている子どもたちがいるということをご理解頂きたいのです。先程から同じことの話が巡ってしまっているのですけれども、そこは本当に考えて頂きたいと思っているのですよね。繰り返しになってしまいますが、どう思いますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どう思いますかと言われたらそうですねと言わざるを得ないのですけれどもね。非常に難しいことなのですよね。それだけに例えば便数を増やしていくものか。そして便数を増やすことによって、それぞれの乗務員含めて人員的確保なり全部やれるのかどうか。そしてそれだけの乗ってくれる子どもさん方がどのくらいいるのか、ということもやってみなければならない部分。気持ちはわかるのですよ、十分。わからないとは言わない。わかるのですけれども、具体的に詰めをやっていくと非常に難しいことがあるので中々大変であるということを申し上げているわけでありまして、ベストかと言わるとどこからベストが来たのかわからないのですけれどもね。そう今田中さんとの答弁でベストという表現を使ったつもりはないのですけれども、何というか非常に難しいことがあるので具体的にやっぱり詰めの作業をやらないといけないと。そしてそれぞれの目的

を持って走らせているのだと。そしてやるにあたっては便数を増やすとか人の確保だとどうするとかそういう色々なことが、そしてどのくらい乗るのだと。そして全部応えきれるのかと、そういうこともやっぱり行政ですから考えていかなければならぬと。まさか何ぼ金が掛かってもやれということではないのだろうとは思いますので、そういうことも色々考えていかないとならないと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） はい。詰めの作業と目的を持ったことを本当に検討して頂きたいと思います。便数を増やせとはいいません。全て考え方なのではないかと私は思っているのですよね。やっぱりこの広い美深でどう交通手段を使って子どもたち、今本当に高齢者の方々に対しては手厚く色々なことをして頂いているのですけれども、子どもたちも交通に不便している町民の1人だと私は感じています。本当に町長の方から今後話を詰めていって検討もしなければいけないという言葉を信じて私はいきたいと思っていますし、本当に10年後、20年後その先も美深町が農業の町で美深に住んだら子育てもしっかり出来るぞと、そういうように自信持って言える町でいたいと私は思っています。美深町の町を本当に維持していきたいと私は本当に心から思っているのですよね。その為にも農業者だったり他の地方だったり美深は良い町だと思って住んできてももらえることを私は祈りたいのです。そのためにも今この言っていることが少しでも改善されて本当に先程おっしゃって下さった詰めの作業と研究をして頂きたいなと思っています。最後にご意見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どうも少し噛み合わないのかな。行政ばかり検討せいと言うように聞こえるのですけれども、そうではなくて要望といいますか訴えられる方も具体的な話を少し出してもらわないと困るなと感じているわけでございますけれども。そこで農業とか子育てだとか俗にいう弱者と言われる部分、将来の心配もしないわけではありません。そして全てが満足のいくように、言ってみれば子育てでも農業者の担い手でも弱者と言われる人のケアでも全てが満足のいくようになれば、それはもう夢のある非常に良い町だというように言えるのかもしれません。しかしそれに向かって努力はしているのだということだけは認めて欲しいなと思っております。その為にはやっぱり行政、行政だけではなくて訴える方も具体的にこういう問題は、こうやれるのではないかという話をしてもらわないと歩み寄れないのではないのかなと思っています。意見という話でありますから。以上です。

○2番（田中真奈美君） ありがとうございました。よろしくお願ひ致します。以上で終

わります。

○議長（南 和博君） 以上で2番田中議員の質問を終わります。

次、1番名取議員。

○1番（名取明美君） 美深町民、皆様の力で美深町には新型コロナウイルスは確認されていませんと私は認識しています。これは皆様の協力なしでは達成できない事です。皆様ありがとうございます。更に協力願うことがあると思いますが、よろしくお願ひ致します。それでは一般質問に入ります。項目 社会福祉。件名 福祉施設におけるクラスター対策について。質問の要旨 令和2年2月14日北海道札幌市にて、新型コロナウイルス感染症が確認され、この日をかわきりにコロナ感染が全国に広がりました。2月28日に北海道知事は、「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表し、道民に対し外出の自粛などを求め感染拡大を抑止しました。その後、コロナ感染者は全国的に広がり時を待たずに、日本全体の緊急事態宣言を国より発表することになりました。国は感染症の専門家チームと協議し様々な施策により新型コロナウイルス感染症との共生を目指しました。11月に入り間もなく、北海道から第3波といわれる、コロナ感染者数の増加が見られ全国的に広がっています。毎日テレビでコロナ感染者数が増加傾向にあり、クラスターの発生も見逃すことができません。特に病院と高齢者施設などにおいては重篤になる危険性が高く、福祉施設のクラスターの危険性は高い状況が見られます。この対応策として清潔な区域とウイルスによって汚染されている区域を区分けするゾーニングが絶対に必要であり、感染拡大防止のために重要です。その中で高齢者の命を守るためにどう考えているのか町長の所見をお伺いします。1、特別養護老人ホームやグループホームなど、福祉施設においてクラスターが発生した場合の対応・対策はどのように行われるのか。2、高齢者の活動が自粛している中、生活の不安が高まっており、一人暮らしや疾病を抱えている高齢者へのサポートは。町長の所見をお願い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今名取議員から福祉施設におけるクラスター対策についてのご質問を頂いたところでございます。町内の特養であるとかグループホームなどの入居施設では現在でも来訪者の出入りだとか更には利用者との面会を基本的に制限をし、感染リスクを極力避けている状況でございます。クラスター等になる前の町内で感染者が発生した時点からの対応が準備されていると考えております。特別養護老人ホームでは、ホーム内で感染が確認された場合を想定しデイサービスを休止し、デイサービスセンターを感染者と濃厚接触者の隔離部屋とするいわゆるゾーニングの準備であるとか、防護具の適切な使用方法について研修を実施しているわけであります。また一部のグループホームでは北海

道の補助金を活用して検温機器の導入であるとか、感染者が出た場合に隔離をする為の簡易陰圧装置を導入する施設もございます。その他、デイサービスだとかショートステイ、訪問看護、訪問介護などについても町内で感染者が確認された時点でサービスを一時休止し、感染拡大リスクを低減させる準備をしている状況でございます。次に一人暮らしの疾病を抱えている高齢者へのサポートというご質問も頂いたところでございますけれども、以前のご質問でも答弁を申し上げてきたところでありますけれども、高齢者の活動に関しましては緊急事態宣言が解除された6月からは社会福祉協議会であるとか自治会のサロン等において感染予防対策をとりながら活動が再開されているというように認識しております。今後も継続して実施していただけるように町から手指消毒液などの感染予防対策品をサロンの主催者などに配布しているわけであります。予防対策を徹底しながら事業が取り組まれていくと考えております。今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら更に国、道から外出自粛などが要請された場合は地域包括支援センターで独居高齢者などに電話や防災情報端末機を利用して健康状態や生活状況の確認を行うと共に不安や困りごとなどがあれば支援について対応して参りたいと考えおります。しかしながら様々な行動やイベントが中止されておりますので、これまで積極的に活動をされておりました高齢者において外出の機会が減り、社会参加活動が減っている状況は否めないと考えているところでございます。認識しているということでございます。新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、高齢者等の基礎体力の向上に向けた取り組みとして防災情報端末機を利用した動画の発信を現在準備しているところであり、外出を控えている高齢者などに自宅での運動を進めるなど介護予防にも努めて参りたいと考えているわけであります。更に今後新型コロナウイルス感染症の心配と合わせてインフルエンザの流行時期を迎えることとなり、高齢者のみならず感染症予防対策が重要となっていると考えておりますので、この辺の対策も取って参りたいと思っているところでございます。以上を申し上げてとりあえずの答弁としたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 高齢者の感染防止は命を守ることです。新型コロナウイルスの国内の発生動向が厚生労働省から令和2年10月21日18時現在での集計によりますと年齢階級別に見た死亡者数は、この時点では1,661人であり、その内70歳以上は1,412人、84.8%を占めています。この割合は現在もほぼ変わりません。亡くなる人が高齢者に偏っているので、高齢者の感染をどう予防するかが重要なのです。高齢者施設の予防を重点的にと優先的に行わなければならないと言われております。インフルエンザの予防接種も高齢者を優先しております。感染者が確認されていないので苦勞が見えないの

かもしれませんが、1人でも感染者を出さないようにする努力は大変なことです。福祉施設の職員への配慮・支援をお願いしたいです。福祉施設の職員の置かれている状況は毎日緊張の連続です。その中、美深町には新型コロナウイルス感染者が確認されておりません。もし、感染者が確認された時には、今以上に厳しく感染拡大を防止する必要があります。もっと大変な状況におかれます。国から福祉事業者に対する慰労金として慰労金の事業として1人5万円が支給されました。支援は職員の業務の質の向上にも繋がり施設利用者と美深町民の命を守ることにも繋がります。町からの支給は考えてはいませんか。町長の考えをお伺いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 幸いにして議員からもお話がありましたけれども、我が町の感染の状況、更にはクラスターという状況には至っていないわけでありまして、それぞれの関係者施設の努力、行政の努力もあるわけでありますけれども皆町民それぞれ気を付けておられるな。大変有難く思っているところでございます。特に密と言われる3密と言われる部分について非常に何回も国を通して、道を通してまた町もそれについてそれぞれお願いしているわけありますけれども、それもしっかりと守って頂いているな。その表れとしてコロナ禍になっていないのかなと思っています。しかしながら上川といいますか、旭川といいますか、ああいう状況でありますし、またこのコロナ禍が塩狩峠越えて北上しているというような話も聞かされるような状況が昨今であります。そんなことで非常に心得てというか気にしているわけでありますけれども、これについて具体的にベストな方法は今は持ち合わせていないわけでありますけれども、明確な答弁にならないかもしれませんけれども、国として、更に道として対策を一步進めるといいますか、期間延長するとかという話も出ておりますけれども、町としてもそれに合わせてやっていかなければならぬ。という段階でありますけれども、先程もお話のありました国、道も支援策を投じると。特に町を通っておりませんけれども国から直接施設の方に5万円の給付等もあったと聞かされておりまして、良い事だなど、ご苦労に対する1つの報いになっているのかなと思っております。そういうことで町としてもどうなのだということでありますけれども、今後のことの取り扱いについてはまだ具体的に何とも申し上げられる段階ではありませんけれども、国からの支援策だとかそういうものも町を通すのか通さないのかあるわけでありますけれども、そういうことを踏まえながら町としてやれる有効な手段、手当て等々を取りたいなと思っている訳でありますので、ちょっと明確にならない部分もあるかもしれませんけれども、ご理解を頂いておきたいと。お願いしているのは期間の延長だとか3密にならない方法でそれぞれの施設なり町民なり、また行政も町民の方々もしっかりとした対応をとって

いく努力をして参りたいと思っておりますのでご理解を頂いておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 高齢者の命を守る為には、皆で頑張ってもらえるように、私も応援していきたいと思います。しかし働いている方は美深町への感染予防対策に貢献していることには間違いないと思います。これは高齢者の命を守ってくれると強く感じております。施設の方はGO TOキャンペーンを自粛したり感染リスクの高い場所へは控えて自分はうつらない、施設へも持ち込まない、意識が高いですし苦労もしています。国から慰労金5万円が出ています。その苦労と努力は施設の貢献と町への貢献もしています。このことは高齢者の命を守るためにも繋がります。町長、くどいかもしませんがもう一度答弁お願いいいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それぞれの立場で、それぞれの施設含めてご苦労を頂いているということは重々分かっているつもりであります。今後ともよろしくお願ひをしたいなと申し上げたいと思います。更にこれが期間の延長だとか師走はどうするとか、年はじめはどうするとかこういうバージョンアップ等も今後でるかもしれません。従ってその辺のことにも踏まえてよろしくお願ひをしたいなと思っています。我が町からコロナが出るとか、感染者が出るとか更にはクラスターが発生するとかそういう事態になれば我々も大変でありますし、また町民も非常に心配するのかなと思っておりますので、お互いに気を付けて参りたいとこのように思っています。先程、慰労金の話も伺いましたけれども、今具体的にこうするということをちゃんと持ち合わせておりませんので、そういうことも含めて財源的なことが許されるのであれば少し考えてみたい部分もありますけれども、今の段階では非常に難しい国の対策ではないのかな。そのように思っておりますので、施設に対する考え方、ちょっと寂しいのではないかとそのように見られたら困のですけれども、町としてやれる範囲の努力は続けたいと思っておりますので、今のところ3密と言いますか、そういう密にならない対応を是がひでもお願ひしておきたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 町長は難しいとおっしゃいました。それはそれで本当に良くわかります。しかし私は、女です。女は先暗示をして対応していきます。新型コロナウイルス感染症は本当に恐ろしい病気です。命を守る為には皆で協力しなければ町民の命は守れません。女性参画の意味は女人の意見も取り入れてくれるところに意味があるのではないでしょうか。町長、いかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全くその通りであります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 女性参画のことは一度話したいなと思って、今ここで入れさせて頂きました。次にいきます。高齢者福祉施設においてのクラスターについてです。感染症対策においては施設におけるクラスターが問題となります。令和2年11月27日北海道新聞で、旭川市慶友会吉田病院の新型コロナウイルスのクラスター記事が掲載してありました。同病院で最初に看護師ら2人の感染が6日に感染され、7日には7人に増え市保健所がクラスターと認定いたしました。院内では当初感染を6階のみに封じ込めようとしたが、12日には7階で、15日には5階で感染者が判明いたしました。その後も感染者は広がり続けて1階にまで達し、26日までには入院患者の4割近く、職員の1割強が感染し、入院患者12名が亡くなりました。感染者が20日間で2人から125人にまで増えました。つまり今回の新型コロナウイルス感染症は感染力が強いということです。感染はどのように全階に広がったのか、要因の1つとして入院患者の特性です。入院患者の多くは末期がんや重い障害で寝たきりの70代から90歳までの高齢者で、医療スタッフは体を密着させて体位を交換し、痰の吸引をし、感染リスクが高い看護を日常的に担っていました。これらの記事を読んで私はクラスター対策の必要性を今考えなければならないと感じております。1人の感染者が確認されたら、あっという間に感染者が増加する可能性があるからです。町長、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町長の考え方と言われておりますけれども、まずクラスターにさせないということが大事かな。感染症を美深町に持ち込まないとそういうこと、その為には密にならない、させない、そういうことをきちっと皆で考えていかなければならぬ。それでも尚且つクラスターという心配事が各施設においてはあるのかもしれません。しかしながら非常に各施設においてはそれぞれのご苦労があるのかもしれませんけれども、今既に先程申し上げましたようにゾーニング部屋を確保するとか、そういうことも進めているようありますからそういうこともご理解を頂きながらまずもって美深町には感染者を出さないとそういう気構えで進めて参りたい。取り組んで参りたいこのように思っていますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今、町長のお話の中でゾーニングという言葉が出ましたので、ゾーニングとは、清潔区域と汚染区域を区分けすることです。クラスター防止には重要な認識です。ダイヤモンドプリンス横浜クルーズ船でのクラスターは指定客室のため、ゾーニン

グ区分けが出来なかったと思われます。感染している人と、感染していない人のゾーニングが出来ずに、部屋にいてもらい重篤化すると救急搬送する状態であり、12月13日現在712人が感染し13名が亡くなりました。この記事の意味するものは今後もっと感染力と致死力の強い感染症が出てくるかも知れないと感じました。クラスター対策には、ゾーニングの認識の必要性を感じています。クラスターが出た時の対応策はゾーニングという認識を持って集団感染から市中感染拡大を防止するために最も必要な準備と思われます。旭川の吉田病院から学んだことです。町長いかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つ1つ確認されるのですけれども、私も専門的ではない部分もあるのですけれども、言われる通りあちこちから学びを入れながら対策をとっていかなければならぬ。ゾーニングの大切さもわかっているつもりでありますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 現在、美深町にはまだ新型コロナウイルス感染症は確認されておりません。近隣の市町村においては感染者が確認されている情報を耳にします。美深町において感染者が確認されていないことは、1人ひとりの感染防止と地域ぐるみの対応策と施設における職員の努力、更に行政のきめ細やかな感染予防対策の結集であります。ただし、忘れてはならないのが早めに町民全ての人に配布されたマスクが一役買っていると思います。続きまして、2番目の設問です。高齢者一人ひとりマスクをしたり、手洗いをしたり自粛をして努力をしています。地域でも感染防止をしながら時間短縮、参加者の人数制限、消毒、密にならない対策をしながら努力していました。でも、それだけでは不十分なのです。そんな中でも一人暮らしの高齢者や疾病を抱えている高齢者の不安が高まっています。その不安を少しでも和らげるため行政の働きが必要です。感染が高まる時期に70歳以上の高齢者の不安を和らげるために、もう一度70歳以上の方にマスクを配ってサポートしてはいかがでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） マスクの話が具体的に出てきましたけれども、若干の予備は持っているつもりであります。町にも若干の予備はとっているし、次の対策、災害等に向けてマスクも取り寄せている状況でありますので、もし高齢者さらには施設等で足りないというような状況がありましたら、それはそれで対応したいなと思っております。それで今持っているだけで足りないのであれば手当をしなければならないと思いますけれども、今持っている在庫で何とかなるのかなとそのように考えております。それと疾病の数だとか、重

篤者だと死亡のことも少し触っておられましたけれども、各施設において亡くなる方、高齢者が中心であるということも承知しているつもりです。ただ何と言いますか、もちろん重篤者には高齢者の確立が高いのですけれども、何と言いますかコロナだけの原因ではなくて他の病気も疾病も抱えている人がこの時期にあわせて亡くなつておられるという1つの見方もあるわけでありますので、その辺のことも参酌しながら我々としては色々なことを考えながら対処しいきたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。名取議員に申し上げますけれども、なるべく簡潔に町長から良い答弁を引き出すようなまとめた質問でよろしくお願ひします。

○1番（名取明美君） わかりました。これが最後になりますが、命を守る感染症に配慮して高齢者及び町民に安心してもらえるまちづくりを考えなければなりません。また今後新型コロナウイルス感染症のためには手洗いとマスクこれは基本です。特にマスクはワクチンと同様の効果があると専門家が評価しております。これが最後になりますが、コロナ対策について今後も町長にお願いすることがあると思います。今回は命の問題でしたので、真剣になり何度か声高になってしまってすみませんでした。感染症対策についての最後の答弁をお伺い致します。

○議長（南和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役場内においては私だけが気を付けて声高々に答弁するということではなくて、8度ですか。9回目の対策本部をコロナ対策本部を会議を進めて対策をとってきて、その都度全部が全部ではないわけありますが、防災電話に回すとかそういう対策をとってきているような状況であります。従いまして、これからもまだ収束という段階には至っていないと思っています。ただ予防接種、ああいう薬も世界では発見されて日本にも入ってくるというような段階に聞いておりますので、そういうことも期待をしながらなるべく早めに収束してくれることを願いながら我々も対応していきたい。ただ、今の段階ではまだまだ収束という事ではなくて、気を付けていかなければならぬと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○1番（名取明美君） これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で1番名取議員の質問を終わります。以上で一般質問全てを終わります。

## ◎日程第6 議案第52号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第52号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは議案第52号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。議案第52号は地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を10万円引き上げ、負担水準に関して意図せざる不利益が生じないよう所要の改正を行うものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。議案書1ページお開き頂きたいと思います。議案第52号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部改正する条例を次のように定める。資料で説明申し上げます。1枚めくって頂きまして3ページご覧頂きたいと思います。平成30年度の税制改正におきまして、給与所得控除や公的年金控除が10万円減額をされ基礎控除が10万円増額となったということで、これが令和3年1月から施行されるということでございます。これに伴いまして、国保税の負担水準に関しまして意図せざる不利益が生じないよう軽減判定所得基準を改正するという内容となってございます。具体的には条例の第27条の改正となるわけでありますけれども、判定所得基準額の基礎控除額、現行33万円からこれを43万円に引き上げますと共に世帯における給与・年金所得者の2人目以降の1人についてですね、10万円を引き上げるよう改めるものでございます。これが第27条第1項の改正、あわせて附則第2項の改正でありますけれども、これは公的年金等に係る所得に係る課税等の特例を定めている規定でありますけれども第27条の改正に伴いまして整理を行うものでございます。課税適用は令和3年4月1日とするものでございます。以上、第52号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第52号説明を終了します。

---

#### ◎日程第7 議案第53号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第53号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第53号は食材価格の上昇に伴いまして現行の給食費では給食水準を維持するが困難な状況にあることから学校給食費の額の改定を行うものであります。なお、子育てに係る経済的負担を軽減し、子育てを支援するため学校給食費の額の特

例として引き続き町の負担 25% でありますけれども、これは継続して参りたいと考えております。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の 4 ページになります。議案第 53 号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料をお付けしております。1枚めくって頂きたいと思います。第 10 条の給食費の表の改正となります。それぞれアンダーラインを引いてございます。小学生及び小学校に勤務する職員と現行 252 円の給食費、これは日額でございますけれども、これを 15 円引き上げまして 267 円とする改正でございます。同じく中学生、中学校に勤務する職員等については現行 292 円、これ 21 円引き上げになりまして、313 円、高校生、高校に勤務する職員等につきましては、現行 319 円これは 18 円の引き上げになりますが 337 円とするものでございます。表の一番下、給食センターに勤務する職員等につきましては、小学生と同じ金額ということでございます。そして附則の第 2 項の改正でありますけれども、これは学校給食費の額の特例について定めているものでございまして、この第 10 条に定める給食費の内 25% 相当分を町が軽減をするという内容でございます。小学生につきましては現行 189 円でしたが、200 円と改めるものでございます。11 円の引き上げということになります。中学生につきましては現行 219 円が 235 円でこれは 16 円の引き上げ、高校生につきましては、現行 240 円が 253 円ということで 13 円の引き上げとなるものでございます。この条例の施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとするものでございます。以上、議案第 53 号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第 53 号の説明を終了します。

3 番 和田君。

○3 番（和田 健君） この案件に関しまして、私その他資料を 3 点程要求したいと思いますのでお取り計らいの方をよろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） その 3 点の内容を説明してください。

○3 番（和田 健君） まず 1 点目に学校給食費の負担額について現行と改定後を比較した試算資料。それと 2 点目に学校給食を作る食材料費について、当初と現在を比較した算定資料。それと 3 点目に学校給食費の改定について保護者に説明をした資料を求めたいと思っております。

○議長（南 和博君） 只今、和田議員から学校給食費の改正に関する 3 点の資料提出の

動議がありました。この動議に賛成する方はいらっしゃいますか。1名以上の賛成がありますので動議は承認されました。ここで資料提出要求の動議を議題とし採決します。

お諮りします。この動議の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(複数挙手)

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って資料提出要求の動議は可決されました。長側に申し上げます。本件資料の提出を求めます。今日中に用意できますか。よろしくお願ひします。

---

#### ◎日程第8 議案第54号の提案説明

○議長（南 和博君） それでは次、日程第8 議案第54号 第6次美深町総合計画基本構想についてを議題とします。提出者の説明を求める。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第54号 第6次美深町総合計画基本構想について提案説明を申し上げます。令和3年度を初年度とする10年間の美深町総合計画基本構想につきまして、美深町議会の議決をすべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。本町ではご承知の通り昭和46年に始まる第1次の総合計画から、以来5次にわたる各次10年間の総合計画によりまちづくりを推進してきたところであります。第5次総合計画は本年度を持って終了することから時代の変化に対応したまちづくりを推進する為、本町の特性を見つめ現状や課題の整理を行うと共に、これまでの計画に基づいて築き上げてきた成果を住民と行政が一体となって一層発展させていくよう第6次美深町総合計画基本構想を策定しようとするものであります。作成にあたりましては、令和元年度から総合計画策定審議会において審議を頂き、今年12月7日に答申を得たところであります。本日にいたるまでの策定経過を申し上げますが、審議会での検討はもちろんのこと、住民の意識調査、各種団体の意向調査などアンケートの実施、まちづくり懇談会、まちづくり推進町民会議での意見聞き取り、役場内部に設置した策定委員会での議論を経て進めてきたところであります。この計画におけるまちづくりの将来像を表すイメージテーマとして「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」といたしました。豊かな自然環境や培われてきた歴史と文化を大切に守り育てながら、多様な地域資源を活かした新たな町の魅力づくりや活力ある産業の振興を図るとともに、誰もが安心して快適に育つことができる明るく健康な町を未来へと繋ぐことを目指す意味であります。また令和12年度における将来の推計人口は3,000人を下回ることも想定されます。これまでの人口推移や日本の総人口減少時代に入ったことなど、現在の人口から減少する傾向は避けるこ

との出来ない状況にありますが、将来にわたって活力ある町を維持するため基幹産業の振興や新たな産業の創出による雇用の場の創出。子育て環境の充実や住環境整備など推進する5つの基本目標を定め、推計値を上回る人口の確保を目指すものであります。ご提案する基本構想は今後10年間において推進を予定する各種事業の展開と実現に向け、議会を始め町民の皆様のご指導とご理解を賜りながら知恵を絞り、努力を惜しむことなく令和3年度からのまちづくりを推進して参りたいと考えております。以上、基本構想の考え方について申し上げ提案説明と致します。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げまして提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 以上で議案第54号の説明を終了します。

---

#### ◎日程第9 議案第55号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第55号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 美深町コミュニティセンターの14施設につきましては、平成18年度から指定管理制度を活用して参りましたけれども、現在の指定管理期間が令和2年度末をもって終了致しますので令和3年度以降の管理については改めて指定管理者の指定を行うものでございます。住民の地域活動の1つであるコミュニティセンターの指定管理者には、現在指定管理者となっている自治会等を引き続き指定したいと考えており、指定期間は管理の継続性や安定性を考慮して、これまで同様5年間としたところであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の8ページからでございます。議案第55号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について。美深町コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。只今町長から説明在りました通り14施設のコミュニティセンターの指定管理者を定めるものでございまして、第3コミセンを除きます13施設につきましては、それぞれの自治会が管理をして自治会に所在をするコミセンをそれぞれの自治会が指定管理者となるというものでございます。第3コミュニティセンターにつきましては、シルバー人材センターを指定管理者と指定しようとするものでございます。指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。以上、議案第55号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第55号の説明を終了します。

---

◎日程第10 議案第56号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定については、地方自治法第117条の規定により齊藤議員及び荒川議員が除斥となりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは日程第10 議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 第4・第5コミュニティセンターにつきましては、平成18年度から指定管理制度を活用して参りましたけれども、現在の指定期間が令和2年度末をもって終了致しますので令和3年度以降の管理について改めて指定管理者の指定を行うものであります。指定管理者には、引き続き美深町商工会を指定したいと考えており、指定期間は管理の継続性や安定性を考慮してこれまでと同様5年間と致したところであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をいたします。10ページお開き頂きたいと思います。議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定について。第4・第5コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。名称は第4・第5コミュニティセンターでございまして、所在地が美深町字東2条北5丁目1番地、指定管理者となる団体は同住所の団体名が美深町商工会でございます。代表者が会長 園部一正氏でございます。指定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間としようとするものでございます。以上、議案第56号の説明と致します。

○議長（南 和博君） 以上で議案第56号の説明を終了します。

---

◎日程第11 議案第57号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第57号 美深町給水施設指定管理者の指定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 美深町給水施設につきましては、平成18年度から指定管理制度を活用して参りましたけれども、令和2年度末をもって5年間の指定管理期間が終了致し

ますので、令和3年度以降の管理について改めて指定管理者の指定を行うとするものであります。議案第57号の農村地区の給水施設9施設については、現在の指定管理者となっております利用組合等を引き続き管理者として指定したいと考えており、指定期間は管理の継続性や安定性を考慮して、これまでと同様に5年間としたところであります。なお、吉野地区、斑渓高台地区、斑渓地区、紋穂内地区の4つの給水施設については、道営中山間整備事業による美深町中央簡易水道事業の拡張区域となっており、5年以内に中央簡易水道事業からの供用開始が予定されていることから指定期間の終期を美深町中央簡易水道事業として供用を開始する日までとするものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案11ページをお開き下さい。議案第57号 美深町給水施設指定管理者の指定について。美深町給水施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるということで、只今町長から提案説明があった通りなのですが、この表にある通り清水地区飲料水施設から表の一番下、紋穂内地区簡易給水施設まで9施設ございまして、それぞれの施設を管理する管理組合を指定管理者としようとするものでございます。なおこの内、清水地区飲料水施設から東部地区営農用水給水施設までの5施設につきましては令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を指定期間としようとするものでございますが、その下吉野地区飲料水共同利用施設から一番下の紋穂内地区簡易給水施設までの4施設、これにつきましては令和3年4月1日から中央簡易水道事業に接続しまして、この供用開始する日までを指定の期間としようとするものでございます。以上、議案第57号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第57号の説明を終了します。

---

#### ◎日程第12 議案第58号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第58号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口信夫君） 本協定は圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域町村が相互に役割を分担して連携協力をすることにより、圏域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的とする広域連携の推進を図る為、平成23年に名寄市と士別市を複眼型中心市とし11町村の構成自治体により定住自立圏形成協定を締結した

ものです。今回、産業振興及び圏域生活基盤維持対策において更なる連携した取り組みを推進する為、一部協定内容を追加するもので美深町議会の議決すべき事件に関する条例の規定及び定住自立圏構想推進要綱の定義に基づき議会の議決を求めるものでありまので、よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案12ページでございます。議案第58号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。名寄市及び士別市と美深町との間において別紙の通り定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて。美深町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2項の規定により議会の議決を求めるということでございます。資料をつけていますけれども、協定の内容そのまま追加をするという議案となっていますので、13ページからご説明を申し上げたいと思います。別紙の協定書の中に2つの協定内容を追加するというものでございまして、まず現協定別表第1の4、産業振興に関する表ですね。これを改めるものでございますが、次のページ14ページの鳥獣被害防止対策の推進の下に通年雇用の促進に関する協定を加えるものでございます。取り組みの内容が季節労働者などへ各種支援により通年雇用化を促進すると共に地域人材開発センターの活用による圏域住民の人材育成能力開発を図るという取り組みの内容でございます。それぞれ甲の役割、乙の役割を記載してございますが甲の役割につきましては、乙及び関係機関・団体と連携し季節労働者などの通年雇用の促進のため各種取り組みを行うと共に圏域住民の職業訓練など地域人材開発センターの活用を推進するというものでございます。乙の役割につきましては内容は同じでございまして、甲及び関係機関・団体と連携し季節労働者などの通年雇用の促進のため、各種取り組みを行うとともに乙の住民の職業教育訓練など地域人材開発センターの活用を促進すると、この項目を加えるものでございます。もう1つが現協定の別表第2の4の圏域生活基盤維持対策の表を改めようとするものでございます。これは1枚めくって頂きまして15ページですね。防災という協定項目を加えるものでございまして、取り組みの内容につきましては、近年激化する自然災害を鑑み災害時に必要な情報の共有、人的・物的支援をより効果的かつ効率的に行うとともに、迅速な対応に資するため相互応援体制の整備・強化を図りつつ圏域の防災力を向上させ安心安全な暮らしの確保を図るというものでございます。甲の役目につきましては、防災・減災に関する情報の共有に向けて連絡調整を行うとともに乙と協力して相互応援体制などの整備強化を図る他、広域防災力の向上に資する取り組みを行うというものでございます。乙の役割につきましては、先程の甲の役割と同じ乙の部分が甲に変わっているという内容でございます。役割については同じという事でございま

す。以上、議案第58号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第58号の説明を終了します。

---

◎日程第13 議案第59号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第59号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第59号 本件は名寄地区衛生施設事務組合で進められている次期中間施設、中間処理施設の整備に伴う負担割合などについて組合を構成する市町村間で合意に至ったことから規約を変更するものであり、関係地方公共団体と協議するため地方自治法第290の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書19ページお開き頂きたいと思います。議案第59号名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について。名寄地区衛生施設事務組合規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。資料をお付けしてますので1枚、2枚めくっていただきまして22ページから資料をご覧頂きたいと思います。新旧対照表で、まず第2条の改正から始まっておりますけれども第2条と第3条第1項の改正、これは文言整理となってございまして、第3条第2号ですね。の改正、これにつきましては現行炭化処理施設となってございます。これが焼却処理施設と改める改正でございまして、施設が炭化処理施設から焼却処理施設に変わるというものでございます。次に第3条の第3号でありますけれども、これは現行の第4号を第5号とし、第3号を第4号に、号の繰り下げを行いまして第3号としてペットボトルその他のプラスチック製容器包装に限定をしました資源化施設の設置及び管理運営に関する規定を加えるというものでございます。第4条はこれは見出しの文言整理となっていまして、さらに事務所の1の施設名、これを現在炭化センター内に置くとなっていますけれども、これは削除するものでございますが、現時点で新たに設置する施設の名称が未定であるということと合わせましてですね、他の組合規約を見ますと表記が住所のみの表記というが散見するということでありまして、今回の改正において住所のみの表記に改めるものでございます。次のこの下、第5条第1項から1枚めくって頂きまして、第14条までは文言の整理となってございまして、次別表の改正でございます。別表につきましては、施設数が増加をするということでございまして、わかりやすく表全体を整理して改めようとするものでござい

ますが、まず改正後の方の表を見て頂きたいと思いますが、まず区分のところにし尿の収集に要する経費、そして設置に要する経費、管理運営に要する経費とそして議会費等の経費でありますけれども上記以外の経費と、この4区分を区分とするということと、更に設置管理運営、議会等の経費の細区分としてそれぞれし尿等の処理施設、焼却処理施設、最終処分場、資源化施設を掲げまして各負担割合を規定するというものでございます。これが別表の改正でございまして、附則としましてこの改正規約の施行期日でございますが、これは環境省の交付金対象事業これが開始される年度ということで、この年度を事業開始年度とするということでございまして、この日が令和3年4月1日でありますので、この日を施行とするということでございます。あと、この下ですね。表の一番下に経過措置の附則がございますが、これは焼却処理施設の供用開始までの経過措置を読み替え規定とすることでございます。先程、炭化センターを削除して焼却処理施設をと改正しましたけれども、焼却処理施設の供用開始までは炭化センターが稼働するということで、その読み替え規定の経過措置となってございます。次のページ同様に第3項の経過措置でございまして、これは資源化施設の供用開始までの経過措置をここに謳ってございます。次に附則の第4号が、これは前年度実績割の特例措置となってございますが、焼却処理施設の供用開始年ですね。その年におけるそれぞれの負担割合について特例措置という読み替え規定でございますが、これは焼却処理施設が稼働しますと分別の方法が変わります。そうしますと前年の実績割で、それぞれ負担割を決めておりましたけれども、焼却施設の開始年をこの実績割合が算定が困難ですので、この場合、人口割を適用して実績割をするという読み替え規定でございます。同様に第5条の附則の第5号につきましてもこれは資源化施設の供用開始年における特例措置を謳っているものでございます。最後でありますけれども附則の第6号につきましては。共同処理する事務の特例措置ということでありますけれども、これは資源化施設について名寄市が現に有している広域施設と新たに組合が設置との所管をこれを明確にするということをここに謳うものでございます。以上、規約の変更の説明としたいと思います。議案第59号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第59号の説明を終了します。只今から暫時休憩します。再開は概ね15時30分、午後3時30分と致します。

---

休憩 午後3時03分

再開 午後3時27分

---

◎日程第14 議案第60号乃至議案第66号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第14 議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）乃至議案第66号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案60号から66号で提案しております一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして、一括でありますけれども提案説明を申し上げます。始めに60号の令和2年度の一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳出では主に事業量の増減や入札減等の整理、施設等の修繕などの経費について整理するもの他、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小、事業が変更となった各種事業の経費や補助金、交付金、委託料、旅費などについて減額しコロナ対策地方創生臨時交付金の対象として実施している事業は入札減等において減額するほか、公共施設における感染症予防対策に必要なサーモグラフィ等の追加整備をするよう補正いたします。この他、総務費ではふるさと納税事務の委託化や返礼品にかかる経費の変更、民生費では令和3年度の制度改革等に対応した障害者福祉システムの改修等の追加、商工費では新型コロナウイルス感染症により経営に深刻な影響を及ぼしている株式会社美深振興公社に対し減収分を町費負担額として追加いたします。土木費及び災害復旧費では11月に発生した大雨災害に伴う復旧にかかる経費などについて補正をいたします。また特別職及び議會議員並びに職員の期末手当の改定や、人事異動、各種手当に係る支給区分の異動により人件費総体についても整理するものであります。次に歳入でありますが、只今申し上げた歳出予算にかかる特定財源などについて整理する他、前年度繰越金全額と地方交付税の一部留保分について計上しております。またこれらの収支の状況から予定していた減債基金等の繰入を一部取りやめるよう措置したところであります。なお、歳入歳出予算の補正と合わせて地方債8件（過疎債7件及び公営住宅建設事業債1件）について補正をいたしますのでご理解を賜りますようよろしくお願いを致します。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ2億2,576万9千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ60億3,820万円となるものであります。次に、議案第61号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免と各種会議の中止による旅費の減額、過年度保険給付費の実績確定に伴う返還金の追加の他、職員の異動他及び育児休業の取得に伴う人件費の整理を行うものであります。またこのことに伴い国・道支出金、各種繰入金の追加及び減額と前年度繰越金

を財源に追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計補正額は歳入歳出それぞれ 1,21万8千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 6億5,31万8千円となるものであります。次に、議案第62号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、被保険者の増加を見込んだ保険料の追加。制度改正による後期高齢者医療保険料算定システムの改修費用を追加するほか、広域連合へ納付する事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定に伴って減額するものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 2,31万1千円を追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 8,371万1千円となるものであります。次に、議案第63号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算3号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、総務費においては給与改定等に伴う人件費の整理、及び介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に必要な経費の追加を行うものであります。また保険給付費については実績見込みにより居宅サービス給付費等の負担金についてそれぞれ減額及び追加を行うものでございます。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 1,65万4千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5億8,249万8千円となるものでございます。次に、議案第64号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳出では職員の人事異動にともない、人件費を減額いたします。歳入では減額補正にかかる財源につきまして一般会計繰入金を減額するものであります。以上によりまして北簡易水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 503万円を減額して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 1,957万円となるものであります。次に、議案第65号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳出では人件費の減額及び令和元年度消費税確定申告額の減少により令和2年度中間納付額が減少したことに伴う公課費の減額並びに、社会資本整備総合交付金対策事業における工事請負費、委託料の入札執行残を減額するものであります。歳入では減額補正にかかる財源につきまして、下水道事業国庫補助金及び一般会計繰入金並びに下水道債について減額を措置するものであります。これによりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 1,468万5千円を減額して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 2億3,824万6千円となるものであります。最後に議案第66号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出において人事異動に伴って職員給与費を増額いたします。これによりまして収益的支出を 52万7千円追加し、7,878万6千円といった

します。資本的支出につきましては、資本的収入で消火栓更新工事の入札減に伴う他会計負担金を減額する他、資本的支出では建設改良工事の入札執行残を整理いたします。これによりまして資本的収入を10万1千円減額して、598万7千円に資本的支出を120万3千円減額して、3,613万とするものでございます。以上一般会計及び5特別会計、並びに中央簡易水道事業会計補正予算について提案説明といたします。よろしくご審議頂き原案下さいますようよろしくお願ひ申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは別冊で配布しております議案第60号の説明をいたします。議案第60号 令和2年度 美深町一般会計補正予算（第6号） 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第61号を説明いたします。議案第61号 令和2年度美深町国民健康保特別会計補正予算（第1号） 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 次に、別冊配布の議案第62号の説明をいたします。議案第62号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号） 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第63号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第63号 令和2年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第3号） 令和2年度 美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第64号のご説明をします。議案第64号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） 令和2年度 美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 続きまして、議案第65号の説明をいたします。議案第

65号 令和2年度 美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号） 令和2年度 美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第66号をご覧ください。議案第66号のご説明をいたします。議案第66号 令和2年度 美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号） 令和2年度 美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第60号乃至議案第66号の説明を終了します。ここで会議時間の延長について申し上げます。会議は日程が全て終了するまで延長いたします。

---

◎日程第15 報告第7号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告  
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第15 報告第7号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

6番 藤原総務住民常任委員長。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会より所管事務調査の報告について申し上げます。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告を致します。調査日は令和2年10月29日。調査事項につきましては、高齢者福祉・介護サービス事業（特別養護老人ホーム・グループホーム等）の現状と課題についてあります。調査の内容につきましては①として、コロナ禍における施設の対応・サービスの状況についてあります。各高齢者施設でコロナ感染の対応については、国や道の指針に基づくものと、町の保健センターと連携し感染症の対策に取り組んでおります。特に道と国の緊急事態宣言が発令された時期は、ショートステイやデイサービス等において一部施設でのサービスの休止や、内容変更などを行いましたが、緊急事態宣言解除後の6月以降は徐々に解消され、現在は感染症対策を行いながら平常時に戻りつつある状況であります。特別養護老人ホームやグループホームなどの入所者サービスは変わらないものの、入居者との面会に制限を設けるなど各施設の状況に応じた対応策がとられ、今まで感染者の発生していない状況にあります。②町内施設の入居状況及び待機者・住所地特例者の状況について。これに関しましては表を併記してございますので表の方をご覧頂きたいと思います。住所地特例では本町の施設利用者は34名、町内に住所を置い

たまま他市町の施設に入居している方は13名ありますけれども、利用先の選択というものは家族の意向が大きく左右しているという現状があるとのことであります。③時代の変化に伴う施設の個室化・バリアフリー化の対応についてでありますと、特別養護老人ホームは開所後の変化に伴い必要に応じ改修を進めてきているものの、ショートステイ以外は個室化にはなっておらず、バリアフリー化も一部対応ができないところもある状況でございます。グループホームなどの最近開所した施設は、個室化やバリアフリー化といった対応はしっかりと出来ている施設になっている状況であります。あと④特別養護老人ホーム移転計画の進捗状況については、平成27年から令和2年の8月まで時系列で表を記載しておりますので、そちらの方を是非ご覧頂きたいと思います。最後に調査のまとめと致しまして、全国的には現在も新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつかず感染症が広がっておりますけれども、本町において感染者が出たという報告はない状況であります。これは町内各施設が厳重な感染予防対策を徹底していることや町民の「感染しない・感染者を出さない」という意識の高さが表れている結果と言えますが、一方、高齢者福祉施設での感染発生はクラスターとなる可能性もあり得るので、今後も油断することなく感染予防対策の徹底を継続していくことが重要であります。各施設の利用状況はほぼ満床であることから待機者も多くいる状況であります。町民が求めるものは介護等が必要な状況になった時に、待たずして施設に入居できる環境が望ましく、施設の事業運営、利用者の推移、将来の人口構成などを総合的に判断し待機者の解消に向けた方向性を次期の高齢者保健福祉計画に示すべきであります。特別養護老人ホームの老朽化と洪水時に浸水する場所であるということは、多くの人が共通した認識を持っており、移転改築計画の概要を詰めていく段階にきておりますが、未だにまだ総論の段階であります。今後の協議においては、施設を運営している美深福祉会の考え方もあると思いますが、町として美深町全体の施設の在り方をしっかりと持つべきであり、施設の利用者はもちろん、職員が働きやすい環境をどう整備するかなど双方による具体的な協議を早急に進め、移転改築計画が進展することを望むものであります。なお、この報告書に関しましては11月初旬に作成したものであり、その後皆さんご存知のように上川管内を中心に急速な感染症の拡大が起こっているということで、内容等に若干のずれも生じていることもありますけれども、その分はご了承いただきたいと思います。今後は感染症が収束するまで町民一丸となって感染防止対策に取り組まなければならない状況ではありますけれども、皆さんの協力を得ながら来年度には笑顔溢れる町となっていくことを切に希望するものであります。以上でございます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告に質疑ございませんか。なければ次の報告をお願い致します。

5番 岩崎産業教育常任委員長。

○5番（岩崎泰好君） それでは産業教育常任委員会の所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は閉会中に所管事務調査を行いましたので会議規則第77条の規定により下記の通り報告するものでございます。調査日は令和2年10月16日でございます。調査事項、調査内容につきましては、観光事業の現状と課題について。観光事業の現状と交流人口、更にはコロナ対策への対応。今後の観光の進め方について所管の調査をしたところでございます。調査方法は、聞き取り調査でございます。調査のまとめを朗読致しまして報告に代えさせて頂きます。調査のまとめ、現状について。事務事業は、「観光PRとイベント支援事業」「観光施設運営事業」「魅力ある観光地づくり推進事業」「観光推進体制支援事業」の4事業にわたります。予算規模につきましては、令和元年度1億2,075万円の実績、令和2年度は1億1,953万円の見込み額でございます。イベント事業はコロナの影響で事業変更や中止により499万円の減、指定管理料で528万円の増が主なものでございます。観光入込客数は令和元年度43万7千人で10年前の平成22年45万7千人の比較では2万人の減でありますけれども、2011年に発生いたしました東日本大震災以降、北海道全体で観光客の減少傾向にある中、当町においては概ね43万人程度で推移をしている現状でございます。この間道内においては大型台風や胆振東部地震などの大規模自然災害が2、3年に一度のペースで発生しておりますし、更には2020年2月に発生いたしました新型コロナウイルス感染拡大による経済活動あるいは地域住民の行動制限、自粛活動により地域行事やイベントなどが全て中止に追い込まれるといった状況にあり、道北地域の観光入込客数の減少にも大きな影響を与えております。特に、調査月であります10月現在であってもコロナ禍による日常生活と経済活動の制限は緩和と規制を繰り返しており、新しい生活様式に適応しなければならない只中で、美深町の今年度観光客、交流人口の入込客数は半減するだろうと予測されるところであります。毎年度報告されております入込客数の統計項目にあっては、8項目の観光拠点の入込客数が集計をされている現状ですが、近年では天塩川のカヌーツーリングが好評でもあり、また仁宇布川、その他の河川での釣り人の来町が多く見られる状況も生れておりカヌーツーリングにおいては、毎年開催のイベントであります「ダウン・ザ・テッジ」の開催が定着していることや、町内2事業者によるツアーカーの受入にあっては、コロナ禍においても例年の約450名から今年度は約540名に増加しているという報告も受けております。次に課題について申し述べます。1つ目は、入込客数の増減や経済波及効果等の分析が行われていない現状には問題があり、新たな観光資源をプラスした分析を通して、観光戦略を立てるという大きな課題に取り組む必要があるということでございます。北海道は平成13年に制定いたしま

した「北海道観光のくにづくり条例」に則り、観光振興を地域経済活性化の核として、美深町の基幹産業や商工業など各分野に経済的な波及効果をもたらす、「リーディング産業」となるべく、町行政においては細かな分析から効果的な戦略を導き出す役割があることを指摘しなければなりません。2つ目としましては、観光協会を中心に推進している現状の観光事業には様々な課題がございます。問題を整理して戦略戦術を検討する機会を作ることが必要でもございます。町行政の役割においては町民、事業者との情報共有の場を提供することや、調査データの収集・分析による戦略的なプランの作成と実行力のある意欲的な人材育成の支援が挙げられます。1つ目として町民向けのイベントと観光客誘致への仕分け、2つ目に、事業主体や人員の配置等の整理。3つ目に、ウイズコロナ時代の事業の開催推進を図るべく対処。4つ目に、国が推奨する観光地域づくり法人の設立を視野に入れた組織体制整備が必要。5つ目に、外国人をターゲットとした観光戦略への取り組み。6つ目に、第1歩として「観光を考える集い」の開催を提案。ということで最後に総論ですが、観光を1つのビジネスチャンスとして「稼ぐ観光」として地域経済の活性化のために各種業態の事業者が連携することや、町民一人ひとりが我が町の魅力をPRし、来町者へのおもてなし「ホスピタリティの精神」を醸成することは、これからの中づくりに大きく寄与するところであります。こうした活動の広がりを触発し、この町内各事業者や団体の取り組みを町全体の観光振興として活用する中核として観光協会を位置付けていくことが理想的であると考えるところであります。いまだ終息の兆しが見ない新型コロナウイルスによる生活環境の変化、また頻発する自然災害への対応はもとより、観光に関する人の動き、興味の個別化、多様化にどのような基準点を持って事業展開していくかという大きな課題が浮き彫りになっており、美深町の将来的な観光振興ビジョンにおいて選択と集中という面では、各事業に一定の方向性が必要であるというふうに結論づけました。以上が、所管調査の内容でございます。報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告についてご質疑ございますか。なければ以上で報告を終わります。

---

#### ◎日程第16 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第16 休会日の決定を議題とします。

お諮りします。16日と17日は議案審査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って16日と17日は休会と致します。

以上で本日の日程を終了しましたので、本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後5時18分

令和2年第4回定例会  
美深町議会会議録

第2号（令和2年12月18日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 報告第8号 委員会報告 第6次美深町総合計画調査特別委員会報告
- 第 3 議案第52号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第53号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第54号 第6次美深町総合計画基本構想について
- 第 6 議案第55号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について
- 第 7 議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定について
- 第 8 議案第57号 美深町給水施設指定管理者の指定について
- 第 9 議案第58号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 第10 議案第59号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について
- 第11 議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）
- 第12 議案第61号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第62号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第63号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第64号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第65号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第66号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 意見書案第6号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
- 第19 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君  | 4番 五十嵐庄作君 |

5番 岩崎泰好君	6番 藤原芳幸君
7番 小口英治君	8番 中野勇治君
9番 荒川賢一君	10番 齊藤和信君
11番 南和博君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	税務グループ主幹 中林秀文君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 竹田哲君	水道住宅グループ主幹 町屋英雄君

◎教育委員会

教育長 草野孝治君	教育次長 望月清貴君
教育グループ主幹 大堀裕康君	教育グループ主幹 和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本博君	事務局長 山崎義典君
--------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 玉置一広君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局長 玉置一広君	事務局副本幹 服部満君
------------	-------------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。はじめに休会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から12月実施の例月出納検査報告書はお手元に写しを配布しています。次に追加議案について申し上げます。議会側提出のものは報告1件、意見書1件、承認1件で、本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 報告第8号 委員会報告 第6次美深町総合計画調査特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第2 報告第8号を議題とします。第6次美深町総合計画調査特別委員会から調査研究事件の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それでは第6次美深町総合計画調査特別委員会の報告を致します。本委員会は、第6次美深町総合計画の策定に関する調査を行うため議長を除く10人で構成された委員会です。本定例会で提案された第6次美深町総合計画に関わる基本構想の決議に向け、町側から説明された基本構想及び基本計画の素案について議員会の議論を通して内容を十分精査し、本定例会において最終報告を行うものであります。それでは皆様のお手元に提出された報告書のまとめを朗読して委員会の報告と致します。第6次美深町総合計画調査特別委員会では、第5次美深町総合計画において掲げた主要施策の検証という形で具体的な評価を行い、令和2年第2回定例会において各事業の取組の評価及び今後の課題としてまとめ中間報告を行いました。その後、議会側への基本構想の素案説明が遅れたことは、コロナ禍だという状況を鑑みても委員会の審査時間の確保に対して配慮が足りなかったと指摘せざるを得ません。令和2年11月13日の全員協議会において、第6

次美深町総合計画の基本構想及び基本計画の素案について長側から説明を受け、同月 26 日の全員協議会の中で総合計画の策定に関わる考え方について質疑を行ったところです。この間委員会では全員協議会における説明や質疑を踏まえた上で基本構想及び基本計画の素案について審議を行いました。本委員会では人口減少社会における 10 年後の美深町の姿をどのように考えるのかという視点の下、まちづくりの課題について新しい計画の中でどのように対応していくか、町の将来像の実現のためにどのような基本目標にすべきかなど、各委員が考えている現状認識やこの町の在り方及びまちづくりの方向性について意見を交わしました。また具体的な議論では第 5 次美深町総合計画の検証の中で示した評価と課題について基本構想及び基本計画の素案にどのように触れられているかを、5 の基本目標及び基本計画における内容の検証の中で要点として整理し確認したところです。この間の議論ではこれまでの総合計画はどちらかというと発展的な計画でしたが、これからの総合計画においては少子高齢化や人口減少社会、老朽化した公共施設の更新費用の増大など、財政的に厳しさを増す状況をしっかりと受け止める必要があります。こうした中において多くの住民にこの町に住み続けたいと思ってもらえるような前向きな計画であるとともに、現状の産業を維持することや人口の流出を食い止めるなど、この町をこれ以上衰退させないという考え方も一方で持たなければなりません。本委員会の結論として、この町を持続的に発展させていくという将来像の実現には、これまで以上に地域、住民、行政が一体となったまちづくりが求められており、第 6 次美深町総合計画の基本構想の素案は、これらの考え方を概括的に示していると判断し、全員一致で賛成するものであります。

但し、本委員会の中間報告で示された課題への対応について、これから策定する実施計画の中で具体的な形で反映させることを望むものであります。また令和 7 年度の中間年に基本計画の見直しが行われ、各年度においても実施計画の見直しが行われると思いますので、その際には議会側に対する説明や情報提供について迅速な対応を頂くよう申し添えます。以上、第 6 次美深町総合計画調査特別委員会の最終報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今委員長から報告がありました。本特別委員会は議長を除く全議員で構成しておりますので質疑・討論は省略し委員長報告を持って報告済みと致します。

---

### ◎日程第 3 議案第 52 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 議案第 52 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第 52 号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第52号について採決します。議案第52号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第52号は可決されました。

---

◎日程第4 議案第53号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第53号 美深町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第53号に関し質疑を行います。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） まずもって初日に資料請求をした際の書類の方を揃えて頂きまして、大変ありがとうございます。お忙しい中ありがとうございます。まずこの給食費の値上げに関する部分なわけですけれども、日頃から給食センターの方で子どもたちに学校給食として、より安心安全な給食、そして美味しい給食を提供するために職員の皆様はじめ管理栄養士の方、そういった方が考えに考え抜いたメニューを提供した結果、この町の保護者の方だとか学校の教職員の方も他の学校の給食をよく知っていますので僕もそういうことで、よくお話を聞いたりすることがあるのですけれども、もう他の町に比べたら本当に美味しいという評価を得ていることは私も聞いているところでございます。そういう中で、やっぱりその給食センターの現状を厳しいところがあるというその苦勞も想像は出来るところなのですけれども、やはりこの値上げに関して少し自分の中で疑問のところをお聞きしたいなというところで質問させて頂きたいと思います。まず1点目なのですけれども、保護者の方々への説明の際に配ったとされる、この資料の方を綴りでいうと2枚目になるのですけれども、その中にはこの給食費の内訳の中で、主食と牛乳代の価格が上場した分、副食費の方が圧迫されていて今の現状はこれ以上維持が出来なくなってきたという説明になっているのですけれども、この部分を基に1枚目の裏のこの学校給食費の単価算定というのを頂いたのですが、これを見るとこの副食費の方で例えばこの上の数字がふられ

ている部分ですね。1番、ご飯、牛乳、みそ汁、カレイ、ごぼうサラダというところ、これが平成27年に215円、令和2年には247.5円というところ、ちょっと僕自身計算をしてみたのですけれども、主食と牛乳が上がった分を差し引いた感じで副食費という部分にどれくらい差が出ているのかというところを見た時に、このメニューの中でちょっと違いがあるのではないかという気がするのですよね。例えば、極端な話次の味噌ラーメン、牛乳、餃子というところ、そこでいうとその3種類しか出ていない部分で27年から令和2年度までには大体28円、29円ぐらい値上がりしているという状況があったりして、この部分でちょっと疑問なところは、副食の方に係る材料の区分でいうと加工食品というものはどのようなものが使われているのかというところを1点お聞きしたいと思います。そしてあと2点目なのですけれども、この給食費の改定の検討の際の保護者への説明の方法、手法と言いますかどのような形で説明をされたのかという点と、給食センターのCAMCAMの給食だよりには学校給食に関するアンケートというのが公表されているのを見たのですけれども、ちょっと中身の方が子どもたちからのアンケートの集計結果なのかなという感じを受けたのですけれども、保護者に対する学校給食へのアンケートは実施しているのか。そしてまたこの値上げに対する保護者からのアンケート調査というのは実施したのかをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中山学校給食センター長。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） まず1点目のこの代表的な10日間の給食のラインナップに関してですけれども、これにつきましての加工品の内容につきましては、いっぱいあるのですけれども例えはハンバーグですとか、オムレツですとか、ああいう物については、やはり大体3時間程度の間に400食作らなくてはならない関係もあって、みそ汁その他も、どうしてもやっぱり加工品に頼らざるを得ない部分がございますので、それについては美深のみならず全道の小中学校の給食にですね提供されているとご理解頂きたいと思います。それとあと2点目の保護者への説明の方法なのですけれども、今回コロナの関係もございまして結構学校の方としても慎重に対応を求められた経緯がございます。小学校につきましては参観日の際にこちらから出向かさせて頂いて2学年ごと、それもテレビを介して直接小学校におきましては学級に入るという事ではなくて、放送局のテレビを介して2学年ごとに同じことを3回お話させて頂いたのですけれども、2学年ごと各教室に向かって私から短い時間ではあったのですけれども説明をさせて頂きました。中学校につきましては、学年懇談会というのを参観日の後に設けて頂きまして中学生につきましては私が直接会場の中に入ってお話をさせて頂いた経過にございます。あと、アンケートにつきましてですけれども、アンケートにつきましては、議員ご指摘の通り、あれにつきまし

ては子どもたちからの給食の回答でございまして、保護者へのアンケートというのは今回については取ってございませんが、私はその説明会で、中学校はマンツーマンで説明というか話をさせていただいたのですけれども、やはり改定額が大体年間でいうと2千円からそのぐらい上がりますので、やはり額が上がるのには負担増は致し方ない、負担増はやっぱり正直お金の関係なのでどうしてもやっぱり現状のままでというのは望むかもしれませんけれども、一定程度細かに食材費も上がってございまして、給食の質を下げないという今の現状のまでのその維持を保っていきたいという話もしましたし、それについては私はご理解を頂いたというように感じているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） まずはその加工食品の方で再度お聞きしたいのですが、そのハンバーグですかそういうどうしても大量に作っている部分での使用というのは避けて通れない部分という回答だったのだけれども、やっぱりこここの部分、僕上げなくてはいけない食材費の高騰だというように説明を受けると、もう本当にその抑えることはできないのかと考えるのが普通なのかなという気がするのですよね。ではどこをどうしたら今までの工夫もあるでしょうけれども、何とかしてこの1食あたりの10円なり11円のところをもっと半分にできないかということでは、加工食品って決算の説明書で年間の総額を見ますと550万くらいになっている部分ですよね。そうしたら食材料費の中でいうと3割くらい掛かっている。それを見たらやっぱりその加工食品の部分ってもう少し減らさなくてはいけないのではないかという僕の考えがあるのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 中山学校給食センター長。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） 確かに地元で調達できるものをそして加工品に頼らずお手製でと言いますかを給食するということに対して私どもとしてもそれについては議員のおっしゃる通りだと思います。ただやはり400食を短時間の時間でどうしても作らなければならないと一方ではそういうこともあり、尚且つ何時間前には当然学校に届けなければならぬというようなきちんとした決まりもございまして、議員がおっしゃっているのは重々理解は私しますけれども、やはり限界があるといいますか。時間の制約の中で作っているということもあって、そこら辺についてはご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 十分理解はしたいと思います。本当に苦労されているのだろうなというように思っています。もう1点、保護者への説明なのですけれども、そういう形、出来ればその保護者にちゃんとしたアンケートというものを事前に何回か取りながら、その献立検討委員会とか、そういうのもあるのでしょうかけれど、実際のその保護者の生の声と

いうのを聞き取りながらのこの流れできているのだったらいいのかなという気はするのですが、この点でもうちょっと掘り下げてみたいのですけれども、今、町内の方に児童福祉の関係の方で児童扶養手当を受給されている方というのがいらっしゃるのですよね。その押さえというのを教育委員会の方はしているのかどうか。そしてまた、そういった低所得者のひとり親家庭に対する支援というかそういうものをどのように教育委員会の方では考えているのかお聞きしたいと思います。最後ですね。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 児童扶養手当の受給者につきましては、教育委員会では全ての人を把握しているということは行っておりません。低所得者に対する就学援助につきましては、毎年、年度末に、前年度末に就学援助の希望を取りまとめまして、年度初めに決定するわけですけれども、その中で児童扶養手当受けられている方も、もちろんおりますし、その低所得者に対しましては給食費につきましては全額というか実費相当額全額を支援しているところでございます。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） ちょっと1点だけお聞きしたいのですけれども、今、和田議員の説明の中でセンター長の方が、これ高校生の値上げ率というのが小学生15円、中学生21円、高校生が18円になりますよね。この値上げ率のバランスというのは、いわゆる主食と副食の違いで高校生がこれになったのか、その辺ちょっと本来であれば元々の単価自体が高校生の給食の方が高いですね。それ値上げするのに高校生の値上げ率の方が少ないというのはどのような形からこのような条例改正に至ったのか、1点だけ教えてください。

○議長（南 和博君） 中山学校給食センター長。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） 議員ご指摘の通り元々中学校と高校につきましては292円と319円で差がございました。この差が牛乳代の差でございます。小中学校につきましては道から補助が出ていまして、牛乳代については安くといいますか、これは町村独自で決めることではなくて、道からの指示で1食あたり学校は牛乳これだけですよ。あと高校は義務教育ではないですから道からの補助というのはあたらないのですよね。本町の場合については美深高校さんについても給食を食べて頂いておりますので、その分については業者からの仕入れ価格と、今回その何で差が生じたかというのは、道は道で5.何ぼ上がっています。ただ業者から入れるやつについてはそこまでの上げ幅ではなくて、もう少し努力して頂いて3円程安くして頂いているので、今回の高校の改定額については安いと、基本的に中学校と高校については同じものを食べて頂いていますので、

中学生と高校生についての出しているものは変わりないので今回の当初もそうなのですけれども、牛乳代の差が高校と中学校では違ったということでございます。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今その牛乳の差というような説明だったのですけれども、小学校、中学校というのは道の方から牛乳代に対する補助がでているということなのですね。そして高校の牛乳代については道からの補助が出ていないけれども実質民間業者から入るものだからその単価の違いで、これだけの差が出たということで、それでよろしいということですか。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） はい。

○10番（齊藤和信君） わかりました。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 納食費の色々その会計の中で出して頂いた資料の中で、現状として主食、牛乳の部分と副食の3つに分けた場合に主食、牛乳の部分での上昇率の結果、副食が圧迫されているということになっておりますね。副食とは言えども栄養バランスを考える部分では、ここが非常に大事な部分ではないのかなとは思っているのですが、この中で実際副食の中でも当然色々な物が値上がりしている状況の中で、現状どのような形でのやり繩りが行われているのか、そして提供が行われているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中山学校給食センター長。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） まさに今が本当にぎりぎりの時といいますか、やはり野菜については、その時期によって価格変動もあるものもございますし、ただやっぱりこの表で見て頂くと牛乳でも、開設当初からすると約6円程度上がっていますし、主食についてもこの表で見て頂きますと約7円程度ございますので、そこにつきましては例えば魚をどうしても安価な安い魚に代えるですとか、肉につきましても例えばバラ肉をモモ肉にするですか、というような必要な栄養素を落とさない範囲内で調整していると。

それが現状そろそろ限界に来ていると、来年度から改定をさせて頂きたいということでご理解を頂きたいと思います。

○6番（藤原芳幸君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 学校給食のメニュー作りには日々努力されているということは今の質疑の中でも重々にわかってきたことであります。ただですねちょっと聞きたいことがございます。今、学校給食も6年目に入りました。そのメニュー作りの中で旧来と同じ

様なメニュー構成というのが果たしてどうなのかと。いわゆる米、牛乳の値上げの中でどうしても副食の部分にその影響がいくという現状であるならば、例えば数少ない取り組みかもしれません、新潟県三条市あたりは学校給食が米飯給食に変わったということの長い歴史の中で、旧来牛乳の利用について数を減らしてきたという、そういう取り組みもあるのですね。メニュー表を見ますと、ご飯を食べて牛乳というのはどうも私たちの感覚からすると馴染めない。牛乳を出す必要性というのはわかりますよ。わかりますがそこら辺の工夫をやっぱり1つはしてもいいのではないかと思っています。牛乳に変わるカルシウム摂取の仕方の方法。色々な方法があると思いますがそのようなことも充分に検討課題として全体の給食費を抑えるような努力、決まったメニューだからそれをやっぱり値上げによって上げざるを得ないということもわかりますが、しかしそういう根本的なそのメニューそのものの在り方みたいなのをやっぱり検討して見ることも必要ではないかと思うのですが、その辺どのように考えるか1つお聞きしたいと思います。それから加工食品の利用、これも確かに今お聞きすると限られた時間の中で、400食の給食を作らなくてはいけないという現実の問題というのは非常にわかりますけれども、この辺のところも何かもう少し工夫できることが様々な形で学校食品を取り組んできた多くの先輩たちの取り組みの中、事例研究などをする中で解決する問題も多々あるのではないかと思いますが、その辺のことについてお聞きしたいと思います。それからもう1点は、子育て支援の観点からお聞きしたいと思います。今回の値上げの分につきまして、子育て支援の観点から旧来と同じ様に町の負担が25%して、その差額分を父兄に求めるという中身でございますが、その25%とした根拠というのは何処にあるのでしょうかね。その辺をお聞きしたいと思います。それから先程も和田議員から出ておりましたけれども、1つは貧困の問題。中々これは目に見えてこない中身だと思います。とりわけ給食費を旧来は学校が集めていたという状況の中では、先生が肌に感じて貧困の問題を把握できた状況だったと思いますが、今やはり振り込みという形の状況の中では中々その子どもたちの貧困の状態が目に見えないということも発生しているのではないかと思います。これらの状況をやっぱりどう教育委員会としては掌握しているのかというその2点目です。それから先程も出ていました保護者への説明の関係です。一定程度それぞれ苦労なされて説明されたことも重々お聞きいたしました。しかし私もこの問題色々調べる中では、やはりこの説明と情報の共有というのは大事なところで、こういうことなのですね。私がその場に保護者としていた場合に、説明を受けた時に値上げにはちょっとねと言って首を傾げることができないそのような状況もあるのではないかと思います。沢山の人がいる中で、値上げはどうもねと中々発言できないそういう人たちにあってはですね理解、受け止めは誰も意見がないから皆さん理解して頂い

たと受け取るかもしれないけれども、しかし現実問題は仕方ないねというその言葉の中には、やはりしっかり受け止めなければいけないと思うのですね。そういう意味でそれらの対応についてはどうしたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中山学校給食センター長。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） 1点目のメニューについてですけれども、今回お示しさせて頂いた10日間の表につきましては、代表的な10日間のメニューということでご理解を頂きたいと思います。全て、何というのですかね。例えば2日目で味噌ラーメンと書いておりますけれども実際には味噌ラーメンの他にも例えば?油ラーメン、塩ラーメン、あとはとんこつラーメンというものも出してございますし、あとどんぶりものにつきましてもここではすき焼き丼という形で試算していますけれども、他にも今回昨日肉用牛生産振興会さんから頂いた牛肉につきましては、牛丼として子どもたちに食べて頂いてございますので、あくまでもこれは10日間基本となる代表的なラインナップで試算し、あとはその時のその変動当然ありますし、それについて全体の中で考えているということですね。ご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） 私から2点目、3点目について答弁申し上げたいと思います。まず1点目の25%の補助、あるいは貧困の関係についてでございますけれども、学校給食費につきましては、今回提案申し上げております条例の中で特例を設けて規定しているわけでございますけれども、27年度の学校給食開始時の状況でございますが、学校給食準備委員会等での議論を経ながら食材料費については学校給食の食材料費については保護者負担で賄うことが基本でありますけれども、子育て支援という観点から全道平均より抑えて頂きたいというようなご意見も頂いております。そういった中で山口町長の政策判断として25%という基準で給食の額を条例に盛り込まれたというのが経過でございます。また子どもたちの貧困の問題につきましては、先程和田議員からもご質問ございましたけれども、当然就学援助制度というものがご利用いただければと思いますし、近年でいいまますと虐待の問題ですとか、家庭の環境による問題が多くありますので、学校と連携しながら状況について目を光らせていきたいと思っておりますので必要に応じて相談に乗っていくという考え方で臨みたいと思います。それから説明の状況ですけれども、実際に説明、センター長にしてもらっておりますので、ニュアンス的なもの説明があれば補足して頂いてもよろしいのですけれども、配布させて頂きました資料を基にコロナの中、中々集まって頂くのも難しかったわけですけれども丁寧に説明をさせて頂いて、何か今日でなくてもご意見があればお寄せ下さいと言う説明を加えていると思います。そういった形でこちら

側としては精一杯努力して説明をさせて頂いたと考えてございます。

○議長（南 和博君） 次長、加工食品の工夫、研究という部分はセンター長の方がいいかな。

中山学校給食センター長。

○学校給食センター長（中山裕一郎君） 加工食品の分につきましては、今ここでメニューにもよりますけれども、新しいものを取り入れることが出来るのかどうなのかも含めて、これについては検討させて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎泰好君。

○5番（岩崎泰好君） 私の質問の仕方が悪かったのかもしれません、ここに示された資料請求の中での単価算定についてのこの10の区分について、私は議論しているのではなくて、議会事務局の方から出して頂いた様々な資料の中に毎月の献立表というのがあります。そこには必ず毎日牛乳があるのですね。そこを牛乳がマッチするメニューとご飯と牛乳かというその辺のところがちょっともう1回見直して再検討することも必要なではないかと思います。実際にそういうことで、かつてはパンと牛乳ということで栄養摂取のために給食というのは始まったころはパン、牛乳でした。それが段々米飯給食に変わってきているのですね。今主体は美深町もそうですがお米を使ったご飯を食べるというその習慣をどんどん進めてきている中では、牛乳にそんなにこだわらなくてもメニュー仕立てが出来るのではないかと。そうすると牛乳の回数を例えば半分にあるいは3分の2にして、その分が全体に係る費用が減らすことも可能ではないかと、そういう工夫というのは必要なのではないかということの質問だったのですよね。ということです。それが1つ目です。それから今答えを頂いた中ではその貧困の問題なのですけれども、いわゆる就学支援の関係については、これは申請主義ですよね。申請されてはじめてその対象となるということですから、実際の貧困の状態というのはそこではちょっと図り得ないところもあるかと思います。さらにはその就学支援から、より上の方々、でも生活に大変な苦労しているという方々も多分中には沢山おられるのかなと思います。そういう実態というのはやっぱり捉えて、そして福祉にも関係してきますが、やっぱり皆が幸せになるような方向性でこの給食費の問題も議論しなければいけないのでないのではないかと思っています。そんなんで先程の町の負担が25%としたとの根拠については、よく私も理解できなかったのですが、何故25%、これが30%では駄目なのか。あるいは50%では駄目なのか。極端に言えば100%では駄目なのかというそういうところの根拠を示して欲しかったのですが、とりわけ根拠がなければそういうことも可能だというように考えてよろしいのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 望月教育次長。

○教育次長（望月清貴君） まず1点目の牛乳を中心としました、献立の考え方でございます。献立につきましては、主に栄養教諭を中心にこれも各学校の養護の先生方と一緒に献立研究会というのも開きまして、日々そういった研究といいますか情報交換を行っている訳です。一方では牛乳が若干飲みづらいという子どもさんもいるのは現実かと思いますけれども、ただ栄養教諭の考え方としても牛乳というものは現時点では出来るだけ摂りたいということもございます。ただ議員がおっしゃいますように近年の色々な食べ物ですか、カルシウムですかといったものもあると思いますので、それについては当然ご意見伝えていきたいなと思うわけですけれども、あと一方では学校給食法というものが決められておりまして、その実施基準というものがございます。これについては最近の改正、平成30年ですけれども、その中でも若干まだ牛乳のカルシウム摂取における効果的である牛乳を主要に配慮することというような、あるいは他に乳製品ですか小魚というようなこともありますけれども、そういったことで他と比べて重要視はされているのは現実かなと思います。ただそれに変わること、費用の面もあるかもしれませんのでそういったことは意見として承りたいと思います。それから貧困の問題でございます。おっしゃる通り就学援助制度については申請主義でございまして、こちらから申請しなさいということではないと思います。最近で言いますとやはりその虐待の関係と家庭の経済状況等が影響しているものが非常に多いかなと思っております。やはりこれについてはそうですね。実態を学校と一緒に小さなところから目を光させていくしかないかなと思っているわけですけれども、うちの学校給食費についても本当に上げなくて済むのであればそうしたいわけですけれども、やはり子どもたちへの安全安心で美味しい給食を確保する為でございますのと、あと先程の25%ということの効果として全道平均を下回り、更に上川管内でも無償化を除いて最低のレベルにございますのでご理解を頂きたいなと思っております。それから25%が30%、あるいは50%、100%ということもあるわけでございます。制度としては食材費は保護者に負担して頂くということがございます。ただ本町としては25%を支援していきたいということでございます。これが30、50、100ということについては財政的な面からも大変な面があるかなと思っておりまして以上でございます。私からは。

○議長（南 和博君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 条例の制定に反対の立場で討論をしたいと思います。給食費の負担軽減は子育て支援の観点から有効な手段であるというように現在行われていることについては評価を致します。長引く新型コロナ感染症の拡大による影響は美深町にも様々なところで押し寄せてきているのが現実ではなかろうかと思います。経済的な困窮はコロナ禍では立場の弱い人ほど、苦境に陥っている現状でもございます。SDGSの最初の目標であります貧困をなくすということについては他国のことではございません。日本が抱えている大きな問題であります。この美深町にあっても同じようなことが言えるのではないかと思います。この際先程の説明等を聞いている中では色々課題や改善点がございますが、値上げは止む無しとしても最小限、小学校、中学校、高校の各児童生徒たちの負担値上がり額を据え置いて増額分を町費で負担するように再検討すべきというように考えているところであります。再検討と再提出を求めるためにこの条例案には反対を表明するものであります。議員各位のご理解とご賛同をお願いして反対討論といたします。

○議長（南 和博君） 次に賛成討論はありますか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 現在の給食費の一部改正に関しまして、様々な考え方があって色々な議論があるのは当然のことであります。私は原案の賛成すべきものとして私の意見を述べさせて頂きたいと思います。美深町の給食費は後発ではあるものの導入にあたりましては、働き方の変化など共働き家庭が増加するなどの社会的変化の要因を踏まえ、各家庭内での負担の軽減、これは弁当作り等の負担を解消という意味もございますけれども、そういう軽減と栄養のバランスの取れた給食の提供で子育てを担う目的や家庭の金銭的負担を抑えるという意味もあります。全道平均以下の価格となるよう一部を補助して來ているものでございます。当時、給食の先進地でもある置戸町なども参考にして美深町は質の高い給食の提供を目指して進めてきたものであり、給食センターサイドも限られた予算の中で質の高い給食を提供してきたことは十分評価できるものと考えております。ここ数年は食料品の値上がり等が起きており、特に町内で調達が困難である主食、牛乳、加工品等は値上がりしているのは顕著なことであり、また価格が据え置きとなっているものであっても内容が減っている状況もあり、これまでのような良質の給食の提供が困難になってきているという見解は十分に理解できるものであります。本町が進めてきた給食は、給食本来の理念に加えて地元産食材を使い、安全安心で良質なものを提供するなど時代の要請にもマッチしたものであると考えております。地元野菜等の調達のためこれまで作り上げてきた地域農家との協力関係や給食の質の維持というのは結果的に保護者、子どもたちの利

益につながるものであると考えます。今回の価格改正はやむを得ないものと考えており、原案に賛成するものであります。以上であります。

○議長（南 和博君） 次に、反対討論ありますか。

3番和田君。

○3番（和田 健君） それでは私和田の反対討論を行います。平成27年度の美深町学校給食開始からこの間もちろん食材価格が次々と値上げされたり、また消費税が5%、8%と増税されていった中、学校給食法に基づいて子どもたちにより安心・安全な給食そして子どもたちの健やかな成長を支えるための給食というものを努力の甲斐もありまして、素晴らしい給食を提供していることというところには、私も一定の評価はしているところでございます。しかしながら今回の質問の中であったように食材費の高騰をまだ抑えられるその手法というものは、これからも研究努力する余地もあり、またそれによって価格を抑えて頂くことによってやはりこの美深の町で暮らす、子育て世代の若い世代の方々。そういう方々が本当にこの美深の町は私達子どもを育てるものを応援してくれているのだ。そしてまた子どもたちもこの町で健やかに育っていくことができると実感されるようなそういう施策を求めて、私この給食費の値上げというものを考えていきたいと思っております。よって給食センターにはこれまで以上のこの予算内での安心安全な学校給食のための創意工夫これに努力されることを求めるとともに先程来からありますように、このコロナの大変な状況の中において子育て世代の家庭を経済的負担の軽減というものをきめ細かなところまで考慮した考えに基づき保護者負担増の增加分、総額で80万3,544円を少しでも減額出来るような方法を模索することを再検討されることを要求し反対討論といたします。

○議長（南 和博君） 次に賛成討論ありますか。

2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 原案賛成で私の意見を述べさせて頂きます。給食センター長からも親切な説明があったと保護者の方から聞いており、8月初めにもお知らせの手紙があつた話を伺っております。更にスーパーなどの食品の値上げを見ていることから給食費の値上げも致し方が無いと聞いております。各自治体では無料にしている給食の自治体もありますが、美深でも補助してくれているのも理解されており、地元食材を使った今の給食には感謝しているとの保護者の生の声から価格改正についての原案については賛成いたします。

○議長（南 和博君） 他に討論ありますか。なければ以上で討論を終了します。これから議案第53号について採決をします。議案第53号 美深町学校給食センターの設置及

び管理に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(複数挙手)

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って議案第53号は可決されました。

---

◎日程第5 議案第54号 第6次美深町総合計画基本構想について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第54号 第6次美深町総合計画基本構想についてを議題とします。これから議案第54号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第54号について採決します。議案第54号 第6次美深町総合計画基本構想について賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。従って議案第54号は可決されました。

---

◎日程第6 議案第55号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第55号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第55号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） ありませんね。討論なしと認め討論を終了します。

これから議案第55号について採決します。議案第55号 美深町コミュニティセンター指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第55号は可決されました。

---

◎日程第7 議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定

について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定については地方自治法第117条の規定により齊藤議員及び荒川議員が除斥となりますのでよろしくお願ひ致します。それでは日程第7 議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第56号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第56号について採決します。議案第56号 第4・第5コミュニティセンター指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第56号は可決されました。

---

◎日程第8 議案第57号 美深町給水施設指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第57号 美深町給水施設指定管理者の指定についてを議題とします。これから議案第57号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第57号について採決します。議案第57号 美深町給水施設指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第57号は可決されました。

---

◎日程第9 議案第58号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第58号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。これから議案第58号に關

し質疑を行いますか。質疑ありませんか。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 今回の追加の部分のことは、よく理解は出来るのですが、議案書のその13ページ、産業振興の中で従来の協定の実行の中で目につくものとつかないものがございまして、スポーツ関係はよくわかるのですが、産業振興で地域資源を活用した観光と地場産品の振興で実施事例と成果についてどのように捉えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 荒川議員に申し上げますけれども、議案の中身と少しずれるところがあるのですが、関連という意味合いの質問という解釈でよろしいですか。

○9番（荒川賢一君） すみません。お願ひ致します。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 協定書の今回の部分ではない産業の振興の部分の内容ということのご質問でございます。こちらについては、大きく地域資源を活用した観光と地場産品の振興という中で、多くはこのそれぞれの地域を取り組んでいる観光協会の支援だとか、それから観光施設等の整備・運営、それからイベント情報等の共有、これは相互参加PRとこういった事業、この圏域の中で連携して取り組んでいるというのが主なものになっております。またその中で事業費として挙げている部分については、先程いった観光協会の支援の事業だとか、あと広域で連携をしている天塩川の流域の市町村で構成をしているテッシ・オ・ペッ賑わい創出協議会こういった事業の取組等について連携して進めていると主な部分についてはそういった内容となってございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは議案書でいけば15ページになりますけれども、防災に関係する協定が新しく加わりましたけれども、この点についてちょっと伺いを致します。自然災害等に関する防災の体制ということで協力して行うということは、非常に必然といいますか当然のことではあるのですが、防災の観点でいいますと、色々災害等の状況も含めて色々なものが想定されるわけありますけれども、とりわけここの中で一番気になるといいますか気を付けなければならないという部分ということですと言われてきているのが、その甲も乙も合わせて共通している部分といえば天塩川ですよね。天塩川のことしていくと大分整備は進んでいるとはいえ、やはり昨今の気候変動による集中豪雨だとか、この間も11月に想定外の大雨が降ったとかいうこともございまして、天塩川がやはり何かあった時に大事な協力の範囲になるのかなと思っておるのですが、この甲と乙の関係で

いきますと、甲は美深よりも上流にある町です。2つとも同じですね。上流です。乙の美深というものはその下流に位置する部分で一番ちょっと条件的には厳しい、川のことでいけばちょっと大変なのかなという部分があるのですが。そういった中で色々協力関係が作れるというのは非常に有難いことではあるのですけれども、ここで言う広域防災力の向上に資する取り組みを行う。これ両方とも同じことが出ておりますけれども、具体的にはどういった取り組みが行われ有効になっていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 今回、この協定書に追加する取り組みの部分については、今おっしゃられた通り非常に重要な広域で取り組む部分において非常に重要な部分ということで今回協定書に追加したわけですけれども、具体的な事業の中身という部分については今現在想定している部分については、まさに天塩川流域の豪雨災害の対策を見据えて、職員の研修会、合同の研修会等を今後計画というか、していきたいというような中身となってございます。それから災害時の相互応援体制の整備、こういったものも模索をしていくと。どういう体制がとれるのかということで色々この広域の中で研究していくということの内容となってございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そういったことは当然なっていくのかなとは思うのですが、よく聞くのが、この間は町長の今回の最初の町政、行政報告のことでもあったのですが、美深は100mm近い雨が降ったと、上流は美深よりも少なかったという中で上の方はよかったですということで終わっているのかわからないのですが、その降雨の状況時のやり取りというものは結構大事だなと思うのですよね。今の時代はいくらでも携帯電話でも情報のやり取りはできるのだけれども、ここでの協力は連絡を相互に取り合うということが当然だとは思うのですが、それに関してどのような形でお互いの情報を共有できるようになっていくのかという部分が、何かあったら連絡しますよという部分なのか、仕組みとして何か構築出来ていくものなのか。ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 具体的な防災の関係の質問になっておりますので、私の方でご答弁申し上げますけれども、一応今言われている豪雨の災害の場合は、やはり雨量と天塩川の水量そういうものが一番気にするべきポイントかなと思っております。実際にはその雨量ですか水位というのは先程言われたようにほとんど関係機関が発表しております。10分単位で数値が出てきますので、今現在特に名寄市とそこで電話で共有しながらというようなことは行っておりません。それぞれ自分のところの数値を確認する

のと加えて上流の情報なんかもネットで確認しますし、それから河川事務所、開発こういったところの情報を頂きながら確認しておりますので、実際の災害の対策の中でこの甲の市と連絡を取るというケースはほとんどないのですけれども、こここの協定で言っている部分でいけば防災計画上、例えばうちだけ被災したとか何かのきっかけでそういうことがあった時にお互い応援しましょうということを近隣ですので、そういった部分での連絡を取り合うということで防災計画上でもそういった協定を整備していきましょうということになっておりますので、この機会に研修等も合同で行ったりするということもあって、こういった協定に整備することになったということあります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） まず、個々の町の中で情報をしっかりとやって対応出来るものは対応していこうということが基本になろうかと思うのですけれども、こういう協定のことによって美深がどの段階になるかというのは別として何か必要な時には甲の方に協力を得ることがしやすくなるというか、そういう関係が出来上がるというように捉えて良いのかなとは思うのですけれども、それらに関してどのような時点でそういうものが発動になるかというのはこれからなのか、ある程度その辺はこちらから申し出いくことによって向こうが考えてくれるのか、ちょっとその辺に関してだけお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） それはあくまでも災害が発生した時点においてそれぞれの町村の状況なり、うちの状況なり判断した中でうちとしてどうしても隣町の支援が必要だということであれば、こういった協定を基にお願いしていくことになりますし、それを越える災害が発生すれば自衛隊ですとかそういったところに要請していくということになると思いますので、それぞれ災害の発生の規模なりに応じてそういう形を取っていくことになると思います。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第58号について採決をします。議案第58号 北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第58号は可決されました。

---

◎日程第10 議案第59号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について  
○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第59号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更についてを議題とします。これから議案第59号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） これはプラスチックの圧縮梱包の名寄の運び込みの条例だと思うのですが、今まで美深町でやっていたのは資源ごみとして売却して益を得ていたわけですが、今度は名寄に持っていくということは、全く正反対の実績割の代金を取られるというような条例でとても私は納得がいきませんが、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 只今プラスチックの件でご質問を頂いたのですけれども、プラスチックにつきましては従来から名寄の方に持っていって広域で処理しておりますので何ら今までと変わることはございません。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ペットボトル類は従来通りでやって、それ以外のプラスチックだけは名寄に運び込むという理解でよろしいですか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 今現在名寄に広域で処理しているものはペットボトルとその他プラスチックをやっておりますので、よろしいですかそれで。今まで通りということで変わっておりません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私の認識がちょっと違っていたのかなと今反省していますけれども、ペットボトル等はリサイクルセンターで圧縮して販売はしていなくて、名寄に全部そのまま持って行っていたということでよろしいのですか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） ペットボトルにつきましては、リサイクルセンターである程度汚れたものと汚れていないものを選別してリサイクルに回せるものは名寄に持っていって、圧縮などは名寄の方でやっておりました。そしてその売り払いのお金だとか収入につきましては、名寄が代表契約をしてリサイクル協会の方に売り払いを出しまして、そこで売った金額というものが美深の方に入ってくるという流れになっておりまし

て、それは今まで通り変わりありません。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第59号について採決します。議案第59号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第59号は可決されました。

---

◎日程第11 議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。これから議案第60号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なければ、6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 一般会計補正予算の中身についてお伺いを致します。まず健康管理システム改修費委託、これはコロナ対応のワクチン接種の準備と伺っておりますけれども、早いところからこうやって準備が出来るということは有難い話ではあるのですが、具体的にその先どのようにしていくかということが恐らく出てきているのかなと思うのですよね。それがないと準備ができないのではないのかなと思うのですが、その辺に関しても現状で今後のどのようなスケジュールになるのか、どのような対象者になるのかだとかというのが、もし現時点でわかるのであれば情報を教えて頂きたいなという部分と、今回の補正でいくと当然今回はコロナの感染症の拡大によって相当数のものが中止となったり、自粛となって今回減額という形でもって補正が出てきておりますけれども、今の状況でいきますと年末年始の状況と行事等に関しても同じような形が続くのかなということできっと心配をして一部中止となっている行事もあるようですけれども、年始、恒例だった行事等がどのような扱いになっていくのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 私の方からまず1点目の健康管理システムのシステム改修の内容についてですけれども、当初説明した通りコロナ対策のワクチン接種に係るシステム改修を予定しておりますけれども、国からまだ詳細な説明等はまだ来ていなのが現状でございまして、1回目の説明会が本日の午後から予定されているところでもありますので、本当にまだ詳細がない中でシステムの改修の中身については、接種対象者

の抽出ですとか、接種の受診券の発行ですとかという予想されるものをほぼ見込んだものを計上させて頂いておりますけれども、この中身についてまだ詳細が決定していない部分もございますので、ほぼこれから情報を掴みながら進めて行くというのが現状でございます。

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） 今、ご質問のありましたコロナ関係で色々と行事等中止にはなってきています。年末年始というよりは年明けてからということで今対策本部の方で押さえているものとしては、皆さんもご存知かと思うのですが、新年交礼会等については一応中止、出初式なども中止と伺っておりますし、教育委員会の方で公民館ではございますが成人式につきましては中止とはいかないのですけれども内容を変更しながら、会食等はしないということで実施していくということで現状伺っております。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 一応今の話だと交礼会、出初式に関しては中止が決定したと、成人式に関しては検討中ではなくて内容を変えて実施するということですね。そうしたらまず成人式に関しては各周りの地方団体を見ますと延期をしたり中止をしたりというところが多い。恐らく人数だけではなくて成人式という性格上色々なところから集まってくるという部分でのそういうった懸念だと思うのですが、そこに関しては今回美深町の成人の人達が外にいるかどうかというのは現状わからないのですけれども、その辺を分析した上で今回の実施ということになるのかどうなのかちょっと伺いたいと思うのと、あと交礼会が中止ということで、これに関しては一般質問の時もちょっと話が出ましたけれども、交礼会がなくなるということは町長の年頭のお話が聞けない訳なのですけれども、これに関してはどうなのかな。特に来年のお正月、年頭というのはコロナがこういう形で来て、来年もまだ続く中でちょっといつもとは違う特別な意味があって、やっぱり町長のメッセージが頂きたい部分は、そう思っている町民は本当に多いのではないのかなと思うのですが、そこに関して何か折角町で設置している防災端末機等がありますので、例えば動画が町長苦手であれば、これは静止画でも構わないと思うのですけれども、1月1日の例えば9時から町長から一言町民に向けてのメッセージ等があってもよろしいのかな。逆にそれは是非お願いしたいと思う部分なのですが、そこに関してちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） あの一般会計補正予算に関わる質問をお願いします。とりあえず今の質問は受けますので。

大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） まず最初に成人式での今現在来年の成人者に対して

今案内状を出して取りまとめをしている最中で、今日が1回目の締め切りとなってございます。現状30名弱にご案内申し上げて20名ぐらいの方が参加したいという返事は頂いておりますが、近隣議員がおっしゃられた通り中止ですとか延期ですとかという判断をしているのを報道等で聞いております。上川北部でいけば美深ですとか、音威子府、中川については実施する方向で進めておりますが、その中でも出席されようとしている成人者皆様には感染対策ですか行動状況ですか、その辺も逐一連絡取り合いながらしているのですが、今後コロナがどのような形で感染者の確認ですかにならなければ中止ということとも考えなければならないかなと思ってございます。なので今現在では実施するように何とか色々な業界の方も関わってくる一大イベントになりますし、感染対策も大変難しいのですけれども、何とか進めたいなと思っております。ただ内容については、先程あったように飲食を伴わないですとか来賓の人数をどうするかですか、式典そのものをどのような形にするかというのは今後色々な形でまた考えなければいけないと思っておりますけれど、現状は今進めようと思っているところでございますので、何かあれば中止ということもあるということを答弁しておきます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 只今の防災情報端末機の活用についてのご質問を頂いたところなのですけれども今年は特にやはり言われるよう、このコロナが感染が拡大しているという特別な年でそういった中で新年を迎えるという異例な年なのかなと思っております。先日から同じようにその町長の挨拶、新年の挨拶についてご意見を頂いておりまして、町長からも指示を受けておりますので議会が終わったら議長も合わせてお2人からのメッセージを配信できるように準備していきたいと思っております。ただ時間が長く流すと中々みんな見てくれないこともあるので、非常にちょっとこじんまりというか短くてそういう扱いになるかもしれませんけれども、その辺不具合がないように各自治会ごとに時間をずらしたりとか、そういう工夫をしながら今やることを検討しておりますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 防災端末機のことはちょっと足踏み外しましたけれども答弁ありがとうございます。あと、成人式の関係なのですが、当然大事な節目で何とか実施してあげたい。それは同じ気持ちではありますけれども、現状でいきますと本当に厳しい状況になってきたなという認識は持っているところではあるのですが、美深町がまだ感染者が出でていないということの中で、みんな非常に神経を使っている中で、特に今心配なのはお正月等帰ってこられた中で最近の統計を見てみると、どこで感染が多いかというと半分く

らいは家族間というように言われております。

○議長（南 和博君） 藤原議員、一般会計補正の質疑にどの部分を質したいのか、それを言って質問に入って下さい。

○6番（藤原芳幸君）一般会計ということで来年の成人式は予定通り行うということでその辺の行動等も含めてしっかりと把握した中でやっていただければ有難いのかなと思っていますので、その辺の感染対策万全を期した中でということで、その事業の実行をして3月にはその部分の結果が出るわけですけれども、会計の中で事業執行という形でしっかりと進めていって頂ければなと思いますので、ちょっと苦しくなってしまいましたけれども、最後感染対策だけ万全にした中でやって頂けるものと思っておりますので一言頂いて終わりにします。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） はい、先程も申し上げた通り感染対策ですね。参加される方の14日間の行動確認ですとか、その辺の健康確認ですとか、出席される方を絞る可能性もありますけれどもその方々の健康確認等も取っていきたいなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 議案書の20ページの商工費のこれは林業保養センター減収影響額負担金でお聞きしたいと思いますけれども、これは5千万円を長期借入、びふか温泉しているわけですけれども、この今回の補正で1,535万を出さないと経営に問題があるのかないのか。それとこれはコロナ対策で経営持続化給付金も入っていると思いますが、それが入っていながらこの負担金を負担金という呼ぶ方も次の質問であれですけれども、その説明をお願いしたいと思います。経営にこの1,535万ないと立ち行かなくなるのか。そこら辺の見通し等もちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の林業保養センターの減収、新型コロナ感染症の影響による減収額の負担分ということで、こちらについてこの負担金がないと経営が厳しいのかというご質問ですけれども、ご質問にあった通り5千万の借入、それから持続化給付金、そういう国なり町なりの方から受けられる支援というのは当然受けてはおります。その中で協議会の中でもお話し、説明あったかと思いますけれども現状の経営状況の中では非常に厳しいという状況もあります。今回のこの新型コロナウイルスの影響分については経営努力だけではどうしようもない部分であろうという判断を行政のほうではしております。当然のその分についてはあくまで行政が仮に直営で運営していても受ける影響

であって、営業の分とはまた別に外しておりますので、あくまでその公共的な施設に係る部分のコロナの影響を受けた減収分、こういったものを補填して経営を支援していくというものでございますので、その辺についてはご理解を頂きたいなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今、公共的なところの部分と言われたのですが、公共的な部分と言うのはどこを指すのか、まずは説明を頂くことと、これはあくまでも元年度の3月から令和2年の上半期の計算でこの金額が出たと思いますけれども、あと下半期もまた出てくるのかどうなのか。そしたらこれは負担金ではなくて、何で負担金になるのですかこれは一企業に対して。負担するなら民間だって負担すべきことなのですよ。特別美深振興公社が特別扱いする何物でもないと私は思いますがその2つちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） その部分については、先程も申しましたけれども、びふか温泉については公共サービスを提供する施設ということで振興公社の方に指定管理をしているという中で、今回補填する部分については、そういったその公共サービスを提供する部分について影響を受けた分、この分を補填をするというところで負担金という形で今回提案をさせて頂いたところです。あと下期ですね。今回提案する分については2年、元年度の3月、ようは令和2年の3月分と令和2年の4月から9月まで上期という部分の提案なのですけれども、当然に下期の部分についても相当の減収分が見込まれる部分がございます。そういう部分については3月の中で上期の方と精算をしてというのですかね。年間トータルして整理をしてまたご相談をさせて頂きたいと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 区分けがちょっとサービス部門の区分けがちょっと今のところの説明ではわからないのと、これは経営にこれまた上乗せして出さないとまた今回は上期ですけれども、また下期でもてるというようなお話をしたけれども、そうしないと成りゆかないのかどうなのか。聞くところによると5千万の長期借入金で当面は大丈夫だというような報告も聞いていますけれども、それは違うのかどうなのかそこもちょっとはっきり教えてください。経営努力云々の話も色々ありますけれども、公共部門のサービス部門といいましたけれども、どの部分を指しているのかをちょっと教えてください。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 公共部分と言われる部分なのですけれども、こちらについてはあくまで条例等で料金を設定している部分がございますので、基本的には入館

に関する部分、お風呂の部分ですね。それから宿泊の部分、それから宿泊に伴うレストランの部分、これはあくまで全部ではないのですが一定程度その営業部分については除外をしているということでそういった部分を公共的なサービスの提供施設と位置付けて今回算定をしてご提案を申し上げたところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まず最初にお聞きしたいことは、半期ごとに支援をするとのその必要ですね。それがどこにあるのかということをお聞きします。今、上半期で今回の予算計上を致しました。ごめんなさいね。項目は19、20ページの商工費の美深アイランド管理費の関係で林業保養センター減収影響額負担金の関係でお聞きしたいと思いますが、改めてここ半期分で一度清算するというその手法の必要性はどこにあるかということをまず1つはお聞きしたいと思います。先程来、同僚議員の方からも負担金として算出するということは、これはどういう意味なのでしょうかね。補助金なのでしょうかね。負担金というのは、普通はある団体が様々なところに貴方の団体はこれだけが必要ですといって言われた額を出すのが負担金ですよね。というように解釈しているのですが違いますかね。それをわざわざ負担金としたのはどういう意味があるのか。それが2つ目です。それから3つ目には、先ほどコロナの国の方からの給付金は公社も受けているということですが、金額はいくらですか。いくらの金額を受けているのかその具体的な金額を教えてください。それと先程来出ていました振興公社の経営実態ですね。先程の答弁では非常に厳しいという話でございました。これはここに6月に議会に報告された振興公社の経営状況の説明書です。営業計画、令和2年度4月から令和3年3月31日までの営業計画の中には途中省きますが、新型コロナウイルス感染防止対策によって様々な中止になっている状況では、当初の経営に大きな影響を受けることが予想されると。すでにコロナのことについては予想を立てています。そして更にこのような状況下においてこのまま対策をとらずに経営を続ける場合、最大で5千万を超える損益も見込まれるため、今年度の運営にあたり国の制度に準じた貸付制度を利用し、日本政策金融公庫から5千万円の運転資金の融資を受けて参りますというように書いています。さらには令和2年度の収支、これちょっと間違えだと思うのだけれども、ここには収支改計画案となっております。収支計画案なのか改善計画案なのかわかりませんが、その中には令和2年度の売り上げの総利益が昨年度令和元年度と比較して概ね4,900万円の減収、収入が減ってですね。1億5,941万8千円の売り上げの総利益額をはじき出しています。そして営業損益については、営業損益のことを言いますが昨年の営業損益は1,678万3千円出ておりました。さらに前年度と比較して949万7千円の損益が出る予想を立てて、合計金額として2,628万

円の損益が発生するというように計画ではなっています。この計画に基づいて営業していると思うのですが、上半期の9月の中で一定のこの数字が示されてきていると思います。私も是非、資料請求でしたいなと思ったのですが、中々ハードルが高いということを知りまして資料請求はしなかったのですが、町の方としてはこれの半期分の影響額を計算するにあたっては、この具体的な総利益なりあるいは売上、今回売り上げを基にして数字をはじき出していると思いますが、組織のその会社全体の中身がわからなくて議論はできないと思って、色々考えてみたのですがこの営業計画の中身とそれから計画の具体的な数字を見る時に私はどうも厳しいということには当たらないと。ようやく一息ついたというように思っています。それが実態かなと思っておりまして、その辺の数字が具体的にどうなったのか。9月までの売り上げとそれから掛かる経費とそれよってどれだけの利益があがったのか、あるいはどれだけの損益がでたのか。その辺の具体的な数字を教えて頂かないと厳しいという中身がわかつてきません。本当に厳しいのか。あるいは、更に言えばその厳しさの中では資金ショートせざるを得ないような状況にあるのか、その辺の確認だけはしておきたいと思いますが、その3点まずは聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 私の方から負担金とした理由は何かということで、答弁させて頂きたいなと思いますけれども先程もこれは同じ答弁にはなろうかと思います。びふか温泉の部分については公衆浴場的な役割だとか、あと町民の健康増進のための施設という部分で公的なサービスを提供する施設という所において、その運営に係る部分でコロナ感染症の影響を受けた分、この分を町が指定管理としている中で負担をすると。当然に町が直営で運営していても発生するであろう、こういった損失の部分について行政として負担をするもので負担金として整理をさせて頂いた、補填をさせて頂いたというところでございます。それから国の方の給付金の額については、法人200万という規定の中で上限200万給付を受けているという状況となってございます。私の方から以上です。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 若干補足させて頂きます。さっき補助金という言葉も出てきましたので、その辺ちょっと整理が必要なのかなということで、ちょっと補足いたしますけれども、温泉自体につきましては、公の施設ということで町の条例で定めているものですね。ですからこれにつきましては第3セクターで運営しているという形にはなっていますけれども、町の方が出資をし、公の施設を運営しているということになっておりますので、これにつきましては補助金という形ではなく、本来美深町が直営で行ったとしても事業主としての立場で見た時に負担しなければいけない部分というようにお考え頂けるのか

など。それで補助金につきましては、町が関係のない部分に関して支援するというのが補助金のスタイルだと思っておりますので、ここではやはり負担金ということになるのではないかと判断しているところでございます。さいふにつきましては税金を使うということで、これらに関しては、内容は同じですけれども、立場としてはそういうことになるのではないかと。で、公的な負担ということはコロナの分で今回公的な負担ということになったということでございます。それから何故半期ごとなのかということなのですけれども、3月の減少が非常に大きかったということ、もうその辺からスタートしておりますけれども、それらがどれだけ続くのかというところも見ていかなければいけないと思うのですけれども、上半期というところで一旦区切りをつけて、ここでその損失額というかコロナの影響額というのはどれくらいあったのかというところで今回の提案としているところでございますので、それももっとその影響額が大きければ経営に対して上半期なり下半期なり2期の計算負担額をその都度半期ごとにしなければいけないのかという決してルールはございませんので、その経営状況に応じては1年毎でいいというやり方もありますけれども、早いうちにその必要な額は手当をするということが良いのではないかということで、9月までの上半期についての負担ということで今回ご提案させて頂いているということでございます。あと、抜けているところありましたでしょうか。ということでございます。

○議長（南 和博君） 経営の状態。

○5番（岩崎泰好君） 経営の中身、厳しい中身が具体的な数字でといって質問したのですが。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 資料を持ち合わせておりませんので、具体的な数字は難しかと思うのですが、岩崎議員前期の計算書をお持ちで貸借対照表もご覧頂いていると思うのですが、5千万借り入れたと、コロナの関係でということだったのですが、前期の貸借対照表をご覧頂くとわかるのですが、短期では3千万借りているのですね。そうするとこれを返さないといけないですから返しますと2千万しか残らないという。その他に長期の借入もまだあったりしてそれは手元に0ですから利息だけが払わなければならないというそういった、言葉は悪いですけれどもいわゆる自転車操業の状況に陥っているのだということは、これはどこかの場面で説明したと思っておりますけれども、それで第3セクターの経営改善についてということで、縷々協議会の中でも勉強会等もさせて頂いて、その中で新型コロナの影響が續くだろうということで今期の経営方針の中にも書いてはあるのですが、まさかこんなに長期的に、しかも厳しい状況になるだろうとは当時は考えられなかつたと。3月末、4月、5月に入ってある程度また経済活動も活発な状況が見えてきており

ましたし、9月くらいまでの段階では一定程度ニューノーマルの新しい生活様式の中で経済活動も続いていくのだろうという、これは全国的にも道的にも大方な見方が出来たのではないかと思うのですが、ただ人が動いたことによって、またそういった感染症が拡大していったということで、10月の末から11月、現在に至っているという感じで、びぶか温泉としても一方では経営努力してきたと聞いております。ただ公的部以外の部分でも要するに振興公社がやっているレストランですか会食・宴会の部分が例えば敬老会が1つもなくなってしまったとか、非常に大きな打撃があります。今回お願いしているのは先程、主幹・課長も言っている通り公的な部分、町が条例で定めている入館料ですか、部屋の貸付ですか宿泊料、こういった部分で町が直接その経営をしていたとしても被るであろう被害についてこれはやはり設置者として一定額負担をしていかないとならないだろうということでのお願いをしているところです。これ以外にも言った通りレストランですか、いわゆる飲食の部分での経営、協議会でも資料をお見せした通り今回お願いしている負担の額の倍以上の全体の収入減になっているのです。そうしますと今回1,500万ほどお願いしていますから3千万以上の収入減になっています。飲食部門ですから仕入れもないですからその分販管費も減っているだろうという事なのですが、ただ光熱費、人件費、経常的な経費は掛かりますので相当厳しい状況に陥っているというのは事実でございます。従いまして本来皆さん経営者ここに沢山おられますからわかるのですが、経営方針、各期の経営方針を立てる時に最初からマイナスの経常損益を挙げるという会社はまずないのではないかと思います。何とか資金繰りをして最悪でもとんとんのバランスをとるというようなそういった経営計画を立てるのでしょうかけれども、残念ながら振興公社に至っては年度当初から-2,600万ほどの営業損益が出るという、しかもそれがニューノーマルの新しい生活様式の中で何とか経済活動が人が動いて一定程度の収益が挙げられるだろうという中での計画でしたが、やはりここにきてこんなに長期的に続くという、それも段々段々拡大していくって非常に人の動きがほとんど止まってしまったような状態であれば非常に厳しいと。5番議員さんの資金ショートどうなのだというようなニュアンスでお聞き頂きましたけれども、まさにそういう状態であるということで別にルールがあって上半期、下半期に分けて金額を出してどうのこうのということではないのですが、何とかその資金繰りをきちっとしていかないと、また短期での借入ですかそういった、果たして貸してくれるかもわかりませんけれども、そういったその状態に陥っているのだというところをご理解頂いて、これが例えば3月の議会で認めて頂いて、では1年分となった時に本当に3月まで持つかどうなのかというそういった状況にあるのだということをご理解頂きたいなと。本当に公的な部分を本来町がやっていても負担しなければならない部分

について負担金という形で支出をして何とか今後の経営改善に向けて繋げていきたいなとういうそういった状況でございますのでご理解を頂ければと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それならば的確に資金繰りのためにお金が必要なので、そして例えば公社には当面これだけを貸し付けますよと、あるいは資本金としてこれだけ投入しますよとか、もっと普通にノーマルなやり方があったのではないかと思いますが、こういう対コロナの名目に減収影響額というような名目に化けて資金投入するというのは、私はどうかと思うのですが。その点が1つ。それから基本的にその振興公社の経営の中身なのですが、これは9月3日の全員協議会で頂いた資料です。課題解決に向けて振興公社の経営改善策として、1つには温泉部門はこれまでの事業内容を縮小し、経費の縮小を図るとしてございます。私も昔は、今も小さな店の経営者の1人ですが、経営の中では事業を縮小し経費の縮小を図るというのは、最後の手段というように思うのですね。ようするに事業内容を拡大して、なおかつ経費を縮小するというのは、経営の王道ではないかと思うのですが、このようなことをやっていたのでは本当にいくらお金を投入していっても最後は破産ということになりますよ。ましてや私はもっとその5千万を投入したことで経営の中身は改善しただろうなど踏んでいたのですが、どうも話を聞くとそうではない。資金ショートの直前にあるというようなことを聞くともっと单刀直入に町民に話すなり議会にあっても、こういう状況にあるからこうするのだということを説明ないですよね。資金ショートの可能性があるなんて今日がはじめてですよ。そういうことをこういう名目に隠れて資金を流用するというのはいかがなものかと思いますがその点をお聞きしたいと思います。それからまだ沢山あるのですが、同じく課題解決に向けた経営改善策の中に組織従業員の就業意識の向上のために経営目標の再確認、従業員同士の信頼関係の構築、業務意識の理解、目標設定などを明確にするというようなことを書いてありますが、これ現状どうですか。このようにやっているのですか。進捗状況はどうなのですか。こういったことが毎年のようにこの温泉のこれは元年度の決算の説明書ですが説明書の中には、営業報告の中にはこのようなことが毎年のように述べられます。営業計画の中にも同じように同じような文言が散見されます。それが毎年続いているのですよ。それが改善できないということは、ある意味町側として町の公共施設ですから、お金を投入するということもわからないでもないですが、先行きこんな状態が続く中にお金を投入するというのはいかがなものかなと思うところです。行く行くは2つのセクターを合併して1つにして経営の効率を図るなり改善点を見出すということなのですが、いずれにしてもその時点でもしっかりと明確にしたものを見ていかなければ、いくらお金があっても、いくらつき込んで経営体制は変

わっていかないと思います。その辺のところをどう考えているのかお答えいただきたと思  
いますが。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） コロナにかまけてというような発言があったのですが、決して  
そうではなくて、平成の半ばくらいから赤字体質になって、この原因がどこにあるのかと  
いう部分で一般質問の中でも質問して頂いて、一定程度お答えをしてきている。確かにそ  
ういった入込客の減少ですとかやっぱり観光の質が変わってきたという色々な部分で過去  
にはやっぱり相当な黒字を出していた施設ですから、ですからそこの要因というのは内的  
な体制の問題もあると思いますけれども、外的なそういった要因がやはりあって段々と厳  
しくなってきたと。いよいよ厳しくなってきたのが平成の終わりからこの元年にかけてと  
いうことで本当に厳しい状況になってきたと。何とか起死回生をしたくて頑張っていたの  
だけれども、中々その振興公社内部のこれは実働部隊の部分ですね。徐々にではあります  
けれども、改善になってきたのでしょうかけれども、やはり古くからの体質の中でどうも改  
善できない部分もあって、そういう経営改善が遅々として進まないということで、やはり一  
定程度大蛇をふるうという体制の改正もしなければならないということで、議会の方  
にも相談していたところなのですが、それと今回のコロナ禍における収入減というのは、  
これは別問題と言ったら同じ経営ですから違うのかもしれませんけれども、コロナの感染  
症の拡大による影響というのはやはり経営体質だとか営業努力だとか、あるいは町がやろ  
うが優良企業がやろうがそれは変わらないのですね。ですからやはりそのコロナ感染症に  
よってやはり落ちた減収については公共施設の部分についてはやはり一定程度負担してい  
きたいということで、これはお願いしているわけです。これと経営改善の部分と、これは  
ちょっと分けて考えて頂きたいなと思います。そして通常の経営の中でやはりどうも改善  
がされないという部分があります。ただ改善に向けて今後きっとやはり議員さんとも相  
談しながら一定程度方針も出しておりますけれども、こういった流れの中でやっていきた  
いということでやはりこの町にとって不要な施設であれば、これはやめていくということ  
でありますけれども、やはり利用されておりまし、やはり町民の1つの健康回復、健康  
増進の施設になっておりますので、やはり観光拠点としてやはり存続させていかないとい  
けない。その存続させるための経営をどうやはり改善させていくかというのは、コロナ禍  
における減収の部分とはまた別にこれは議論して頂きたいなと思うわけであります。それ  
と全部まとめて答弁したようなあれなのですが、職員の意識改革本当にこれ進まないとい  
う部分があります。ただ本当にやっていかなければならない問題等もありますし。今まで  
ずっとやってこれた、黒字経営の中でやってこれた、そして赤字に転落したというそういう

た中で、やはりそのある意味町が何とかしてくれるだろうというようなそういういた思いも中にはあったのではないかと思いますけれども、そういういた意識はやはりきちっとえていかなければならぬということは、これは今からでも遅くないと思いますし、これはやっていかなければならぬと考えておりますので、どうかコロナにかまけて資金繰りをしてやっていくというのではなくて、コロナの部分はコロナの部分ですと。経営改善の分は経営改善ですということで答弁をしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） コロナの問題と中身は別問題だという発言でしたが、でも実態はそこなのですよね。ショートする寸前だということですね。半期で普通であれば1年間営業して1年間の決算が出た段階で、そこでコロナの影響がこれだけあったから清算しますというそれが普通ではないかと思います。それをわざわざ半期にしたということは、やっぱり大きな目的は資金のショートというのが前提としてあるのではないですか。そうでなかったらこんな形に私はならないと思うのですよね。だからそれを資金がショートしそうだというのであれば、それなりに別の費目で林業保養センターに資金を投入する手法というはあるはずなのですよ。それはそれとして。分けて考えれというのであれば。それをしないでやったことは結果的には今までそういう発言ないですからね。私はてっきり5千万入れて、多分本当は貸借対照表見たいところですが見せてくれないのでから、見られないというのですから、その判断をできないのですよ。でも去年の決算書から先程言われたように資金ショートにならないようにするための方策として旧来ずっと短期借入金がありましたよね。それが書き換え書き換えしたのかもしれません。その中身がわかりませんが、でも短期借入金を支払うために長期借入を起こしたわけではないですね。基本的には短期借入れ金は短期借入金で回していくのが経営の中身ですよ。その他の色々な未払いの部分、その部分で考えると全体としてはそんな簡単に5千万入れたことによって資金ショートするような中身ではないというように私は去年の決算の数字から見てそう考えているのですよ。ましてやそれに基づいて温泉も計画の中では具体的に数字で2,600万の損益が出ても大丈夫だよという中で計画を立てたわけでしょ。それに現実は資金ショートしているのだったらちょっと問題が大きすぎませんか。3問目ですから、その辺の所しっかりと答えて下さい。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） ショートしたとは一言も言っておりません。するかも知れないという話はさせて頂きましたけれども。何故そういう答弁をしたかと言いますと、要するに同じことの繰り返しになるかもしれませんけれども、コロナの状況が恐らく今期の半ば

ぐらいに収まるだろうと、一定程度。そして完全ではなくならないけどもニューノーマルというそういう生活様式の中で一定程度人は動くだろうとそういったところで一定の収入があるので、ただ残念ながら2,600万程度の営業損益がでるのだという計画で進んできたということです。ただここに来て、コロナ禍が収まらなくて9月、10月の段階で9月にですね、全員協議会で勉強会やった時には、大変なんだけれども、何とか経営改善をしてこのままやりますよということで進んできました。ところが10月、11月になって段々と10月の末から厳しくなって温泉も来ない、そしてほとんどの飲食部門のご利用がなかったと、1つの例で言えば敬老会が0でしたと。相当な入込客ですからね、敬老会というのは。そういったのがなくて9月が経過して10月、11月になって11月の初旬に議員協議会をやった時にこのままじゃ非常に厳しい状況になるので何とか資金繰りをしなければならないので一定の負担をしていきたいと。ですから、そこは11月ですから。11月ですから、まだ上半期の決算も出来ていない段階でのお願い。このまま続くと厳しい状況になるということでお願いをしたという。たまたま計算上、上半期という言葉を使っておりますけれども、一定程度そこで精査できる区切りですから。会社としての四半期に分けて経営状況を見ていくのですけれども一般的には。ですから上半期の中でどうなっていくのかというその中でコロナによる公共分の影響はこれだけありますと。公共分以外にも飲食部門でもまだ更に収入減があるわけですから。そうすると相当な影響が来て、運転資金持っていますけれども、これから立ちいかなくなる恐れがあるので何とか運転資金を確保してやっていきたいという、それはコロナの部分です。ただ経常的に累積がありますから、これはこれでやっぱり解決していかなければならない部分があります。これはやはり経営改善をやっていかなければならぬし、意識改革もやっていかなければならぬし、株主の皆さん経営者ですから、そこで経営のノウハウ、きしっとやはり叩き込んで頂いてやっていきましょうというそういった中で、たまたま本当にコロナの影響でこういう状況になっておりますので、何とかこの公的な部分の負担だけはやはり設置者としてやっていきたいというそういった提案をしてお願いをしているところでございますので、何とかご理解を頂ければと思います。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありますか。なければここで暫時休憩します。再開は概ね1時15分。午後1時15分といたします。

---

休憩 午後0時13分

再開 午後1時14分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。議案第60号について質疑、先程ないということですので質疑を終了します。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 修正動議の提出を求めたいと思いますが許可をお願いします。

○議長（南 和博君） 只今、5番岩崎議員から修正案の動議が出されました。1名以上の賛成が必要ですが、岩崎議員1名でこの動議は受け付けることに致します。それでは岩崎議員から修正案が出されていますので、資料を配布いたします。

（資料配付）

○議長（南 和博君） 本件に対してお手元に配布しました修正案を原案と合わせて議題といたします。提出者の説明を求めます。

5番岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議でございます。上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出を致します。別紙をご覧ください。議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案。議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。第1条中、2億2,576万9千円を2億4,111万9千円に改める。第1表、歳入歳出の予算の一部を次のように改める。歳入18款繰越金、同じく1項繰越金、補正前の額1億201万9千円、補正額4,692万8千円を3,157万8千円に改め合計金額1億4,894万7千円を1億3,359万7千円に改めるものであります。寄りまして歳入合計は補正前の額62億6,396万9千円、補正額減額2億2,576万9千円を減額2億4,111万9千円に改めるものであります。合計金額については60億3,820万円を60億2,285万円に改めるものであります。次に歳出について説明をいたします。第7款の商工費、1項商工費、補正前の額3億9,919万2千円、補正額減額21万4千円を減額1,556万4千円に改め合計を3億9,897万8千円を3億、8,362万8千円に改め、歳出合計を62億6,396万9千円を補正額として減額2億2,576万9千円を減額2億4,111万9千円に改め合計金額を60億3,820万円のところを60億2,285万円に改めるものであります。次に、次のページをお開き下さい。修正に関する説明書でございます。総括歳入の部分。第18款繰越金、補正前の額1億201万9千円。補正額4,692万8千円を3,157万8千円に改め合計金額1億4,894万7千円を1億3,359万7千円とし、歳入合計を62億6,396万9千円。補正額を減額2億2,576万9千円を減額2億4,111万9千円とし、合計金額を60億3,820万

円のところを 60 億 2,285 万円に改めるものであります。歳出については 7 款の商工費、補正前の額 3 億 9,919 万 2 千円、補正額減額 21 万 4 千円を減額 1,556 万 4 千円に改め合計金額は 3 億 9,897 万 8 千円のところを 3 億 8,362 万 8 千円に改めるものであります。補正額の財源内訳はご覧の通りでございます。よって歳出の合計は 62 億 6,396 万 9 千円、補正額が減額 2 億 2,576 万 9 千円のところを減額 2 億 4,111 万 9 千円に改め、合計金額 60 億 3,820 万円のところを 60 億 2,285 万円に改めるものでございます。補正額の財源内訳はご覧の通りでございます。次に 2 番歳入についてご説明を致します。18 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金でございます。補正前の額は 1 億 201 万 9 千円、補正額が 4,692 万 8 千円のところを 3,157 万 8 千円に改め合計金が 1 億 4,894 万 7 千円のところを 1 億 3,359 万 7 千円に改めるものでございます。また節については、1 節前年度繰越金 4,692 万 8 千円のところを 3,157 万 8 千円に改めるものでございます。説明は記入の表記の通りでございます。次に歳出について説明いたします。7 款商工費、1 項商工費、4 目びふかアイランド管理費でございます。補正前の額は 8,710 万 6 千円、補正額が 1,558 万 7 千円のところを補正額 23 万 7 千円に改め合計金額 1 億 269 万 3 千円のところを 8,734 万 3 千円と改めるものでございます。補正の財源内訳については以上の内容でございますが、特に節の部分第 18 節負担金補助及び交付金については、1,535 万円のところを 0 円とした補正となってございます。次に補正修正案の理由について申し述べます。4 点ございます。1 つ目は補正予算の性格の視点から申し述べたいと思います。補正予算は当初予算編成後に予期できなかつた制度の改正や公共事業費の配分決定など情勢の変化によって規定の予算に追加あるいは変更を加える必要が生じた場合に組まれるべきものでございまして、1 つ目に天災や災害の発生によって必要となった予算措置を行うこと、また 2 番目には国、道の補助金、負担金、交付金等の確定によるもの。3 つ目には地方債の同意の見通しが確実になったことによるもの。4 つ目には、建設事業の設計変更等によるもの。5 つ目に公務員の給与等の改定を行うためのもの。6 つ目に予算成立後税制や補助制度、財務制度等法令改正によるもの。7 つ目には物価の変動と経済上の変化によるもの。8 つ目には当初予算の積算の誤りを是正するものなど年間予算として組んだ当初予算の意義や財政運営の一貫性が失われることのないように必要最小限に留めるべきであり、計画的効果的な予算執行が求められることが大きな理由です。次に 2 つ目は該当する今回の予算措置は総合計画の基本構想、基本計画に合致するものであるか否か。あるいは不要不急の予算となっていないか。また、振興公社の長期的な観点から是非を判断する必要もあり、1 年間の推移を見守り令和 2 年度の決算確定前後に改めて令和 2 年度における新型コロナによる減収と指定管理者の指定

管理料などと共に新年度当初予算に計上されることが望ましく、しっかりと予算委員会の場で議論する必要があります。今回の負担金という説明にも疑問があり、負担金でいいのか、補助金とすべきか、公社の将来展望が明らかになる期間は貸付金とすることも考えられ更には将来的な健全運営のためには資本金増資という手法も考えるところであります。

3つ目としては美深振興公社の経営状況はひと時累積赤字による経営の危機的状況があったと推測されますが令和2年度5千万円の長期借入により、その域を脱したと見受けられることにより今緊急に資金が必要であるとは考えにくいところであります。公社の令和2年度営業計画には、このまま対策をとらずに経営を続けた場合、最大5千万円を超える損益も見込まれるため、今年度の運営にあたり国の制度に準じた貸付制度を利用し、日本政策金融公庫から5千万円の融資を受けて参りますとあります。収支計画書にも売り上げ準備利益を1億5,941万円として前年実績比では4,919万円の減、23.6%の減で計画し、営業損益も前年比979万円減の2,628万円と計上済みでコロナ禍による営業への影響も一定程度織り込み済みの計画となっていると判断したところであります。最後に4点目でございますが、林業保養センターの今後の在り方については様々な課題があり、多額の累積赤字を期にどのような方向性で解決を図っていくのか議論の緒についたつき、ようやくその議論が始まったこと、また国の通知にある抜本的な改革を含む経営健全化へ取り組む推進のその措置について受入を実施するのかしないのか、それは先行きも不透明な状況にもあり、今貴重な財源を充てることに費用対効果が確保される状況にはないと判断し、この度の減額修正を提出することと致しました。最後になりますが美深アイランドを含めた林業保養センターが、町民は元より全国各地あるいは海外からも人気を博す施設に生まれ変われるよう町民と行政と議会とスクラムを組んで将来像を検討し成案を築き上げて納得いく生きた財源の使い方がされるよう望むものであります。議員各位のご理解とご賛同賜りますようお願いを申し上げ説明といたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたのでこれから修正案に対して質疑を行います。質疑ございませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行いますが、まず原案賛成者の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認めます。次に、原案反対者の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認めます。次に修正案反対者の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認めます。次に修正案の賛成者の討論を行います。討論ござりますか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 苦渋の選択でここに立っていますが、総論で言えばですね。こちらはちょっと資料を読みながらになると思いますが、第3セクター等の経営健全化に関する指針ということが総務省から平成26年に出されておりますが、この中で第3セクターについて多々述べられておりますが、ちょっと朗読になろうかと思いますが読ませてください。第3セクターの経営や公的支援の実態を把握し監査結果については議会・住民に対して説明を行うと共に当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。外部の監査を積極的に活用することが望ましい。端折って言っていますが失礼いたします。外部の専門家の意見等を参考にしつつ、第3セクター等を行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査すると共に第3セクター等以外の事業手法とも比較も行い、最終的な費用対効果を留意することが必要である。事業継続の前提なる条件の明確化に取り組むことが望ましい。第3セクター等の経営状況等について健全性の喪失等が判明した場合は速やかにその旨を明らかにし経営健全化に取り組むことが必要である。議会への説明と住民への情報公開、第3セクター等の財務書類や将来負担額を報告・公表することに加え第3セクターの経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）現在の経営状況に至った理由、将来の見通しについてわかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。第3セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導することが最も有効であると考えられる。経営責任の明確化と徹底した効率化、第3セクターの経営責任は経営者に帰するものである。第3セクター等の経営が悪化した場合には民事刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分認識した上で第3セクター等の経営にあたることが必要である。まだ長くなりますのでちょっと端折らせてください。地方公共団体は第3セクター等の資金調達について公的支援（財政支援）の考え方方に記載する公的支援（財政支援）の考え方を踏まえ地方公共団体の信用力に依存するものではなく、徹底した情報開示を前提とした上で自立的に行われるよう留意すべきである。あと長等の私人としての債務保証、地方公共団体の長等が私人としての立場で第3セクター等の債務を保証することは公職としての立場での契約と混同される恐れがあるため行うべきでない。現在このような契約を行っている場合は早急に是正する必要がある。などなどを述べましたが、今までの町の開示並びに手法に問題があると私は考えまして、修正案に賛成の立場で討論と致します。

○議長（南 和博君） 討論は以上としますがよろしいですか。原案賛成の討論であれば受け付けますが。

6番藤原君。

○6番（藤原芳幸君） すみません。最初の時に期を逃して手を挙げ損ねたものですから。原案賛成という立場で意見を述べさせていただきます。本日の議論の中で補正予算にあがる部分としては色々な要項がある中で、今回はどうなんだという話がございました。ある意味、今回の部分は今年のコロナ感染による減収を支援をするという部分が柱であるということは申し上げておりましたけれども、これに関してはひょっとしたら天災という部分にも考えられるのではないのかなという状況でございました。そういう中にあって、後年度3ヵ月と数週間を残す中でこのような提案が上がってきたということはそれなりに緊急性の高いものであったのだろうというように判断をするわけでございますけれども、そこのところが正直年度、次年度予算の中でしっかりと組んでいくという主張も理解も出来る部分ですけれども、それに関してはそこまで緊急性が必要かどうかということは正直伝わらなかった部分ではありますが、このような形できているということは新年度からの新体制等の経営の立て直し等を考えると非常に厳しい運営の中での補正予算という形での提案であったというふうに受け止めているところでありますけれども、そういう意味でいきますと非常に難しい選択の中で消極的賛成といったらあれですけれども、賛成せざるを得ない部分ではあるのかなと何とか今年度中をそういう形で乗り切って新体制に期待をして以降の経営の中身等の体制にくんしてはその中でしっかりとまた議論していくべきかなという部分がございます。それで補正予算が通ればすぐにでも執行出来る形にはなりますけれども、私の思いとしては、ここに関しては賛成するけれども執行の際には1つ協議をして頂ければ有難いのかなと思っております。それは義務ではございませんので、どうはからっていただけるかはわかりませんけれども、そういうようなことを期待をしながら補正予算に関しては賛成をさせて頂こうかなという思いでおりますので、どうぞよろしくお願いしたいなと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 議事の進行なのですが、賛成・反対という形の進めの中で最後に原案賛成であれば許しますということは議事進行上

○議長（南 和博君） 違います。違います。順番として、順番としてまた元に戻って原案賛成者の討論ということの許しです。

○5番（岩崎泰好君） でも最初に原案賛成者がいなかつたのでしょうか。いなかつたのに改めてもう一回というのはあり得ないでしょう。最初に原案賛成者の発言があって順番に

進めて行って、もう一回りして原案賛成者というならわかりますよ。最初の発言がない中で今の発言を許すというのは議事進行上あり得ません。

○議長（南 和博君） あり得なくないです。順番としてこの流れでやるのが当然です。他に討論ありませんかと言ったら手を挙げたので、どの立場の討論ですかということで原案賛成の討論というから認めただけ。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと私はそれは疑義を申し述べておきます。事務局の見解はどうなんですか。

○議長（南 和博君） 問題ありません。他に討論ありませんか。なければ以上で討論を終了します。それではこれから採決を行います。この採決は起立により行います。はじめに修正案に賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（南 和博君） 起立少数です。従って修正案は否決されました。これから原案について採決を行います。原案に賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（南 和博君） 起立多数です。従って議案第60号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第6号）は原案可決すべきものと決しました。

---

◎日程第12 議案第61号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第61号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第61号に関し質疑を行います。質疑はありませんか。なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第61号について採決します。議案第61号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第61号は可決されました。

---

◎日程第13 議案第62号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第62号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第62号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第62号について採決します。議案第62号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第62号は可決されました。

---

◎日程第14 議案第63号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第63号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから議案第63号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

5番岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 5ページ、歳出の方ですが居宅サービス給付費負担金の減額、それからその下の高額介護サービス等費負担金の増額、たまたま金額が同じなのですが中身が違うと思うのですがこの内訳がどのようになっているのか具体的な数字、人数ですか、金額ですかそれらについて教えて頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今のご質問ですけれども、まず4項の高額介護サービス費の方になりますけれども、こちらが実績の見込みにおいて不足する見込みがありますので、そちらを調整するという補正額をこの210万円ということを算出してしまって、居宅サービス給付費の方につきましては、実績ではここまで当初の予算まではいかないという見込みもありますので、そちらで給付費の中でプラスマイナスといいますか給付費の中で増減がない形で補正を組ませて頂いて、最終的にまだ各給付費の中で増減出てきますので、その部分含めて3月で清算という形をとるという考えでおりますので、現在不足する部分の増額という部分がメインの補正というようにご理解を頂ければと思います。

そしてちょっと人数ですか、実績の細かい数字を持ち合わせていなかったものですから、ご理解頂ければと思います。ただ高額サービスが増加する要因としましては、施設入所されている方が増加しているということに伴いまして高額の対象者が増加しているということで増えてきているというように要因は考えているところでございます。

○5番（岩崎泰好君） わかりました。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第63号について採決します。議案第63号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第63号は可決されました。

---

◎日程第15 議案第64号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第64号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第64号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第64号について採決します。議案第64号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第64号は可決されました。

---

◎日程第16 議案第65号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第65号 令和2年度美深町下水道事業特

別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第65号に関し質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第65号について採決します。議案第65号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第65号は可決されました。

---

◎日程第17 議案第66号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算  
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第66号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第66号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第66号について採決します。議案第66号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第66号は可決されました。

---

◎日程第18 意見書案第6号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 意見書案第6号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は小口議員、中野議員、荒川議員、名取議員です。この際提出者の藤原議員から本件の趣旨

についてご説明を頂きます。

6 番藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） 意見書案第 6 号について提案説明を申し上げます。国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてであります。地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定によりこのような意見書を提出するものであります。提出者は私藤原、賛成者は小口、中野、荒川、名取の各議員となります。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、他関係する大臣となっております。意見書案の中身について申し上げます。国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案でございます。北海道は豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など多様な魅力を有しております。国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けております。今後はまず第 3 波襲来により急速に拡大をしているコロナ感染を抑制し、経済活動を図ることや復興に向けた取り組みが加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである「食」や「観光」に関する地域、（生産空間）が持つ潜在能力が最大限発揮できるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路のネットワークの早期形成や機能向上が不可欠であります。また本道は近年豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時における交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など様々な問題を抱えております。加えて本州に比べ積雪、寒冷の度合いが特に甚だしく除排雪等に要する費用も多額になっております。こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと自然災害の防災対策や復旧工事、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することを求め、次の事項に特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源を確保するとともに道路関連予算は所要額を満額確保すること。2 高規格道路は着手済み区間の早期開通と未着手区間の着工及び暫定 2 車線区間の対面通行区間、センターポールの区間であります。この解消を早期に図り、通行の安全を確保すること。3 令和 2 年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化の 3 か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。4 道路施設の老朽化対策を推進する為、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うため技術的支援の充実を図るとともに対策予算を確保すること。5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快

適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など地域の暮らしや経済活動の復旧を支える道路の整備や管理の充実を図ること。6 泊発電所周辺道路は複合災害発生時の避難道路となることからこうした道路は国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るための必要な予算を別枠で確保すること。7 災害時の迅速かつ円滑な復旧等のため北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図るものであります。以上、地方自治法第99条の規定によって意見書として提出するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから意見書案第6号について採決します。意見書案第6号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。従って意見書案第6号は原案の通り可決し意見書を提出することに決定しました。

---

◎日程第19 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第19 承認第4号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。産業教育常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。本定例会は令和2年最後の議会でありますので、ご挨拶を申し上げたいと思います。はじめに山口町長からご挨拶をお願い致します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 特別、コロナ禍なものですから考えていなかったわけであります

けれども、最後の議会ということありますから若干お話を申し上げたい、お礼を申し上げたいとこのように思っております。第4回の定例会ということで年末議会なわけでありますけれども、補正予算含めて賛成多数で可決頂いて大変感謝申し上げなければならないなと思っているわけあります。まだまだコロナ対策もいつ収束するか見通しがつかないような状況であります。本当にそういう意味では今年1年厳しかったのかなと思っております。しかしながら議員各位には本当に心配な年でありましたけれども、色々な面でご協力願ったことに感謝を申し上げて言葉足りませんけれどもご挨拶にさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 和博君） それでは議長としても一言ご挨拶申し上げます。今年は何と言っても新型コロナウイルスに振り回された1年がありました。町のイベントや各種行事が全く実施出来なかったことは人類に警鐘を鳴らしているかの如く社会経済の在り方を見直す大きな出来事がありました。この禍を福となす為皆の知恵を結集してまちづくりに尽力しようではありませんか。このような中にあっても第5次総合計画の最終年として懸案であった仁宇布小中学校校舎建設も来年度の開校に向けて着々と進んでおりまし、チョウザメ飼育施設も屋外水槽が稼働し、飼育当初の増産に向けて環境整備が整いました。また西団地公営住宅の建替えも進み、将来の定住環境も整備されました。農業においては本年の出来秋もほぼ平年作となり特に米は平年作を上回る作柄となりましたが、全国的な豊作で水張り面積の制約問題も浮上しております。さらに地球環境の変化から栽培作物の変化も想定され、今後の営農類型の見直しも検討する時代に入っていると思います。この他、農家戸数の減少により個々の耕作面積は限界を超えることも想定され、今後の農地対策を早急に進めなければなりません。基幹産業の農業を振興する上でもスマート農業を積極的に活用して効率的で生産性向上を図ることが将来の美深農業に必要であります。産業振興においては北の森づくり専門学院が開校となり美深町では既存の施設を研修施設として整備し、林業の担い手づくりに寄与するものと期待します。またコロナ禍にありながらも新規就農者の頑張りや商工業の新規開業者の中には順調に営業されている方もおります。さらにUターンで新規開業する方や、後継者が数名おられる話を聞くと明るい兆しで閉塞感から解放される思いであります。今年1年の鬱憤を取り返すべく一刻も早いコロナ禍の収束を待ち望むところです。本年は国勢調査も行われ次期総合計画の財政運営に反映されます。今後は非常に厳しい財政運営が求められる一方で、これまで先送りされてきた公共施設の改修・改築が待っております。改修計画の優先順位や建設費の抑制を図る考え方が重要で、これまでとは視点を変えた構想も必要であると感じています。更には第3セクターの在り方も大きな課題であり、一時しのぎの付け焼刃的支援ではなく将来のあるべき姿を

早急に示す必要があります。また町民の安心と安全を確保する意味でも医療体制の安定は最も重要であります。その意味において長年町民の健康維持にご尽力を頂いた民間診療所が閉院されることは大変残念なことです。改めて長年のご尽力に感謝と敬意を表するところであります。今後においては町民の医療と健康維持のために開業医誘致の実現と美深厚生病院の充実強化に一丸となり取り組まなければなりません。この想像もしないコロナ禍により今まで経験したことのない行政運営や第6次総合計画策定に関わった職員各位においては大変な1年であり、そのご苦労にねぎらいと敬意を表するところです。今定例会で第6次美深町総合計画の基本構想も議決され、今後は基本計画に基づき具体的な実施計画が策定されます。人口の減少や少子高齢化、公共施設の改修改築、第3セクターの運営等々について、第6次総合計画の最終年である令和12年度の人口推計3,300人の町を見据えた現実的かつ機能的なまちづくりが求められます。財政の緊縮化も懸念されることから限られた財源で最大の効果を出せる実施計画を期待し、議会としても積極的な政策・提言をしていかなければならないと感じています。結びに今年1年まちづくりにご協力頂いた町民に心から感謝するともに町長はじめ理事者、職員各位、議員各位においては1年間本当にご苦労様でした。皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ年末にあたってのご挨拶といたします。良いお年をお迎えください。ありがとうございました。

これで令和2年第4回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　名取明美

署名議員　田中真奈美